

東温市地域防災計画

風水害等災害対策編

東温市水防計画



令和 年 月修正
東 温 市



目 次

第1章 総 論

第1節	計画の主旨	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	東温市の地勢等及び災害の概要	11

第2章 災害予防対策

第1節	防災気象情報の伝達【防災・水防】	14
第2節	防災思想・知識の普及	31
第3節	自主防災組織等の防災対策	35
第4節	ボランティアの防災対策	44
第5節	防災訓練の実施	45
第6節	業務継続計画の策定	47
第7節	避難対策	48
第8節	緊急物資確保対策	54
第9節	医療救護対策	57
第10節	防疫・保健体制の整備	60
第11節	孤立地区対策	61
第12節	要配慮者の支援対策	62
第13節	広域的な応援体制の整備	68
第14節	資材・機材等の点検整備	73
第15節	情報通信システムの整備	75
第16節	ライフライン災害予防対策	79
第17節	公共土木施設等の災害予防対策	83
第18節	文化財の災害予防対策	86
第19節	水害予防対策	87
第20節	地盤災害予防対策	93
第21節	鉄道施設災害予防対策	96
第22節	危険物等災害予防対策	96
第23節	火災予防対策	98
第24節	林野火災予防対策	103
第25節	災害復旧・復興への備え	104

第3章 災害応急対策

第1節	応急措置の概要	107
第2節	防災組織及び編成	108
第3節	動員計画	122
第4節	通信連絡	124
第5節	情報活動	127
第6節	広報活動	133
第7節	避難活動	136
第8節	緊急輸送活動	148
第9節	交通応急対策	151
第10節	孤立地区に対する支援活動	155
第11節	消防活動	157
第12節	水防活動【防災・水防】	160
第13節	人命救助活動	174
第14節	遺体の搜索・処理・埋葬	177
第15節	災害救助法の適用	179

第16節	食料及び生活必需品等の確保・供給	182
第17節	飲料水等の確保・供給	185
第18節	医療救護活動	187
第19節	防疫・保健活動	193
第20節	廃棄物の処理	197
第21節	障害物等の除去	200
第22節	動物の管理	201
第23節	応急住宅対策	202
第24節	応急教育活動	205
第25節	要配慮者に対する支援活動	208
第26節	ボランティア等への支援	210
第27節	応援協力活動	211
第28節	県消防防災ヘリコプターの出動要請	214
第29節	自衛隊災害派遣要請の要求等	217
第30節	ライフラインの確保	221
第31節	郵便事業の運営維持	226
第32節	豪雪災害防止活動	226
第33節	航空災害応急活動	229
第34節	鉄道施設災害の応急活動	231
第35節	危険物施設等の安全確保	232
第36節	大規模火災応急活動	234
第37節	林野火災応急活動	234

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	公共施設災害復旧対策	236
第2節	復興計画	238
第3節	災害復旧資金	240
第4節	被災者等に対する支援	243

本文中の表記については、以下によります。
 ・水防計画と地域防災計画に係るもの→【防災・水防】
 ・水防計画に係るもの→【水防】

【修正等】

平成19年	3月	策定
平成26年	3月	修正
平成27年	9月	修正
令和4年	3月	修正
令和5年	3月15日	修正
令和6年	3月26日	修正
令和7年	3月25日	修正
令和 年 月 日		修正

第1章 総論

第1節 計画の主旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東温市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、東温市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、東温市の地域にかかる河川、湖沼又は内水（水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することも目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策及び水防対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局、その他國の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：NTT西日本（株）等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第3 計画の構成

本編の構成は、以下の4章による。

1 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

3 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

なお、この風水害等災害対策編によるもののほか、地震災害に対応するため、地震災害対策編を定める。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市、県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることができることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を推進するため時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携を図る。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び公共機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第5 国土強靭化の基本目的を踏まえた地域防災計画の策定等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法第13条に基づき策定された国土強靭化計画である「東温市国土強靭化地域計画」は、東温市国土強靭化地域計画以外

の市計画の指針となるべきものとして、市政の基本方針である「東温市総合計画」とも整合を図りながら策定している。このため、市は、東温市国土強靭化地域計画の基本目標である。

- 1 人命の保護が最大限に図られること
- 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 東温市

- 1 東温市地域防災計画（以下、「本地域防災計画」という。）の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災のための施設等の整備
- 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 8 被災者の救出、救護等の措置
- 9 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊娠婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待機等の安全確保措置の指示、避難所及び指定避難所の開設
- 11 消防、水防その他の応急措置
- 12 被災児童生徒の応急教育の実施
- 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 14 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 15 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

【水防】

- 1 水防組織の確立

- 2 水防団、消防団の整備
- 3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
- 4 水防団及び消防機関の出動準備又は出動
- 5 警戒区域の設定
- 6 警察官の援助の要求
- 7 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請
- 8 堤防の決壊等の通報、決壊後の処置
- 9 公用負担
- 10 避難のための立退き指示
- 11 水防訓練の実施
- 12 水防計画の作成、県知事に届け出
- 13 水防協議会の設置

第2 県

- 1 愛媛県
 - (1) 県地域防災計画の作成
 - (2) 防災に関する組織の整備
 - (3) 防災思想・知識の普及
 - (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
 - (5) 防災訓練の実施
 - (6) 防災のための装備・施設等の整備
 - (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
 - (8) 被災者の救出、救護等の措置
 - (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
 - (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
 - (11) 水防その他の応急措置
 - (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
 - (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
 - (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
 - (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
 - (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
 - (17) 緊急輸送の確保
 - (18) 災害復旧の実施
 - (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
 - (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 【水防】
- (1) 指定水防管理団体の指定
 - (2) 水防計画の作成及び要旨の公表

- (3) 水防管理団体が行う水防への協力
- (4) 水防協議会の設置
- (5) 洪水予報の通知
- (6) 水位の通報及び公表
- (7) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知
- (8) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知
- (9) 浸水想定区域の指定、公表及び通知
- (10) 大規模氾濫減災協議会の設置
- (11) 水防警報の発表及び通知
- (12) 水防信号の指定
- (13) 避難のための立退き指示
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示
- (15) 水防団員の定員基準の設定
- (16) 水防管理団体の負担する費用補助
- (17) 水防に関する必要な報告
- (18) 水防に関する勧告及び助言

2 愛媛県警察本部（松山南警察署）

- (1) 災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 警察庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 防災関係機関からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 警報等の伝達に関すること。

第3 指定地方行政機関

1 四国総合通信局

- (1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。
- (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

2 四国財務局（松山財務事務所）

- (1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。

3 愛媛労働局（松山労働基準監督署）

- (1) 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
- (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。

4 農林水産省生産局及び中国四国農政局（愛媛県拠点）

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- (3) 農林業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設等の整備に関すること。
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (6) 災害時の食料の供給に関すること。
- (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

5 四国森林管理局愛媛森林管理署

- (1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- (2) 国有保有林の整備保全
- (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給
- (4) 民有林における災害時の応急対策等

6 四国経済産業局

- (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。
- (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。

7 中国四国産業保安監督部（四国支部）

- (1) 電気及びガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。
- (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。
- (3) 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。

8 四国地方整備局（松山河川国道事務所、四国山地砂防事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、以下の事項を行うよう努める。

(1) 水防

- ア 洪水予報の通知
- イ 水位の通報及び公表
- ウ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知
- エ 浸水想定区域の指定、公表及び通知
- オ 大規模氾濫減災協議会の設置
- カ 水防警報の発表及び通知

(2) 災害予防

- ア 所管施設の耐震性の確保
- イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

(3) 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）及び災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣
- (4) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。

9 四国運輸局(愛媛運輸支局)

- (1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。

10 国土地理院四国地方測量部

- (1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
- (3) 地理情報システム活用の支援・協力
- (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
- (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

11 大阪管区気象台（松山地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

12 中国四国地方環境事務所

- (1) 環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
- (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。

13 中国四国防衛局

災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊）

- 1 被害状況の把握に関すること。
- 2 避難の救助及び遭難者等の搜索に関すること。
- 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。

- 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- 5 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。
- 6 給食及び給水、入浴支援等に関すること。
- 7 危険物の保安及び除去に関すること。

第5 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社（四国支社（重信郵便局））
 - (1) 郵便事業の運営に関すること。
 - (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- 2 日本銀行（松山支店）
 - (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整に関すること。
 - (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
 - (5) 各種金融措置の広報に関すること。
- 3 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
 - (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
 - (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
- 4 日本放送協会（松山放送局）
 - (1) 住民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- 5 西日本高速道路株式会社（四国支社）
管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
- 6 **N T T 西日本**株式会社（四国支店） 株式会社 N T T ドコモ（四国支社） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること。
 - (2) 災害時における通信の確保に関すること。
 - (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- 7 日本通運株式会社（松山支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山東支店）、佐川急便株式会社（松山店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）、西濃運輸株式会社（松山支店）、丸協運輸株式会社（愛媛営業所）
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

8 四国電力株式会社（愛媛支店） 四国電力送配電株式会社（愛媛支社）

- (1) 電力施設等の保全に関すること。
- (2) 電力供給の確保に関すること。
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
- (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

9 KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

10 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）

- (1) 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 広域災害における（独）国立病院機構からの医療班の派遣に関すること。
- (3) 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。

11 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

- (1) 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。
- (2) 災害対策用物資の供給に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 伊予鉄道株式会社

- (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。

2 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

3 一般社団法人愛媛県歯科医師会

- (1) 検査時の協力に関すること。
- (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

4 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、
株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社

- (1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
- (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
- (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

5 四国ガス株式会社

- (1) ガス施設等の保全に関すること。
- (2) ガス供給の確保に関すること。
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。

6 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会

- (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

7 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
- (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

第7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

1 土地改良区

土地改良施設の整理及び保全に関すること。

2 えひめ中央農業協同組合、松山市農業協同組合、松山流域森林組合

- (1) 共同利用施設等の保全に関すること。
- (2) 被災組合員の援護に関すること。
- (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

3 東温市商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関すること。
- (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

4 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

- (1) 危険物施設等の保全に関すること。
- (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。

5 社会福祉法人 東温市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
- (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

6 社会福祉施設等管理者

- (1) 施設利用者等の安全確保に関すること。
- (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。

7 一般社団法人 東温市医師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施の協力に関すること。
- (2) 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。

8 東温市歯科医師会

- (1) 検案時の協力に関すること。
- (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

9 東温市建設業者組合

- (1) 災害時における建設機械等の応援に関すること。
- (2) 災害復旧活動等に関すること。

10 東温市婦人会

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化に関すること。
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立に関すること。

第8 住民・事業者

1 住民

(1) 住民

- ア 自助の実践に関すること。
- イ 地域における自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下、「自主防災組織等」という。）の防災活動への参加に関すること。
- ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。

(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。
- エ 市が実施する防災対策への協力に関すること。

2 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 市が実施する防災対策への協力に関すること。

資料編1-1 防災関係機関連絡先一覧

第3節 東温市の地勢等及び災害の概要

第1 自然的条件

1 位置及び地勢

東温市は、愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあり、県都松山市から12kmに隣接する。東は西条市、西は松山市、南は久万高原町、そして北は今治市に接し、面積は、211.30 km²である。

地形としては、東に石鎚山地、南に皿ヶ嶺連峰、北に高縄山塊を望み、三方の山間部と西の松山平野へ向かって広がる扇状の平坦地などから形成されている。市の中央には、北部に源を発する重信川が流れ、市を二分化しているほか、重信川に合流する表川や、東部の山間部を流れる滑川などがあり、泉やため池も多く存在する。

2 気候

気候は瀬戸内式に属し、平均気温は16℃前後と温暖で降雨量が比較的少なくなっている。しかし、複雑な地形のため、内陸に入るに従い気温は下がり、山間部では、12~15℃となるなど、場所によっては相当な気温差がある。

また、毎年数回の台風にみまわれるが、四国山地及び九州山地に遮断されて災害の少ない地域である。

第2 社会的条件

1 人口

市の人口は、平成17年の国勢調査までは年々増加傾向にあり、35,278人に達していたが、令和2年の国勢調査によると、33,903人と前回調査より710人減少した。

世帯数については、令和2年が14,331世帯と、平成2年の9,779世帯に比べて約1.5倍の伸びを示している一方、1世帯当たりの人口は、令和2年が2.36人と、平成2年の3.25人から毎回減少して推移しており、核家族化の進行を示している。

また、高齢者人口をみると、令和2年では10,000人を超え、平成27年と比べても1,000人近く増加するなど、その増加割合も近年に近づくにつれ大きくなっている。市としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、防災面についても要配慮者対策などに取り組み、関係機関及び関係団体と連携して、防災対策を推進していくことを求められている。

< 人口の推移等 >

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口(人)	31,753	33,058	34,701	35,278	35,253	34,150	33,909
世帯数	9,779	10,801	11,921	12,861	13,490	13,978	14,331
1世帯当たりの人員(人)	3.25	3.06	2.91	2.77	2.61	2.48	2.36
高齢者人口 (65歳以上)	人口(人)	4,499	5,656	6,712	7,625	8,402	9,526
	割合(%)	14.2	17.1	19.3	21.6	23.8	30.1

2 産業、経済

市は、温暖な気候と河川流域の肥沃な土地に恵まれ、古くから農耕が盛んで、また金毘羅街道など交通の要衝としても栄えてきたが、基幹産業の農林業の労働力が第2次産業や第3次産業へ流出し、就業形態も農林型から都市型産業構造へ変わるなか、県都松山市のベッドタウンとして宅地化が進むなど都市近郊田園都市として発展している。

(1) 農林業

中山間地の変化に富んだ地勢と都市近郊という立地条件から、附加価値の高い農作物の生産や環境保全型農業を図っている。

(2) 商工業

地域経済の発展と雇用機会の拡大を目指し、商工会と産業振興会議等連携した既存企業の振興を図るほか、川内インターチェンジ、東温スマートインターチェンジなど交通の結節点としての位置を活用した優良企業（頭脳企業）の誘致に努めている。

(3) 観光等

恵まれた自然観光資源を最大限に活用し、山間部の豊かな森林や水辺空間を活用した新たな観光・交流基盤の整備を推進している。

また、他産業との連携や民間施設の活用、祭り、イベントなど多様な資源を活用した観光・交流機能の拡大を図り、交流人口の増加と地域活性化を目指している。

3 土地利用

市の行政区画面積は211.30km²で、都市計画区域は2,380haである。そのうち、市街化区域は402.0ha、市街化調整区域は1,978.0haとなっている。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等防災対策の面からも土地利用の活用が必要といえる。

4 交通

市は、愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部にあり、松山市の中心部から距離にして12kmと恵まれた立地条件にある。

広域的な幹線道路としては、四国縦貫自動車道（松山自動車道）が本市を東西に横断し、本市への玄関口として、川内インターチェンジ、**東温スマートインターチェンジ**が設置されており、高速道路網へのアクセスに恵まれている。

また、徳島、高松、松山の3県都を結ぶ四国の大動脈である国道11号をはじめ、国道494号が久万高原町へ通じているほか、県道8路線（松山川内自転車道線を除く）が走っている。

さらに、伊予鉄道高浜・横河原線が走っており、松山市とは20～30分で結ばれている。

第3 過去の災害

本市における過去の主な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編2-1 過去の主な災害

第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本章においては、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 防災気象情報の伝達【防災・水防】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編の定めるところによる。

第1 定義【防災・水防】

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性が【高】【中】の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事

が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

11 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

12 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

(1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいう。

(2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の参考になる防災気象情報と5段階の警戒レベルとの関連付けるものをいう。

第2 気象等警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統【防災・水防】

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が市域に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、以下のとおりである。

< 気象等警報・注意報の種類及び発表基準 >

令和6年5月23日現在
発表官署 松山地方気象台

東温市	府県予報区	愛媛県				
	一次細分区域	中予				
	市町村等をまとめた地域					
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	16 139			
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準	内川流域=7.2、表川流域=24.6、滑川流域=13.9 -			
		指定河川洪水予報による基準	重信川[出合]			
	暴風	平均風速	20m/s			
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う			
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		
			山地	12時間降雪の深さ30cm		
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準	10 97			
		流域雨量指数基準 複合基準(1)	内川流域=5.7、表川流域=19.6、滑川流域=11.1 内川流域=(8、5.7)、表川流域=(8、15.7)			
	洪水	指定河川洪水予報による基準	重信川[出合]			
		強風	平均風速	12m/s		
		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm		
			山地	12時間降雪の深さ15cm		
	波浪	有義波高				
	高潮	潮位				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%				
	なだれ	積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上あり最高気温8以上又はかなりの降雨(2)				
		低温	平地 最低気温 -4 以下	山地 最低気温 -8 以下		
	霜	晩霜期 最低気温3以下				
	着氷					
	着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上 気温: -1 ~ 2				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

(1) (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。

(2) 気温は松山地方気象台の値。

<気象等警報・注意報の種類及び発表基準表の見方>

- (1) 土壤雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、市内におけるメッシュの基準値の最低値を示している。
- (2) 「川流域=30」は「川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (3) 土壤雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“-”で示している。

<「土壤雨量指数」及び「流域雨量指数」の定義>

- (1) 土壤雨量指数

土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて領域ごとに算出する。

- (2) 表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

- (3) 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて領域ごとに算出する。

<「平地」及び「山地」の定義>

- (1) 平地

山地以外の地域

- (2) 山地

概ね標高200m以上の地域

2 細分区域

愛媛県における気象警報や注意報は、二次細分区域（市町）単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

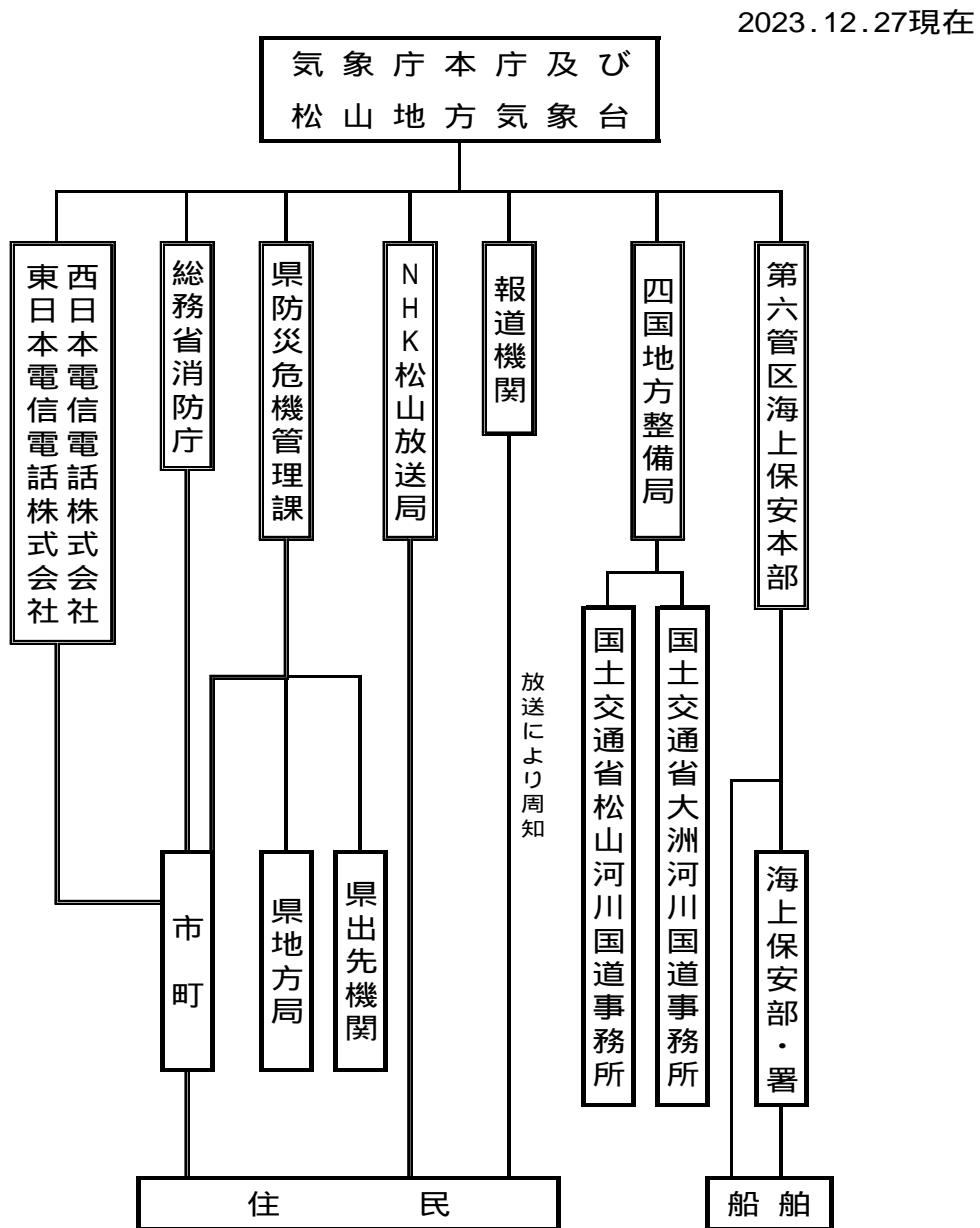
この場合、市町名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

東予 東予東部	～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域
東予西部	～ 今治市、上島町の地域
中予	～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
南予 南予北部	～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
南予南部	～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、以下のとおりである。

<特別警報・警報・注意報の伝達系統図>



印は警報のみ。

注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって
通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注)第六管区海上保安本部には広島地方気象台から伝達する。

第3 気象特別警報の発表・伝達【防災・水防】

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼び掛けるものである。

1 発表基準

<気象等に関する特別警報の発表基準>

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数(土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

2 解除基準

気象特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除する。

3 伝達義務

市長は特別警報の通知を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちにその通知された事項を住民等に周知させる措置をとる。

第4 気象情報の種類、発表基準及び伝達系統【防災・水防】

1 気象情報の種類及び発表基準

(1) 気象情報は、対象とする地域によって以下の種類に分けられる。

- ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって以下の種類に分けられる。

- ア 特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- イ 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。
- ウ 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるもの。
- エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類及び発表基準

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報（1）、土砂災害警戒情報（2）、竜巻注意情報（3）、顕著な大雨に関する気象情報（4）などがある。

1 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する情報。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

2 土砂災害警戒情報

大雨警報発表後、大雨による土砂災害の危険度が高まった地域に対して市町名を特定して愛媛県と松山地方気象台が共同で発表する情報。

3 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

4 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

資料編5-5 予報及び警報一覧

第5 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、以下の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係ある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、「警戒レベルと住民等の取るべき行動について」のとおりである。

1 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達すると予測されたとき、市町ごとに発表する。

2 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

警戒レベルと住民等がとるべき行動について

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	情報発信源
警戒レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	
~~~~~<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！>~~~~~			
警戒レベル 4	避難指示	危険な場所から 全員 避難	市町が発令
警戒レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等 避難	
警戒レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、 自らの避難行動を確認	
警戒レベル 1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 災害への心構えを高める	気象台が 発表

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

第6 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達【防災・水防】

洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表及び伝達系統は、愛媛県水防計画の定めるところによる。

1 洪水予報を行う河川

(1) 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川

ア 洪水予報を行う河川とその区域

水系名	河川名	区 域
重信川	重信川	左岸 愛媛県東温市下林900番の1地先 右岸 " 見奈良柳原25番地先 から海まで

イ 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	氾濫する可 能性のある 水位
重信川	出合	2.00m	3.00m	4.60m	5.10m	6.69m

ウ 洪水予報の通知

河川名	基準水位 観測所	洪水予報の通知		
		発報担当者	受報担当者	連絡方法
重信川	出合	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	洪水予警報作成システム (E-mail) 多重回線(FAX)又は専用電話

工 洪水予報を受けた愛媛県知事の水防管理者（市長）への通知

河川名	通知にかかる事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長、松山市長、伊予市長、松前町長、砥部町長及び東温市長	FAX及びE-mail

2 洪水予報の種類と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性が無くなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇は見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警報情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報または、氾濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報を発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報 解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は、氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、上表によらず洪水予報を発表することができる。

3 洪水浸水想定区域

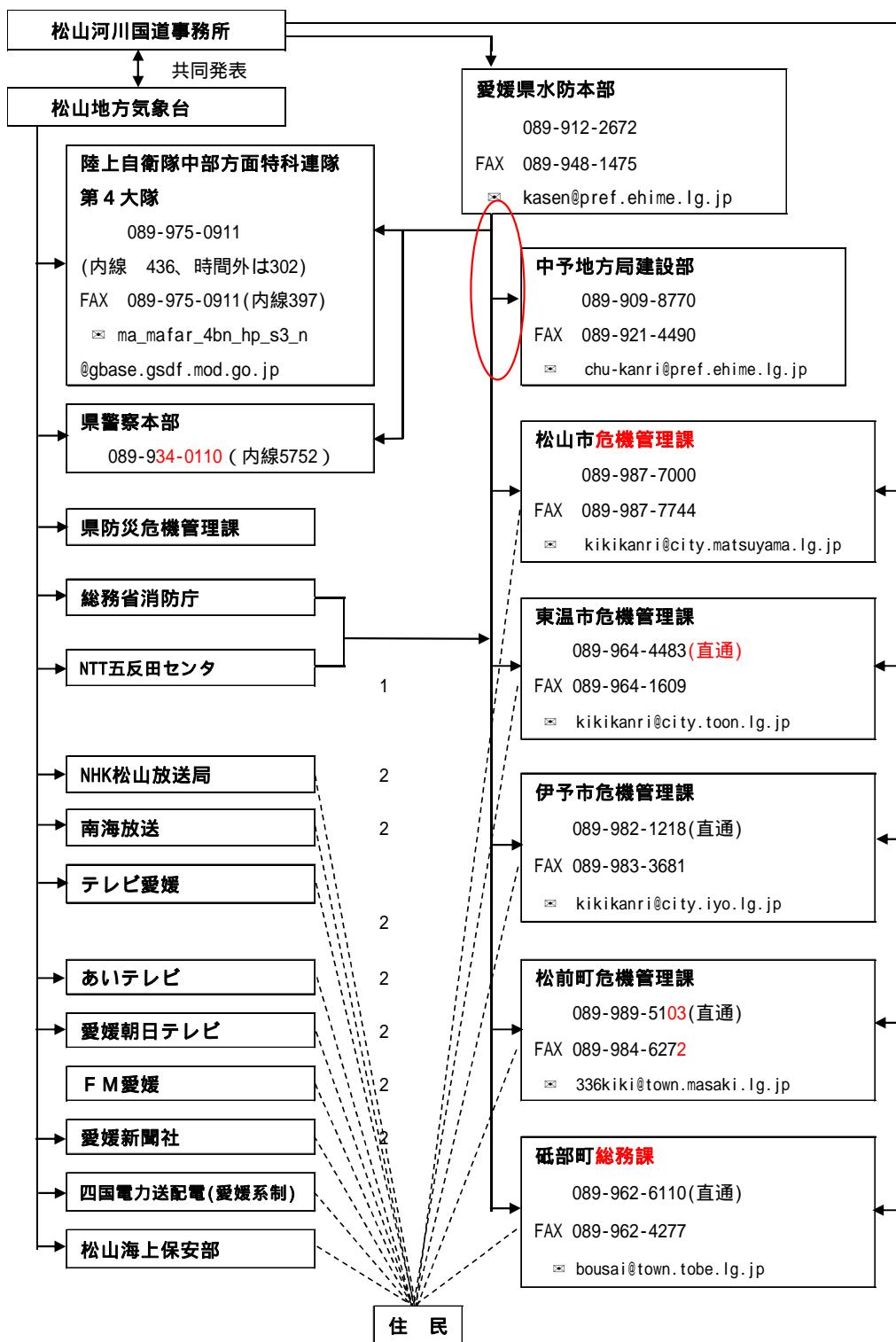
河川名	洪水浸水想定区域
重信川	松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町

洪水予報連絡系統図

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所と松山地方気象台が共同して行う

重信川の洪水予報伝達

系統図（出合水位観測所）



5 水防警報

(1) 水防警報発表の基準

水防警報発表の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達するか、又は氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお増水し災害が発生するおそれがあると認めたとき。

種類	発令基準	内容
待機	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準備	水位2.0メートルに達し、なお、上昇のおそれがあるとき。	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めさせるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	水位3.0メートルに達し、なお上昇のおそれがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	水防作業を必要としなくなったとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(2) 水防警報を行う河川名および区域

河川名	左右岸	区域	延長(ｍ)
重信川	左岸	自 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160
	右岸	自 " 見奈良柳原25番地先(表川合流点) 至 海(河口)	17,160

(注)()内書きは警報の通知を行う場合の呼称

(3) 水防警報を対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)
重信川	出合	2.0m	3.0m

(4) 水防警報の通知

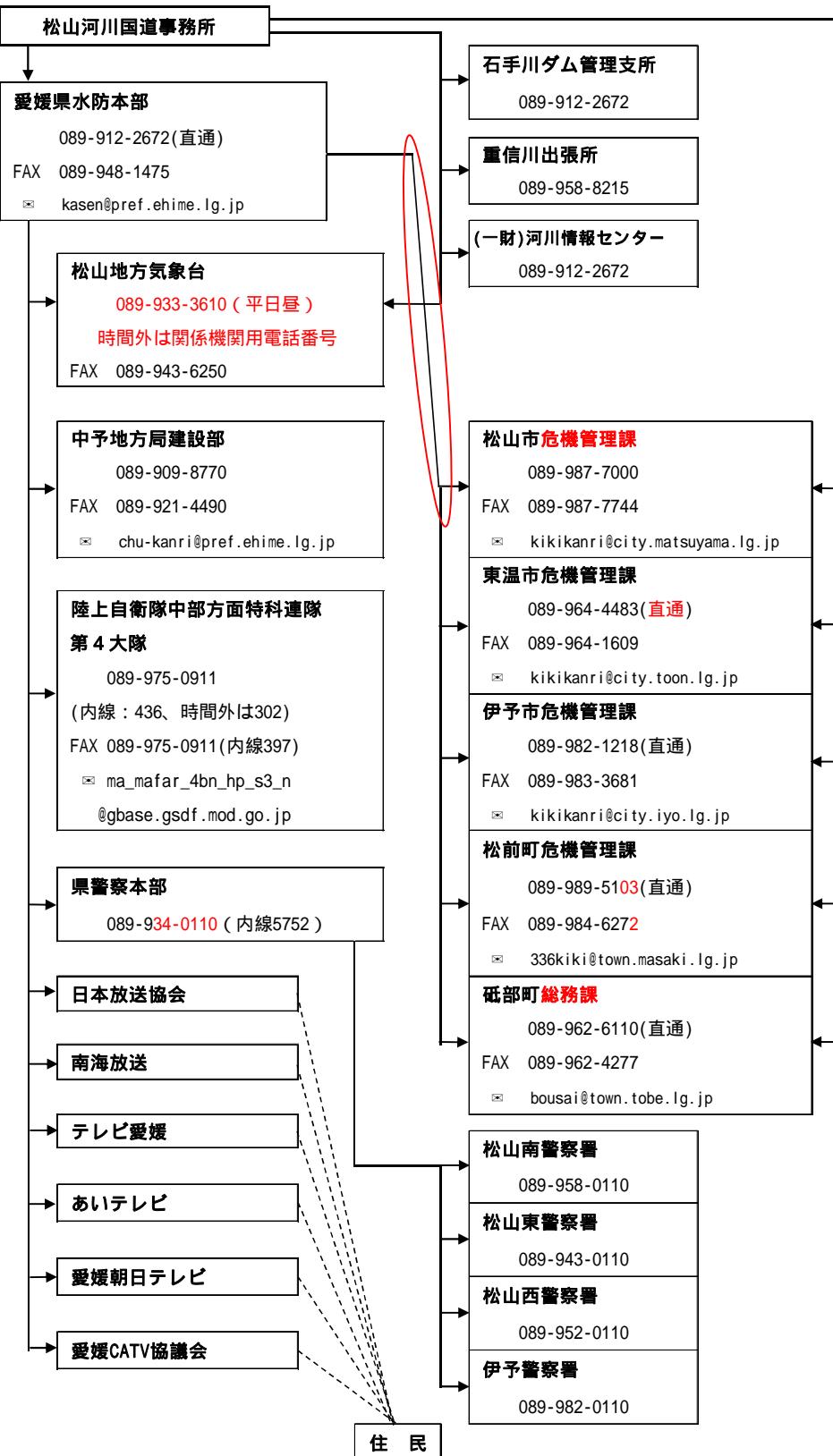
河川名	基準水位観測所	洪水予報の通知		
		発報担当者	受報担当者	連絡方法
重信川	出合	国土交通省 松山河川国道 事務所長	県河川課長	洪水予警報等作成システム(E-mail)、多重回線(FAX)又は専用電話

(5) 国土交通大臣が行う水防警報の警報事項の通知を受けた愛媛県知事が行う水防関係機関への通知

河川名	警報事項の通知		連絡方法
	発報担当者	受報関係担当者	
重信川	県河川課長	中予地方局建設部長、松山市長、伊予市長、松前町長、砥部町長及び東温市長。県警本部警備課長、松山地方気象台、NHK松山放送局報道課長、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ報道部長、愛媛県CAT協議会及び陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長	FAX及びE-mail

(6) 水防警報伝達系統図

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所の行う重信川の水防警報伝達系統図
(重信川：出合水位観測所)



第7 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

2 火災警報

消防法第22条第2項の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合、市長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

(1) 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

(2) 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

(3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき又は解除したときは、本地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県に連絡する。

第8 伝達体制

1 市及び防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達及び周知徹底に努めるものとし、このための伝達体制を確立しておく。

市は、さまざまな環境下にある住民等及び市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、ラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、テレビ、ラジオ、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

(1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を発表し、又は切り替え、解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達する。

(2) 県は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（防災電話）等により、市町及び県出先機関へ伝達するとともに、特に迅速かつ確実な伝達が必要とされるときは、テレビ会議システム等を活用するなど、速やかに関係機関へ伝達する。

(3) 市は、県等から伝達を受けた時又は自ら知った時は、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段については、本地域防災計画で定める。

(4) 市は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

(5) 放送機関は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努める。

(6) その他の防災関係機関にあっては、それぞれ所掌事務に応じて必要な機関に対し、速や

かに伝達し、周知徹底を図る。

- (7) 県、市、その他の防災関係機関は、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

2 内部への伝達

- (1) 気象の予警報は、危機管理課において受信し、直ちに統括部長に報告する。
- (2) 統括部長は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認める場合には、市長に報告する。
- (3) 休日又は退庁後にあっては、本編第3章第3節「動員計画」第1の3により関係者に連絡する。
- (4) 市災害対策本部からの伝達は、総務部から口頭及び庁内放送並びに電話により行う。

3 外部への伝達

- (1) 市防災行政無線（J - A L E R Tによる連動を含む。）
- (2) 電話による方法
- (3) インターネット（市ホームページ・市facebook・X(旧twitter)）による方法
- (4) 広報車等を利用する方法
- (5) サイレン、警鐘等による方法
- (6) 自主防災会長及び区長等からの口頭による方法
- (7) 徒歩、自動車、自転車等を利用した伝言による方法
- (8) 放送機関等を利用する方法
- (9) 携帯電話（とうおんアプリ・とうおんメール・緊急速報メール機能を含む。）
- (10) 県防災通信システム（防災電話）

第9 非常時の伝達体制

- 1 防災関係機関は、松山地方気象台との専用通信回線又は公衆通信回線が途絶するなど松山地方気象台と連絡が取れなくなった場合には、連絡員を派遣するなど予警報の受信の確保に努める。
- 2 県は、市への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市の最寄りの無線局等を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- 3 市は、住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

第10 水位等の観測、通報及び公表【水防】

1 一般雨量観測所

(1) 気象庁【地域防災・水防】

河川名	観測所名	位置	観測システム	水防本部との連絡方法	統計開始年月	統計開始以来の日最大降水量
重信川 (拝志川)	上林	東温市 上林甲	アメダス	089-941-0012 愛媛県地上系防災通信システム	H25.1.4	H29.9.17 260.5mm

(2) 国土交通省【地域防災・水防】

河川名	観測所名	位置	観測者	種別	水防本部との連絡方法	観測開始年月日	既往最大日雨量
重信川	木地	東温市山之内	松山河川国道事務所	テレメーター	マイクロ	S34.9.1 (S48.5.29)	H13.8.21 277.0mm
"	山之内	"	"	"	"	(S53.3.15)	H29.9.17 216.0mm
表川	問屋	" 河之内	"	"	"	S29.6.16 (S48.5.29)	H23.9.2 348.0mm
"	表川	" 南方	"	"	"	S54.6.1	H29.9.17 238.0mm
本谷川	古屋	" 松瀬川	"	"	"	S30.4.28 (S51.1.27)	H16.10.20 279.0mm
重信川	麓	" 山之内	四国山地砂防事務所	"	"	(H10.2.24)	H13.8.21 221.0mm
"	福見山	"	"	"	"	(H10.2.24)	H23.9.2 346.0mm
"	神子野	"	"	"	"	(H10.5.26)	H13.8.21 257.0mm
表川	渋谷	" 松瀬川	"	"	"	(H10.2.24)	H29.10.22 243.0mm
"	障子ヶ谷	" 河之内	"	"	"	(H10.5.26)	H23.9.2 423.0mm
"	井内	" 則之内	"	"	"	(H10.5.26)	H29.9.17 283.0mm
井内川	惣田谷	"	"	"	"	(H10.5.26)	H29.9.17 295.0mm

() はテレメーター化

(3) 市所管雨量観測所【水防】

河川名	観測署名	位置	種別	観測開始年月日	既往最大日雨量
滑川	滑川生活改善センター	東温市滑川甲1422番地	テレメーター	H26.8	R3.8.7 95.0mm

令和2年8月26日以降の既往最大日雨量

2 一般水位観測所

国土交通省(松山河川国道事務所)【地域防災・水防】

河川名	観測署名	位置	観測	種別	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	観測開始年月日	既往最高水位(m)
重信川	山之内	東温市山之内	常時	テレメーター	-	-	S37.12.28	H11.9.15 (3.27)
" (表川)	表川	" 南方	"	"	-	-	S31.8.14	S45.8.21 (4.97)
"	船川樋門	" 上村	洪水時	"	-	-	-	-
" (佐川川)	佐川川	" 下林	"	"	-	-	-	-
"	四号床止	" 田窪	"	"	-	-	-	-
重信川	下林	" 下林	"	"	-	-	-	-

3 危機管理型水位計

愛媛県【地域防災・水防】

河川名	水位計名	位置	観測開始年月日
表川	法界門橋	南方	令和元年8月30日

国土交通省(松山河川国道事務所)【地域防災・水防】

河川名	水位計名	位置	観測開始年月日
重信川	四号床止	田窪	平成30年8月30日
"	船川樋門	上村	平成30年11月22日
佐川川	佐川川	下林	平成31年3月1日
重信川	下林	下林	令和2年5月28日

第11 通信連絡【水防】

1 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は水防法（昭和24年法律第193号）第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

市有施設では、公衆電話を除いた11回線が災害時優先電話の承認を受けており、この回線からは、発信規制や接続規制といった通信制限がかかった場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。ただし、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じであるため、緊急時には発信用として使用すべきものとされている。（災害時優先電話から発信しても、相手が話し中の場合は一般の電話と同じく接続はできない。）

災害時優先電話（固定電話）

種類	設置箇所	電話番号	住所
固定電話	東温市消防署	089-964-5503	東温市横河原1376番地
"	東温市消防本部	089-964-5699	"
"	"	089-955-5780	"
"	"	089-955-5781	"
"	"	089-955-5401	"
"	"	089-955-5915	"
"	北吉井小学校	089-964-2119	" 志津川131番地

種類	設置箇所	電話番号	住所
固定電話	重信中学校	089-964-2009	東温市志津川991番地
"	総合保健福祉センター	089-964-2271	" 見奈良490番地1
"	農村環境改善センター	089-964-9400	" 田窪300番地2
"	南吉井小学校	089-964-3504	" 田窪1100番地
"	中央公民館	089-964-1500	" 田窪2370番地
"	上林小学校	089-964-3574	" 上林2565番地
"	拝志小学校	089-964-2015	" 下林1585番地
"	川内支所	089-960-6045	" 南方286番地
"	川内中学校	089-960-6044	" 南方467番地1
"	川上幼稚園	089-966-3755	" 北方2655番地
"	川上小学校	089-966-2021	" 北方2655番地
"	東谷幼稚園	089-966-3708	" 則之内甲296番地1
"	東谷小学校	089-966-2075	" 則之内甲334番地
"	西谷小学校	089-966-2088	" 則之内乙835番地
"	リサイクルセンター	089-966-4989	" 則之内乙969番地

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及・徹底を図る。市及び関係機関は、各所属職員のほか、住民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1 市職員に対する教育

市職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、以下の事項について、研修会や専門家（風水害においては、気象防災アド

バイザー等)の知見の活用等を通じ教育を行う。

- 1 気象災害に関する基礎知識
- 2 災害の種別と特性
- 3 本地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- 4 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民がとるべき行動に関する知識
- 5 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 市職員として果たすべき役割(動員体制と任務分担)
- 7 家庭及び地域における防災対策
- 8 自主防災組織の育成強化対策
- 9 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記5及び6については、毎年度、各部課等において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各部課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。さらに専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童生徒に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に対する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引(改訂版)」(県教育委員会編)「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(文部科学省編)等を参考にして、学校安全計画を策定する。

- 1 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合に取るべき行動、風水害等発生時の対策(避難場所、避難経路、避難方法の確認等)の周知徹底を図る。
 - 2 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
 - 3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- 高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- 4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
 - 5 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

第3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、関係機関等と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 気象災害に関する基礎知識
- イ 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- ウ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- キ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ク 住宅の補強、火災予防、非常持出し品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- ケ 応急手当等看護に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- シ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ス 早期自主避難の重要性に関する知識
- セ 防災士の活動等に関する知識
- ソ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア 市防災行政無線放送
- イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画及び資料映像等の利用
- エ 講演会及び講習会の実施
- オ 広報車の巡回
- カ 防災訓練の実施
- キ インターネット（市ホームページ）の活用
- ク 各種ハザードマップの利用

2 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

前記1(1)の一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡回活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

4 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

資料編13-1 市内指定・登録文化財一覧

第4 普及の際の留意点

1 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、住民は自ら災害教訓の伝承に努めるほか、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携

市は、防災担当課と福祉担当課等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織等の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

また、企業等の事業者においては、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要となる。

市は、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的であるため、住民及び事業所に対する防災意識の啓発、防災情報の提供等に努め、自主防災組織の育成強化に努める。

第1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね以下のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険個所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水、崖崩れ等地域の危険度の理解に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるよう準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出し。）また、

自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。

- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サ - ビス事業者及びN P O・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- (15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早目の避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。このため、市は、自主防災組織の活動を積極的に促進するとともに、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市は、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動のほか、指導方針等を具体的に明示するとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、以下の点に留意する。

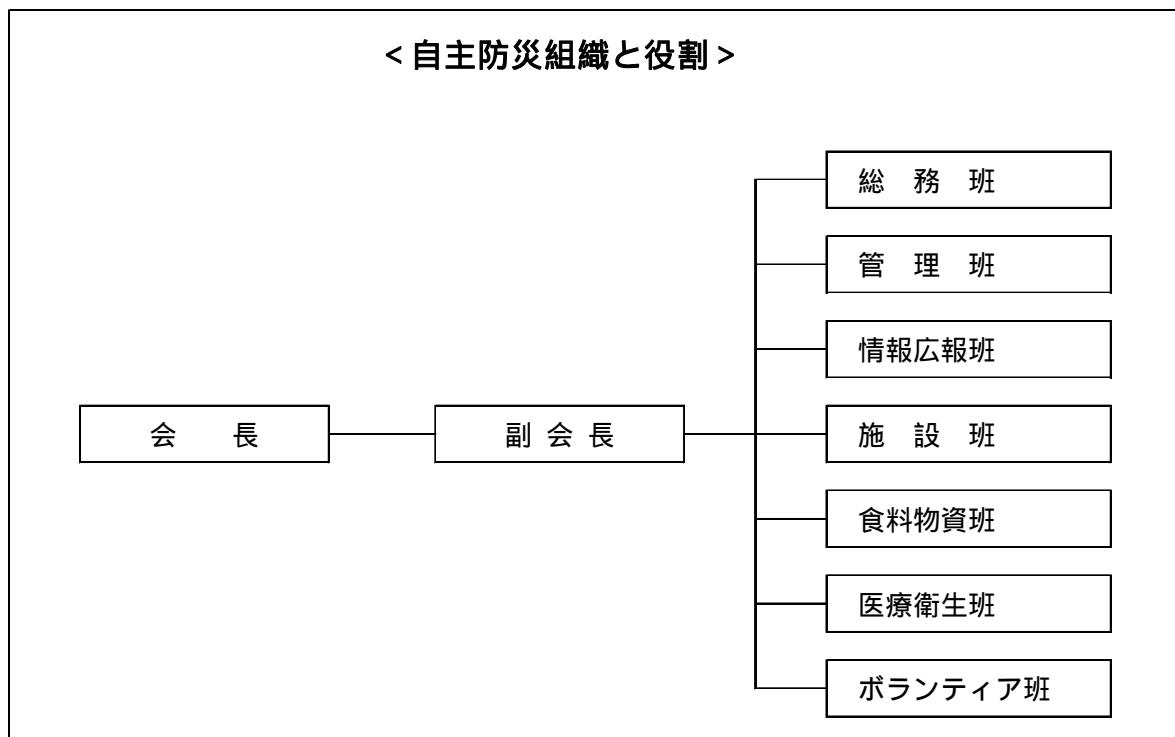
- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

2 組織づくり

自主防災組織を地域における防災組織の中心として位置づけ、自主防災体制の確立、住民の防災意識の高揚、災害応急活動の習得など、地域の災害対応能力のさらなる向上を図るため、以下のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、「防災士」の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- (2) 女性団体、青年団体、P T A等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りが起きないよう配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。
- (4) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定め、以下のような組織体制の確立を図る。



区分	平常時の活動	災害時の活動
総務班	○防災意識の啓発 ○広報活動	○市、募債機関との連携 ○防災資機材の管理 ○避難所の状況確認
管理班	○避難場所・避難経路の周知 ○避難行動要支援者の把握 ○避難訓練の実施	○避難者カードの作成・管理 ○安否の問合わせ ○郵便物等の取次ぎ
情報広報班	○防災意識の啓発 ○広報活動	○情報の収集 ○情報の発信 ○情報の伝達 ○取材対応
施設班	○初期消火訓練の実施 ○用水の確保	○避難所の安全確認 ○避難所の防火・防犯
食料物資班	○食料・水の備蓄 ○炊出し訓練の実施 ○給水拠点の把握	○食料・物資の調達 ○炊出し ○食料・物資の管理・配布
医療衛生班	○救出用資機材の確保・点検 ○救出・救護訓練の実施	○医療活動 ○生活用水 ○トイレ ○ゴミ ペット
ボランティア班	○各機関との情報交換 ○ボランティア受入れ訓練	○ボランティアの受入れ ○ボランティアの管理

資料編10-1 自主防災規約例

第3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において以下の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るために、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して、以下のような防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

- (1) 平常時における防災対策
- (2) 災害時の心得
- (3) 自主防災組織が活動すべき内容
- (4) 自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等をもとに、身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに以下に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し以下の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災土、学校や市等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

また、地域の危険箇所の把握、避難場所、避難所、避難経路、避難所運営など情報共有のために災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）を活用する。

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ

報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ以下の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

9 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、避難行動要支援者台帳の作成と併せて、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

第4 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね以下のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下、本編において「事業継続計画」という。）の策定に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等被害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供及び避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市、県が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第5 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね以下の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、

水防法第15条の規定により本地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (2) 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第6 市の活動

1 防災意識の啓発

市は、住民及び事業者に対し、災害及び防災に関する知識の普及に努める。
また、事業者に対しては、事業継続計画の策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

2 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び事業者に提供する。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

4 自主防災組織の育成・強化の推進

市は、前記第2の2に基づき、県の協力を得て自主防災組織の育成・強化を推進する。

5 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。
また、東温市消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

6 組織活動の促進

市は、自治会長・消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練やその他の活動の充実化を促進する。

市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）及び防災士の育成に努める。

7 東温市自主防災組織連絡協議会との連携

市は、自主防災組織の結成及び育成を図り、平常時から市及び地域住民並びにその他諸団体と緊密な連携を保ち、災害発生時において地域住民が連携して自主的な災害応急活動を行うことができるようするため、東温市自主防災組織連絡協議会を設立している。

市は、協議会を通じ自主防災組織の構築及び育成強化を図り、行政及び関係団体が連携し活動することにより、災害発生時においては隣保協同の精神をもって「住民の生命・身体の安全確保及び被害の防止と軽減」に努める。

資料編10-2 東温市自主防災組織連絡協議会規約

第7 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、災害時においては、団活動を優先しなければならないが、平常時においては、地域防災力の中核として自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。

市は防災に関する指導者の確保、育成および資質の向上、必要な資材の確保等に努める。

また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第8 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市は、必要があると認めるときは本地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

資料編10-3 地区防災計画作成団体一覧表

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、当該市の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第9 地域と学校との連携

災害時の避難所となる学校と地域の自主防災組織が、防災対策について話し合う組織づくりを支援する。

第4節 ボランティアの防災対策

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO、ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市は、(福)東温市社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、以下のことを行う。

1 意識の啓発・知識の普及

(福)東温市社会福祉協議会と連携して、情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

2 災害救援ボランティア等の養成・登録

災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人・グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

3 ボランティア・リーダー等の養成・登録

ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。

4 ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。

5 ボランティア保険制度の周知及び加入促進

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害に備えて避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入や調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

第3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として以下のとおりである。

- 1 被害情報、安否情報及び生活情報の収集・伝達
- 2 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- 3 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 4 清掃
- 5 炊き出し
- 6 救援物資の仕分け及び配布
- 7 消火・救助・救護活動
- 8 保健医療活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネート

第5節 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、市職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。その際、自衛隊・警察など国や県の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 市は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 市及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係ある団体は、市及び他の防災関係機関が行う防災訓練に協力する。

第2 防災訓練の種別

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、以下のとおりである。

訓練の種別	時 期	訓 練 内 容	参 加 機 関
総合防災訓練	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	市、消防署、消防団 自主防災組織、住民、関係者
水防訓練	"	各種水防工法の実施訓練	"
県・市町災害対策本部合同運営訓練	"	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
災害情報システム訓練	"	災害情報システムによる県被害情報のとりまとめに関する訓練	"
広域消防訓練	隨時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職員
通信連絡訓練	"	予警報の伝達、各種災害警告、感度交換、伝達、送信、非常用電源設備を用いた訓練	県、県警察、市、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	"	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	市
教養訓練	"	防災活動上必な教養訓練	"
消防団教養訓練	"	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
		ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	"	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警察、消防署 関係事務所
毒劇物等事故処理訓練	"	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警察、消防署 関係製造所、関係運送機関
避難訓練	"	市地域防災計画、学校、事業計画による避難訓練	市、学校、事業所、消防署

第3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第4 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記第2で掲げた訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果のある方法で訓練を行う。

なお、訓練に当たっては、以下の事項に重点を置くとともに、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めて、避難行動要支援者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。特に、避難訓練については、あらかじめ策定した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

- 1 職員の安否確認及び動員
- 2 気象情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集・伝達
- 3 災害発生時の広報
- 4 災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- 5 食料、飲料水、医療その他の救援活動

-
- 6 避難所運営
 - 7 消防、水防活動
 - 8 救出・救助
 - 9 道路啓閉
 - 10 応急復旧
 - 11 非常用電源設備を用いた通信連絡

第5 防災・危機管理セルフチェック項目の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県とその状況を共有し、災害対応能力の向上に努める。

第6節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策の中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要因員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要なデータのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、市は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3 市と商工会の業務継続計画

市及び商工会は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定し、相互に協力して市内事業所の事業継続計画の作成及び事業継続の支援に努める。

第7節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を有する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めるこことや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実強化を図る。

さらに、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、市危機管理課及び、市健康推進課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討、調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第1 避難所の指定

1 避難所等の基準

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借上げる等、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね以下のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の規模等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5m²以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね以下の通りである。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」（県作成）などを参考に、平常時から危機管理課と市民福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所に指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき概ね2m²以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受け入れできること。

2 福祉避難所

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者については、市内の社会福祉施設等と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、以下の施設を福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備や介護職員、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

3 届出避難所

市の指定する避難所までの距離が遠い地域や避難場所までの間に危険箇所がある地域等において、地域の集会所等を災害時に避難所として自主防災組織が運用する場合、事前の申請により届出避難所として認定する。

自主防災組織は、発災時に必要に応じ、災害に対する安全性を確認の上、届出避難所を開設し、速やかに市に報告する。

資料編4-1 (1)指定緊急避難場所一覧	(2)指定避難所一覧	(3)福祉避難所一覧
資料編4-2 災害物資拠点一覧		

第2 避難路の指定

市は、指定緊急避難所の指定に併せ、市の現状を踏まえたうえで、以下の基準により避難路を選定・整備する。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- 1 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- 2 避難路は、相互に交差しないものとする。

- 3 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- 4 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 5 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3 避難場所、避難所及び避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第4 避難所の設備及び資機材の配置

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な以下の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の拡充整備に努める。

- 1 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- 5 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 6 給水用機材
- 7 救護施設及び医療資機材
- 8 物資の集積所
- 9 仮設の小屋又はテント
- 10 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類
- 14 非常電源
- 15 日用品
- 16 備蓄食料及び飲料水

17 避難所の空調整備

18 その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

第5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、以下の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるとともに、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法

2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水措置

(2) 給食措置

(3) 毛布、寝具等の支給

(4) 衣料及び生活必需品の支給

(5) 負傷者に対する応急救護

5 指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難生活中の秩序保持

(2) 避難民に対する災害情報の伝達

(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(4) 避難民に対する相談業務

6 災害時における広報

(1) 市防災行政無線放送、広報車、公共情報コモンズ（レアラート）、とうおんアプリ、とうおんメール及び緊急速報メール、ホームページ等による周知

(2) 避難誘導員による現地広報

(3) 住民組織を通じた広報

7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

8 不特定多数の人が利用する地下駐車場等における地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

第6 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、以下の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

1 対象とする災害及び地域

洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定

2 避難指示等の対象とする区域

災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

3 避難指示等の客観的な判断基準

(1) 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定

(2) 避難すべき区域ごとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定

(3) 国又は県に避難指示の発令・解除等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

4 避難指示等の伝達方法

(1) 災害種別毎の避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとに取るべき避難行動が分かるように設定

(2) 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定

(3) 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

5 その他留意すべき災害特性

(1) 想定される災害種別毎の特性（危険性）の周知

(2) 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」を取る必要があることを、平常時から周知しておく必要があること。

(3) 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

第7 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実効性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、N P O、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼育に関する事項についてもマニュアルに定めるように努める。

第8 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整

える。

1 学校の措置

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

2 医療機関の措置

医療機関においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及びに入院患者に対する実施方法等について定める。

第9 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受け入れに係る手続きを円滑に行うための体制を整備する。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力(株)伊方発電所において、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県内市町は、県の調整の上広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の要請のもと、原子力災害時における広域避難体制（受け入れを含む。）の整備に努める。

第8節 緊急物資確保対策

市は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・

確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第1 食料及び生活必需品等の確保

1 市の活動

市では、資料編に掲げるとおり食料、生活必需品等を備蓄しており、災害時には、これらの物資を供出するが、不足する場合に備え、農業協同組合、商工会、事業所等と協定を締結するなど調達体制の整備を図る。

また、市内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県が備蓄している緊急援護物資を災害時に迅速に供給が得られるよう、供給要請方法を周知しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も周知しておく。

2 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を適切に確保・供給できるよう、あらかじめ以下の事項を定めた確保・供給計画を策定する。

- (1) 非常持出ができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売り業者等との災害時応援協定の締結推進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

3 物資の集積所の整備

市は、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制について以下の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市及び県は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討

- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実かつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調達等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な推進

4 住民の活動

住民は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品の確保について以下の措置を行う。

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) 上記(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出し品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

資料編 6 - 1 備蓄物資一覧

資料編 6 - 2 救援物資集積所（地域内輸送拠点）

第2 飲料水等の確保

1 市の活動

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携し、以下の整備を図る。

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
- (5) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水についての啓発・指導を行う。
- (6) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

2 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から以下の活動を行う。

- (1) 住民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れや破損をしないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

資料編1-2 市内指定給水装置工事事業者一覧

第9節 医療救護対策

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

第1 実施方針

- 1 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は（一社）東温市医師会、東温市歯科医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するものとするが、市のみでは実施困難な場合は、近隣市町、県その他の医療機関に応援を得て行う。
- 2 災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- 3 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院又は救護診療所の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- 4 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

第2 災害医療コーディネータの設置

県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。

- 1 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
- 2 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
- 3 市内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。

区分	二次医療圏	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (二次医療圏内の医療救護活動を調整する。)	松 山	災害(基幹) 拠点病院	県立中央病院、 松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	松 山	公立病院	久万高原町立病院

第3 初期医療体制の整備

1 市における初期医療体制の確立

市は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、(一社)東温市医師会、東温市歯科医師会及び市内医療機関並びに(一社)愛媛県医師会、災害医療コーディネータ及び県と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受け入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制の確立を図る。

- (1) 救護所の設置個所を定め、防災行政無線等により住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 市内医療機関及び(一社)愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

2 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、(一社)愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

(1) 救護班の種類

- ア 県立病院の職員による救護班
- イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- ウ (一社)愛媛県医師会会員による救護班
- エ (一社)愛媛県歯科医師会会員による救護班
- オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛医療センター及び愛媛労災病院の職員による救護班
- カ 公的医療機関の職員による救護班

(2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師1~2名、保健師、看護師4~5名、事務職員(自動車運転手を含む。)1~2名とする。ただし、(一社)愛媛県歯科医師会会員による救護班に

あっては、概ね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護事務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

資料編4-3 市内医療機関一覧

第4 後方医療体制等の整備

1 救護病院

- (1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院及び災害基幹拠点病院を指定している。松山圏域における救護病院及び災害(基幹)拠点病院並びに三次救急医療施設は、資料編に掲げるとおりである。
- (2) 市は、災害時に重症者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、東温市消防本部と連携し平素から搬送体制及び連絡体制の整備を図る。
- (3) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- (4) 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (5) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

資料編4-4 災害(基幹)拠点病院等一覧

第5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容傷病者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム(えひめ医療情報ネット)の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

第6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第7 医薬品、医療資機材等の確保

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第8 災害医療に関する普及・啓発等の実施

市は、東温市消防本部と連携して、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージ（1）の意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

災害（基盤）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

1 トリアージ

「傷病者を重傷度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具、薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、トリアジタグ（2）を用い、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

2 トリアジタグ

トリアージには、「トリアジタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施年月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

第9 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

- 1 住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得及び軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備に努める。
- 2 住民は、献血者登録に協力する。

第10節 防疫・保健体制の整備

第1 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- 1 市は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。
- 2 市のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（保健所）の応援を得て実施する。
- 3 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- 4 防疫実施計画を作成する。
- 5 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- 6 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第2 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第11節 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

また、本市においても平成23年9月に発生した台風12号により県道が寸断され、孤立地区が発生している。

このため、市は、孤立するおそれのある地区に市防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

第1 孤立想定地区の事前把握

市は、災害発生時に孤立が予想される地域等を事前に調査し、実態の把握に努める。

資料編2-10 孤立想定地区一覧

第2 孤立危険性に関する住民への周知

市は、孤立した場合に備え、孤立地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

第3 通信設備、情報確認、伝達手段等の整備

孤立想定地区においては、外部との通信手段を確保するため、市防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努めるほか、大きなシート等を利用して地上に文字を書き、ヘリコプターに対して救援を要請する手段（以下、本編において「救援要請シート」という。）の活用についても検討する。

また、市庁舎においては、愛媛県警察ヘリコプターテレビ電送システム等による被災地映像情報等の収集体制を整備する。

なお、宮城内陸地震で孤立地区が発生した際に、アマチュア無線による情報から孤立が判明した例があることから、アマチュア無線の活用等あらゆる方法による情報伝達手段の確保につ

いても検討する。

第4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備等、緊急救出手段の整備を推進する。

また、災害が発生した場合、速やかに自衛隊・県警察本部・県防災航空隊等へ救助要請を行えるよう、要請手順等を整備しておく。

資料編 8 - 6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧

第5 避難対策

1 警戒避難の実施

孤立想定地区において、迅速に警戒避難を実施するため、避難の判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアル等を作成し、避難指示及び高齢者等避難の情報の提供体制の整備に努める。

2 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合を想定し、孤立地区の住民に対する集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

第6 食料、防災資機材等の備蓄の推進

市は、孤立を想定し、食料及び飲料水のほか、防災資機材等の備蓄を推進する。

資料編 6 - 1 備蓄物資一覧

第12節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、本地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、平常時より

避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下本節において「名簿」という。）を作成する。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

1 名簿に掲載する者の範囲は、以下の(1)から(7)に掲げる者のうち、災害時において自ら避難することが困難な者で、地域の支援を必要とする者及び(8)に掲げる者（生活の基盤が自宅にある者）とし、その詳細は支援プランで定める。

- (1) 高齢者（75歳以上）：独居高齢者、寝たきり高齢者、高齢者のみの世帯の者
- (2) 介護保険制度における要介護3～5と認定された者
- (3) 身体障がい者（身体障害者手帳1～3級）
- (4) 知的障がい者（療育手帳所持者）
- (5) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1～3級）
- (6) 指定難病医療受給者（既認定の重症患者含む）
- (7) 小児慢性特定疾病医療受給者
- (8) その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で市長が必要と定めた者

2 名簿作成に必要な個人情報及びその入力方法

市においては、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を要請する。

3 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、名簿を毎年度1回（4月1日を基準日）更新し、名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

4 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者は、消防機関、民生児童委員、自主防災組織及び自治会、警察署、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者のか、避難支援等関係者として市長が必要と認める者とする。

5 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿又は名簿に掲載する情報（以下「名簿情報等」という。）を提供するものとする。

名簿情報等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 提供する名簿情報等は、避難行動要支援者に応じて避難支援等関係者を限定するなど、関係する部分の抄本とする。
- (2) 避難支援等関係者は、施設可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報等の個人情報の漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿情報等を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- (3) 市長の許可なく名簿情報等を複製及び複写してはならない。
- (4) 災害対策基本法第49条の11第3項に基づき避難支援等関係者へ名簿情報等を提供した場

合、市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿情報等を回収する。

(5) 名簿情報等の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 要配慮者が円滑に避難するための誘導等本編第2章第6節「避難対策」に定めた「避難指示等の客観的な発令基準」に基づき、災害状況に応じて高齢者等避難を適時発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう誘導する。

その際には、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、多様な手段（防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市ホームページ等）を活用して情報伝達を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

第2 個別避難計画の作成等

市は、本地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

1 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
土砂災害警戒区域や浸水想定区域などのハザード状況、日常的に使用している医療機器等の電源喪失等が命に係わるなどの心身の状況、独居や家族の支援だけでは避難が困難であるなどの社会的孤立の状況等を踏まえ、個別避難計画の作成を急ぐ必要のある優先度の高い避難行動要支援者については、支援プランにその対象範囲や作成の進め方を定める。作成の目標期間は概ね5年程度を目安とする。

2 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成に必要な個人情報は、市の関係部署及び社会福祉協議会のほか、介護保険事業者や障がい福祉サービス事業者を含む避難支援等関係者と連携して対象者の把握に努めるとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を要請する。

また、個別避難計画の作成に関して、避難行動要支援者へ意思確認をする際などに可能な限り本人からの情報提供を求めるものとする。

3 個別避難計画の更新に関する事項

個別避難計画については、避難行動要支援者の生活状況等の変化に合わせ、本人や家族からの申し出のほか、民生児童委員による見守り活動、自治会等を通じた点検の呼び掛けなどにより、隨時更新する。

また、介護保険事業者や障がい福祉サービス事業者のサービスを利用している避難行動要支援者の個別避難計画については、当該避難行動要支援者を担当する福祉専門職等が訪問する機会などを捉え、個別避難計画の内容確認の協力依頼に努める。

4 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。

個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。

- (1) 提供する個別避難計画は、避難行動要支援者に応じて避難支援等関係者を限定する。
- (2) 避難支援等関係者は、施設可能な場所に個別避難計画を保管するなど、個別避難計画の情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、個別避難計画を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- (3) 市長の許可なく個別避難計画の情報を複製及び複写してはならない。
- (4) 災害対策基本法第49条の15第3項に基づき避難支援等関係者へ個別避難計画を提供した場合、市長は、災害対応収束後、速やかに提供した個別避難計画を回収する。
- (5) 個別避難計画の情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該個別避難計画の情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 緊急連絡体制の整備

市は、地域住民の協力のもとに避難行動要支援者ごとに災害対策基本法第49条の14第3項第1号に規定する避難支援等実施者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に実行性を持たせるよう努める。

第4 避難体制の確立

- 1 市は、避難支援等に携わる関係者として本地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 2 市は、本地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計

画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- 3 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- 4 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- 5 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- 6 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編4-1 避難場所一覧

第5 福祉避難所の整備

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる避難行動要支援者を一時収容できるよう、社会福祉施設管理者と協力等について協議しておくとともに、状況に応じて社会福祉施設を福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備に努める。

また、個別避難計画作成において、優先度の高い避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難することについて、協定を締結している福祉施設等と協議を重ね、直接避難の可否や要件等について検討するとともに、要配慮者の意向や地域の状況等に応じて一時的な一般避難所の要配慮スペースの活用、段階的な福祉避難所への移送など、要配慮者の個別の事情に配慮した避難先の整備に努める。

資料編4-1 避難場所一覧

第6 防災教育・訓練の充実

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するとともに、要配慮者救助訓練を行う。

第7 避難行動要支援者への啓発等

市は、災害が発生した際、公的機関の支援が行き届かない可能性を考慮し、避難行動要支援

者に対し、避難支援等関係者や避難支援等実施者による避難支援が善意と地域の支え合いの精神に基づき行われるものであること、名簿等の提供に同意がある場合でも避難支援ができない場合があることを説明するとともに、避難行動要支援者が自身の安全を確保するため、防災意識を持つよう、以下の事項について啓発に努める。

- 1 自治会などの地域の方と良好な人間関係を築くよう努め、災害時の避難について話し合い、避難に支援が必要な場合は、協力を依頼すること。
- 2 災害に備えて、家屋の耐震化、家具の転倒防止等、自宅で被害にあわない対策をすること。
- 3 防災マップなどにより、自身が居住する地域の災害時の危険性や安全な避難経路及び避難先を確認すること。
- 4 避難するときの非常持出品(日常生活に必要な用具、補装具、常備薬のほか、通院先や特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先を記したもの等)や備蓄食糧等の準備をすること。
- 5 ラジオやテレビ、防災行政無線など、災害時の情報収集手段を確認すること。
- 6 防災訓練等に積極的に参加すること。

第8 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画、緊急連絡体制等の確立に努める。

また、市や他の類似施設管理者、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

また、防災資機材等の保管場所の確保が困難な場合は、市と協議し、防災倉庫の設置などの検討に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第13節 広域的な応援体制の整備

市は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮する。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1 応援協定締結状況

1 市町村間相互応援協定

市は、円滑な広域応援活動が行えるよう、他市町村との間において以下のとおり、応援協定を締結している。

協定名	締結年月日	締結先	資料編
災害時における秋田県仙北市及び愛媛県東温市相互応援協定	平成23年1月11日	秋田県仙北市	11-5
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	平成28年2月17日	愛媛県、県内市町	11-6
災害時相互応援に関する協定書	平成30年8月9日	大阪府泉佐野市	11-7

2 消防相互応援協定

市は、以下のとおり消防相互応援協定を締結している。

協定名	締結年月日	締結先	資料編
松山自動車道消防相互応援協定書	平成6年10月17日	西条市、小松町、丹原町、川内町、周桑事務組合、東温消防等事務組合	11-8
松山自動車道消防相互応援協定書	平成8年11月1日	松山市、砥部町、伊予市、伊予消防等事務組合、東温消防等事務組合	11-9
今治小松自動車道消防相互応援協定書	平成11年7月2日	西条市、小松町、東予市、丹原町、周桑事務組合、東温消防等事務組合	11-10
今治小松自動車道消防相互応援協定書の一部を変更する協定書	平成13年6月8日	西条市、小松町、東予市、周桑事務組合、東温消防等事務組合	11-11
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	平成18年3月1日	愛媛県	11-12

渴水等緊急時における相互応援協定書	平成20年4月1日	松山市、伊予市、松前町、砥部町	11-13
ヘリテレ映像の提供に関する協定書	平成23年3月1日	愛媛県	11-14
中予地区広域消防相互応援協定書	平成31年3月29日	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町、伊予消防等事務組合	11-15
愛媛県消防広域相互応援協定	令和2年3月31日	県内市町及び消防一部事務組合	11-16
愛媛県消防団広域相互応援協定	令和2年3月31日	県内市町	11-17

3 指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等との間における災害時応援協定

市は、指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等との間において、以下のとおり災害時応援協定を締結している。

協定名	締結年月日	協定締結先	資料編
災害時の医療救護に関する協定	平成8年2月1日	愛媛県、市町村、社団法人愛媛県医師会	11-18
災害時の医療救護に関する協定	平成15年4月9日	愛媛県、市町村、社団法人愛媛県看護協会	11-19
災害時の医療救護に関する協定	平成15年4月9日	愛媛県、市町村、社団法人愛媛県歯科医師会	11-20
災害時の医療救護に関する協定	平成15年4月9日	愛媛県、市町村、社団法人愛媛県薬剤師会	11-21
アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書	平成18年4月12日	東温市災害ボランティア・アマチュア無線の会	11-22
災害時における水道施設の応急対策に関する協定書	平成18年4月12日	東温市管工事業協同組合	11-23
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成18年4月12日	東温市建設業者組合	11-24
災害時における物資の供給協力に関する協定書	平成18年4月12日	生活協同組合コープえひめ	11-25
災害時における救援物資提供に関する協定書（覚書）	平成18年9月5日	四国コカ・コーラボトリング株式会社	11-26
農業集落排水施設に関する災害対策応援に関する協定	平成18年11月14日	一般社団法人地域環境資源センター会員のうち賛同した者	11-27
災害時における応急物資（LPGガス等資機材）の供給に関する協定書	平成21年2月12	社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部	11-28
災害時における応急対策事業の協力に関する協定	平成21年9月5日	えひめ中央農業協同組合	11-29
愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書	平成22年3月8日	愛媛県公営企業管理者	11-30
災害時における応援物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定書	平成22年5月18日	大和酸素工業株式会社	11-31
災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	平成22年6月11日	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	11-32
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成23年5月30日	愛媛県電設業協会	11-33

災害時における障害物除去等の協力に関する協定	平成23年8月12日	田井能自動車株式会社	11-34
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	平成23年10月26日	国土交通省四国地方整備局	11-35
災害時における宿泊場所の提供に関する協定	平成24年3月22日	愛媛県立みなら特別支援学校	11-36
災害時における宿泊場所の提供協力に関する協定	平成24年3月22日	愛媛県立東温高等学校	11-37
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成24年8月12日	一般社団法人愛媛県自動車整備振興会	11-38
災害時における物資提供協力に関する協定書	平成24年10月9日	愛媛県森林組合連合会、松山流域森林組合、伊予森林組合、砥部町森林組合	11-39
災害時における物資供給協力に関する協定書	平成24年10月9日	一般社団法人愛媛県木材協会	11-40
災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書	平成25年2月25日	愛媛県土地家屋調査士会	11-41
避難所等における公衆無線LANの設置・運営に係る協定書	平成25年7月22日	ソフトバンクモバイル株式会社	11-42
災害時に備えた東温市指定施設のくみとり等に関する協定書	平成25年7月29日	株式会社カトウ、松山衛生事務組合	11-43
災害時の協力に関する協定書（覚書）	平成26年1月30日	四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社	11-44
災害時の物資等の輸送に関する協定書	平成26年3月3日	赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合	11-45
災害時における医療救護活動についての協定書	平成26年5月15日	一般社団法人東温市医師会	11-46
災害時における医療救護活動についての協定書	平成26年5月15日	東温市歯科医師会	11-47
災害時における応急対策業務の協力に関する協定（覚書）	平成26年10月27日	松山電気工事協同組合、愛媛県電気工事工業組合	11-48
災害時における応急物資の供給等に関する協定書（覚書）	平成26年10月27日	株式会社ダイキアクシス	11-49
災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成27年6月15日	D C Mダイキ株式会社	11-50
災害発生時における東温市と東温市内等郵便局の協力に関する協定書	平成27年7月1日	東温市内等郵便局	11-51
地域協働事業に関する連携協定書	平成27年7月1日	株式会社フジ	11-52
大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定書	平成28年1月25日	道後平野土地改良区	11-53
災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	平成28年3月23日	オオノ開発株式会社	11-54
災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成28年3月25日	レンゴー株式会社松山工場	11-55
地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定	平成28年3月28日	日本政策金融公庫松山支店	11-56

災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成28年7月15日	株式会社ゼンリン	11-57
災害時における被災者支援に関する協定書	平成29年3月10日	愛媛県行政書士会	11-58
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年7月26日	西日本電信電話株式会社	11-59
地域協働事業に関する連携協定書	平成30年2月23日	パナソニックヘルスケア株式会社	11-60
災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成30年2月15日 平成30年6月4日 令和7年8月1日 令和7年11月12日	市内福祉施設（17施設） 市内福祉施設（2施設） 市内福祉施設（2施設） 市内福祉施設（1施設）	11-61
災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書	平成30年3月12日	愛媛県立みなら特別支援学校	11-62
災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書	平成30年3月12日	愛媛県立しげのぶ特別支援学校	11-63
災害時における東温市社会福祉協議会の協力活動に関する協定書	平成30年9月28日	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	11-64
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	令和元年5月22日	愛媛県、県内17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	11-65
災害時における復旧支援協力に関する協定	令和元年5月22日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	11-66
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	令和元年8月2日	東温市造園建設業協会	11-67
災害時における協力に関する協定書	令和元年10月31日	松山刑務所	11-68
災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年11月1日	ヤフー株式会社	11-69
災害時の動物救護活動に関する協定書	令和2年9月14日	公益社団法人愛媛県獣医師会	11-70
地域協働事業に関する連携協定書	令和2年9月17日	旭食品株式会社	11-71
東温市・日本下水道事業団災害支援協定	令和2年10月1日	日本下水道事業団	11-72
東温市上下水道施設における発電機等の調達に関する協定	令和3年3月26日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会四国支部	11-73
無人航空機による情報収集等に関する協定書	令和3年9月26日	愛媛綜合警備保障株式会社	11-74
災害時におけるレスパシティの提供に関する協定書	令和4年10月31日	株式会社レスパスコーポレーション	11-75
東温市災害時における物資輸送等に関する協定書	令和5年2月22日	四国福山通運株式会社	11-76
東温市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	令和5年8月23日	大塚製薬株式会社	11-77
東温市災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	令和5年9月11日	有限会社ウエンズ	11-78
災害時の応急対策業務に関する協定書	令和5年11月15日	一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛支部	11-79
東温市と松山海上保安部との包括協定に関する協定書	令和5年11月30日	松山海上保安部	11-80
災害時の相互協力に関する協定書	令和5年12月15日	松山市農業協同組合	11-81
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書	令和6年2月20日	日野興業株式会社	11-82

東温市と四国乳業株との包括連携に関する協定書	令和6年4月11日	四国乳業株式会社	11-83
災害時における物資供給に関する協定書	令和6年7月5日	NPO法人コメリ災害対策センター	11-84
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	令和7年3月13日	株式会社アクティオ	11-85

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、締結している応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。

2 防災訓練等の実施

平常時から協定を締結している関係機関との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

3 協定締結の推進

市は、近隣市町、指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等と応急活動及び復旧活動について、以下のような内容の相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模災害発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村、指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等との相互応援協定の締結についても検討を進める。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) その他事項

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続き等の周知

災害時において、協定締結市町等への応援要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続き、要請内容等の周知を図っておく。

2 受入体制の整備

他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、危機管理課及び東温市消防本部は平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。

第4 近隣の市町等との協力体制

避難者の受け入れや物資供給などで協力できるように、日頃から情報共有できる体制づくりに努める。

第5 受援計画の運用

市は、大規模な災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた東温市災害時受援計画（以下「市計画」という。）を策定する。策定した市計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の推進に努める。

第14節 資材・機材等の点検整備

市で保有している災害応急措置に必要な資材・機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

第1 点検整備を要する資材・機材

- 1 水防用備蓄資材・機材
- 2 食料及び飲料水
- 3 救助用衣料生活必需品
- 4 救助用医薬品及び医療器具
- 5 防疫用薬剤及び用具
- 6 防雪用機械
- 7 警備用装備資機材
- 8 通信機材
- 9 災害対策用資機材
- 10 油災害対策用資機材
- 11 給水用資機材
- 12 消防用資機材
- 13 その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

第2 実施時期

点検整備は、点検計画表を作成し、定期的に行う。

また、飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練時等の使用を含め、確実に更新を行う。

第3 点検整備実施内容

点検整備は、以下のことに留意して実施する。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認及び不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障及び不良箇所の有無の点検整備並びに不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第4 留意事項

- 1 実施結果は、記録しておく。
- 2 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充の措置を講じ、あるいは確実迅速に調達できる体制を整備する。

第15節 情報通信システムの整備

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から**大規模**災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、**大規模**災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第1 市の通信設備の現状

本市において利用可能な通信設備は、以下のとおりである。

- 1 県防災通信システム（防災電話）
- 2 市防災行政無線
- 3 消防無線
- 4 市メール配信システム及び緊急速報メール
- 5 とうおんアプリ
- 6 市ホームページ
- 7 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）
- 8 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）
- 9 公共情報コモンズ（L - アラート）

資料編3-1 市防災行政無線設置状況

第2 情報収集・連絡体制の整備

市は、大規模災害発生時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

- 1 市防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- 2 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- 3 アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- 4 孤立地区対策として、市防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

5 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線 LAN 環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

第3 通信施設の整備

市は、防災上重要な通信施設、設備等については、以下により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- 1 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- 3 非常用電源設備を整備するとともに、浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- 4 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第4 防災情報システムの拡充整備

1 基本方針

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線等多様な通信回線をシ - ムレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

2 市の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

3 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

第5 県消防防災ヘリコプターの活用

県消防防災ヘリコプターにより、災害発生時における情報収集や応急対策等を効果的に実施するとともに、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、救急・救助、消火等の消防活動を県へ要請する。

1 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を東温市災害対策本部（以下、「市対策

本部」という。)に電送するヘリコプターテレビ電送システムを活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

(1) 災害予防対策活動

災害危険箇所の調査

(2) 災害応急対策活動

ア 被災状況の把握(建物の倒壊、土砂災害、河川、道路・橋梁等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等)

イ 高速道路等における大規模事故の状況把握

(3) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故、土砂災害事故等における偵察及び地上救助隊への情報伝達

イ 高層建築物火災の状況把握及び地上救助隊への情報伝達

(4) 消火活動

林野火災時の偵察及び地上消火隊への情報伝達

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における緊急輸送施設としても活用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

第6 河川情報システム等の活用

市は、水災による被害を軽減するため、県から提供される河川情報システム等による雨量、水位等の観測データ及び各種警戒情報(大雨注意報・警報、河川警戒情報、土砂災害警戒情報、洪水予報等)を活用し、的確な住民への避難指示等や水防体制の配備等の迅速化を図る。

第7 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第8 災害時優先電話の周知徹底

市は、災害発生時に市内公共施設の被害状況や関係機関からの災害情報を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめNTT西日本(株)に災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から以下の措置を行い、市職員に周知を図るものとする。

- 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編3-2 災害時優先電話設置状況

第9 愛媛県非常通信協議会との連携

市は、大規模災害発生時において通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第10 アマチュア無線の活用体制の整備

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線局との協力体制の確立を図る。

資料編11-22 アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

第11 Lアラート（公共情報コモンズ）の活用

愛媛県では、Lアラートの情報発信者である県及び県内全市町、情報伝達者である放送機関等の体制が整ったことから、Lアラートの本番運用を平成25年9月1日（防災の日）から開始している。

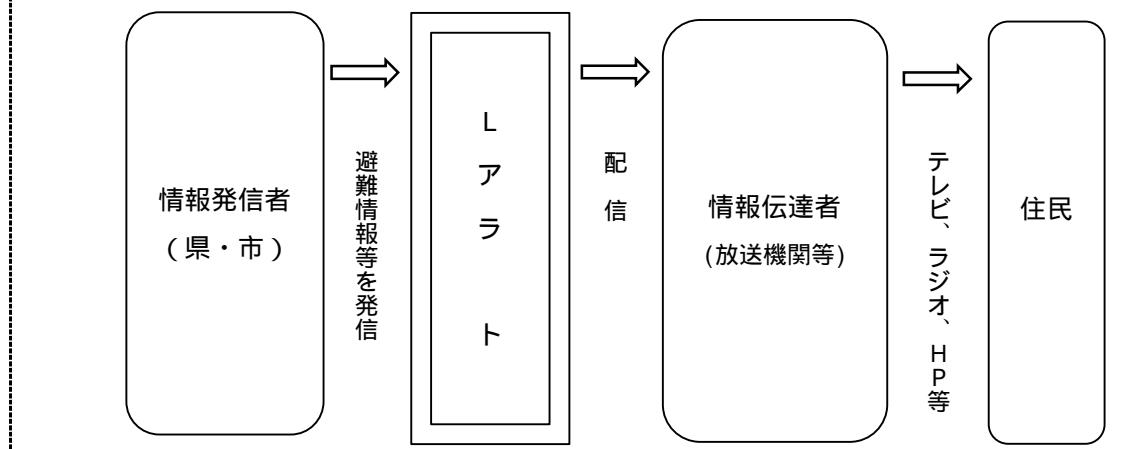
市は、Lアラートの運用方法の習熟に努めるとともに、その活用体制の確立を図る。

＜「Lアラート」について＞

Lアラートとは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するもので、総務省が全国に普及促進し、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営している。

平成26年8月から総務省が名称を「公共情報コモンズ」から「Lアラート」に変更

○Lアラートの利用イメージ



第12 民間情報の活用等に関する検討

災害時の情報発信・収集ツールとしてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の活用について検討する。

第16節 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関は以下の事業を実施する。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

第1 水道施設（上下水道課）

市は、風水害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の耐災害性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことに留意する。

市は、災害による水道施設の被害を軽減するため、以下の措置を行う。

- 1 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針の作成
- 2 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段の整備
- 3 水道施設の多系統化、水道施設間の連絡管等の整備促進
- 4 他の市町や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の整備
- 5 地震災害による飲料水の供給困難となる事態を想定し、関係機関と協力して飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時給水栓等の整備
- 6 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄のほか、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備

資料編1-2 市内指定給水装置工事事業者一覧

資料編11-13 渇水等緊急時における相互応援協定書

資料編11-23 災害時における水道施設の応急対策に関する協定書

資料編11-72 東温市上下水道施設における発電機等の調達に関する協定

第2 下水道施設（上下水道課）

1 市の活動

市は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか、貯留・浸透などの流出抑制策も含めた下水道雨水対策施設について検討するとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

2 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 雨水貯留浸透

市は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業に関し、関係機関と協力して整備を検討する。

資料編 1 - 3 市内下水道排水設備指定工事店一覧

第3 電力施設（四国電力（株）、四国電力送配電（株））

四国電力（株）、四国電力送配電（株）は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」、「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視、点検、調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具及び消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4 ガス施設（四国ガス（株））

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

(2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

(3) ガス導管の地区分割を図るため、災害対策バルブを設置する。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第5 電信電話施設（NTT西日本（株））

NTT西日本（株）は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。
- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

6 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第17節 公共土木施設等の災害予防対策

道路、河川等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、各施設管理者は、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

第1 道路災害予防対策

道路交通の確保は、大規模災害発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

市及び各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通省が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、市内建設業者等と協定を締結し、体制の整備を図る。

道路啓開等を迅速に行うため、関係機関相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

1 防災点検等の実施

防災点検を定期的に実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

なお、防災活動拠点を結ぶ道路は特に重要となるため、関係機関と連携をとり、緊急輸送道路及びそれにつながる市道の改良整備を促進し、これらを連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努める。

3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

4 道路通行規制等の検討

異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じ通行規制等の措置を行う。

5 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を策定・実施し、その適切な維

持管理に努める。

第2 河川管理施設

1 河川管理施設の確保

河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊や耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 耐震点検の実施

河川管理者は、災害点検を定期的に実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロール等においても目視等による点検を実施する。また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3 建築物災害予防対策

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業をすることにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行うため、以下の措置を講じる。

また、市は平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の把握に努める。

1 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

2 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

3 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を促進する。

4 土砂災害警戒区域等の情報周知を図るとともに避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を行い、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。

5 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に以下に掲げる施設で、洪水等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。）

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要

- する者が利用する施設をいう。)
- (3) 大規模工場棟（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）
- 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。
- 7 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地区画整理事業を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地の利用の推進に努めるものとする。
- 8 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 9 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携のもと、本地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- 10 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 11 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

資料編11-4 東温市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

第4 農地

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壤の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるための事業を実施する。

市の東部、南部及び北部は森林地帯であり、また市の中央を重信川が流れ、その流域は肥沃な穀倉地帯であるが、梅雨期や台風時の集中豪雨により古くから幾多の水災を被ってきた。

市は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、基盤整備を引き続き推進する。

第5 農林業施設

市は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険

箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

第6 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて、「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

資料編2-7 ため池一覧

第7 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

第18節 文化財の災害予防対策

1 風水害や、火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者または管理団体（以下「所有者」という。）は、必要な以下の対策を講じるものとし、市教育委員会は県教育委員会へ協力し、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (4) 避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

2 平成30年に県が策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に県が策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内各市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

3 文化財の保護

(1) 災害予防

文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が、災害予防に関する事項について定めるものとするが、市は、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺の環境整備等について指導する。

(2) 市への報告

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。

(3) 県への報告

市教育委員会は、被災の連絡を受けたときは、被災文化財の被害状況を速やかに把握し、被害拡大を防止するための万全の体制を確立するとともに、被災状況を速やかに県教育委員会に報告する。

資料編13 - 1 市内指定文化財一覧

第19節 水害予防対策

梅雨時の豪雨や近年、多発する風水害を防ぐため、危険地区の把握を行うとともに、治水事業計画及び砂防事業計画を策定し、計画的に予防事業を実施する。

第1 水防危険地区の把握

本市における水防危険箇所（重要水防区域）は、資料編に掲げるとおりである。

参考

「重要水防箇所」

洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。過去の実績及び地形、施設の現状から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、以下の条件の一を満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上かつ耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合

「特に危険な箇所」

重要水防箇所内であって既に護岸堤防などが破損している箇所、又は、護岸、堤防などの施設が老朽化しており、氾濫注意水位（警戒水位）までに決壊が予想されている箇所

資料編5 - 3 水防危険箇所一覧

第2 治水対策

浸水想定区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に以下に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛隊組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
- 2 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をするものが利用する施設をいう。）
- 3 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者または管理者から申出があった施設をいう。）

なお、同一水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な支持を行う。

第3 砂防対策

山間部は多くの断層が縦断する複雑な地質構造であり、河川は流路が短く急流であるため荒廃が進んでおり、大雨により発生する土砂災害や急傾斜地の崖崩れ等、土砂災害の未然防止に努める必要がある。そのため、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を検討する。

土砂災害等の発生が予想される土砂災害危険箇所の土砂災害対策を進める。

1 ハード対策

土砂災害危険箇所のうち、以下に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

- (1) 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する土砂災害危険箇所
- (4) 災害時に重要な緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂

災害危険箇所

- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する
土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要
があると認められるものは、適宜対応するよう、県に働きかける。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、以下のことを実施する。

- (1) 土砂災害情報相互通報システムの医事・管理・充実に努める。
- (2) 土砂災害警戒情報について、精度向上や住民への伝達の充実に努める。
- (3) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の
周知を図る。
- (4) 県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を
住民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の
新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。
- (6) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施につ
いて、県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容
や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

ア 県の活動

県は、関係市町長の意見を聞いて、土砂災害により住民等に危害が生じる恐れのある区
域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規
制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

イ 市の活動

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、本地域防災計画において警戒区域毎に以下の
情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項に
ついて定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進するため、要配慮者利用施設の
所有者または管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難
確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨
を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者
等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (a) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する
事項
- (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (c) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

- (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (e) 救助に関する事項
- (f) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (g) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (h) 本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編2-2 急傾斜地の崩壊 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

資料編2-3 土石流 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

資料編2-4 地すべり 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

資料編2-5 山腹崩壊危険地区一覧

資料編2-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

第4 水防資機材の点検配備

市は、平素から水防倉庫内の水防資材を点検し、必要な資機材の調達を行うとともに、出水時に迅速に使用できるよう水防作業に便利な位置に配備しておく。

資料編5-2 水防資機材保有状況一覧【地域防災・水防】

第5 安全配慮【水防】

- 1 洪水、内水のいずれにおいても、水防団（本市においては消防団の水防活動のため、以下「消防団（水防）」という。）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、消防（水防）団員自身の安全は確保しなければならない。
消防（水防）団自身の安全確保のために配慮すべき事項は以下のとおりである。
 - (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
 - (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが普通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
 - (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を隨時交代させる。
 - (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
 - (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
 - (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防（水防）員の安全を確保するため、

必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

- (8) 指揮者は活動中の不慮の事故に備え、待避方法、待避場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防（水防）団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第6 水防の責任と義務【水防】

水防に関する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は、以下のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

具体的には、主に以下のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（水防法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（水防法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 水防協議会の設置（水防法第8条第1項）
- (5) 洪水予報の通知（水防法第10条第3項）
- (6) 水位の通報及び公表（水防法第12条）
- (7) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（水防法第13条第2項及び第3項）
- (8) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への周知（水防法第13条の4）
- (9) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- (10) 大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の10）
- (11) 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第3項）
- (12) 水防信号の指定（水防法第20条）
- (13) 避難のための立ち退き指示（水防法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（水防法第35条）
- (16) 水防管理団体の負担する費用補助（水防法第44条）
- (17) 水防に関する必要な報告（水防法第47条）
- (18) 水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

2 市の責任

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、主に以下のような事務を行う。

- (1) 水防組織の確立（水防法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（水防法第5条）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（水防法第15条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）

- (5) 警戒区域の設定（水防法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- (8) 堤防の決壊等の通報、決壊後の処理（水防法第25条、水防法第26条）
- (9) 公用負担（水防法第28条）
- (10) 避難のための立ち退き指示（水防法第29条）
- (11) 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- (12) 水防計画の作成、県知事に届け出（水防法第33条）
- (13) 水防協議会の設置（水防法第34条）

3 國土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項）
- (3) 水位の通報及び公表（水防法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（水防法第13条の4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第2項）
- (9) 特定緊急水防活動（水防法第32条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 地元住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。（水防法第24条）

第20節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、危険箇所の把握を行い、災害を防除するための防災事業を実施する。

さらに、危険箇所の住民に対しその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

第1 危険箇所の現状把握

土砂災害発生の可能性のある、急傾斜の崩壊・土石流・地すべりの警戒区域・特別警戒区域指定箇所について台帳の整備や定期的な防災パトロールを行い、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、関係機関と十分協議のうえ危険箇所に対する防災対策を講じる。

また、これらの危険箇所については、住民にも公表する。

- 資料編2-2 急傾斜地の崩壊、警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧
- 資料編2-3 土石流 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧
- 資料編2-4 地すべり 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧
- 資料編2-5 山腹崩壊危険地区一覧
- 資料編2-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

第2 総合的な土砂災害対策

1 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を県と連携して実施する。

2 砂防事業の施行

土石流などが到達するおそれがある下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域を砂防指定地に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、渓流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止対策を実施する。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定するよう県に要請して、区域内の行為を制限するとともに、県と連携して、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

4 土砂災害警戒区域等の指定促進等

市は、本地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表、伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作

成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害にかかる避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。
- (8) 警戒区域をその区域に含む市長は、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

4 農地保全

風水害、地震災害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

5 治山事業の実施

山地災害危険箇所の実態に応じて、森林生態系や自然環境に配慮した、林地の保全に係る治山事業の積極的な実施を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

第3 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

市は、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定された場合、本地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する以下の事項について定める。

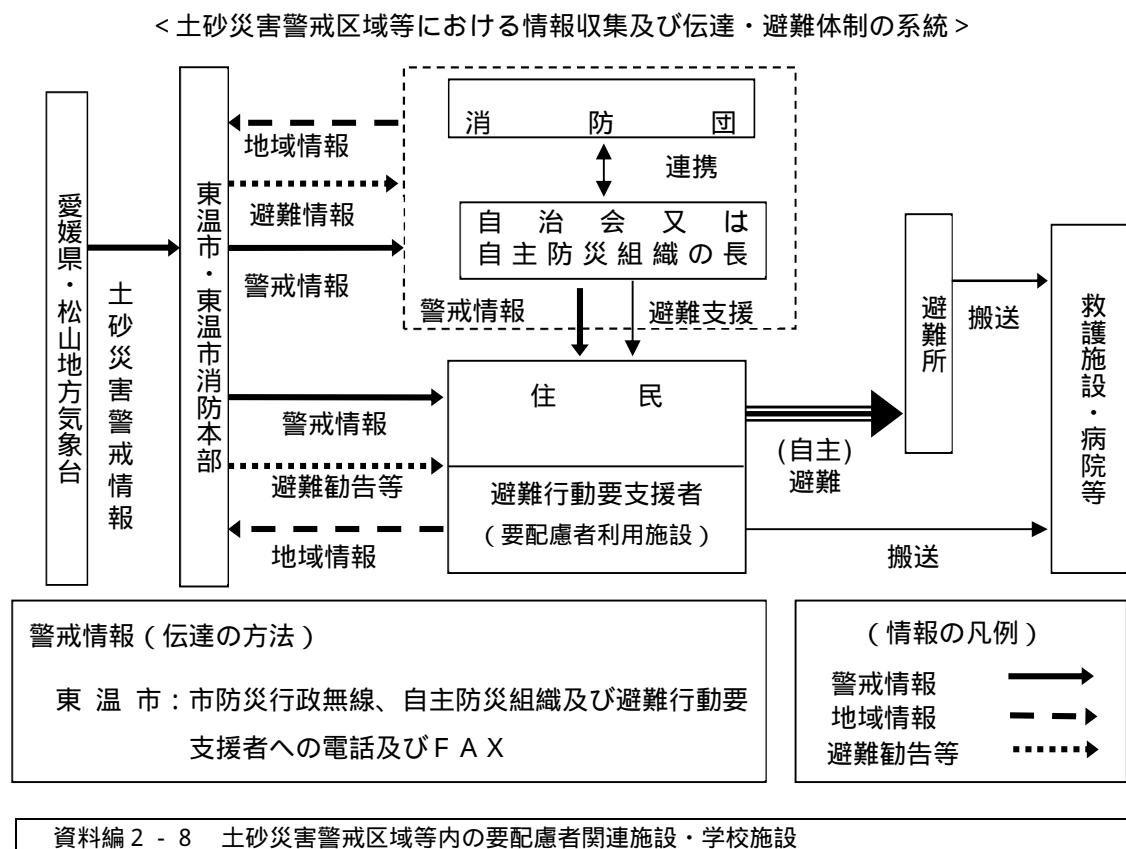
1 住民への周知

土砂災害警戒区域の指定があった場合は、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地域の危険箇所や避難所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した総合防災マップ等印刷物の配布等により住民に周知する。

2 伝達方法の確立

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動の選択として、垂直避難などの選択も考慮する。



第21節 鉄道施設災害予防対策

伊予鉄道(株)は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

第1 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制及び対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

第2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第22節 危険物等災害予防対策

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、以下の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

第1 危険物施設

1 予防査察等の強化

東温市消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所及び貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査・立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

2 予防教育の徹底

東温市消防本部は、以下に掲げる予防教育の徹底を図る。

- (1) 危険物の販売所、貯蔵所等並びに消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を策定させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係保安団体、事業所等との合同防災訓練を実施する。

第2 毒物・劇物施設

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことに鑑み、以下の事業を実施する。

1 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者等は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

2 市及び東温市消防本部の活動

(1) 施設の実態の把握

毒物劇物について毒物及び劇物取締法上必要な事項について届出させ、これらの実態を把握し、毒物及び劇物取締法の不備欠陥事項について保健所と協力して関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

(2) 立入検査の実施

施設への立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、毒物劇物取扱責任者等による自主的保安体制の確立を図る。

(3) 指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

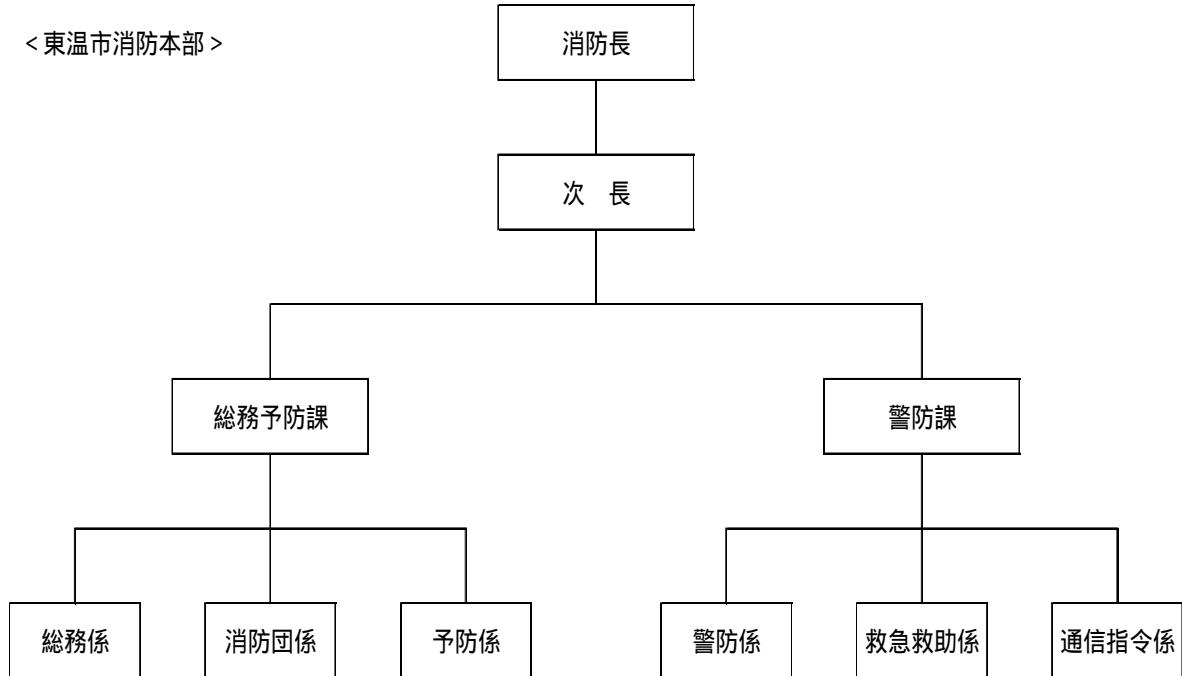
第23節 火災予防対策

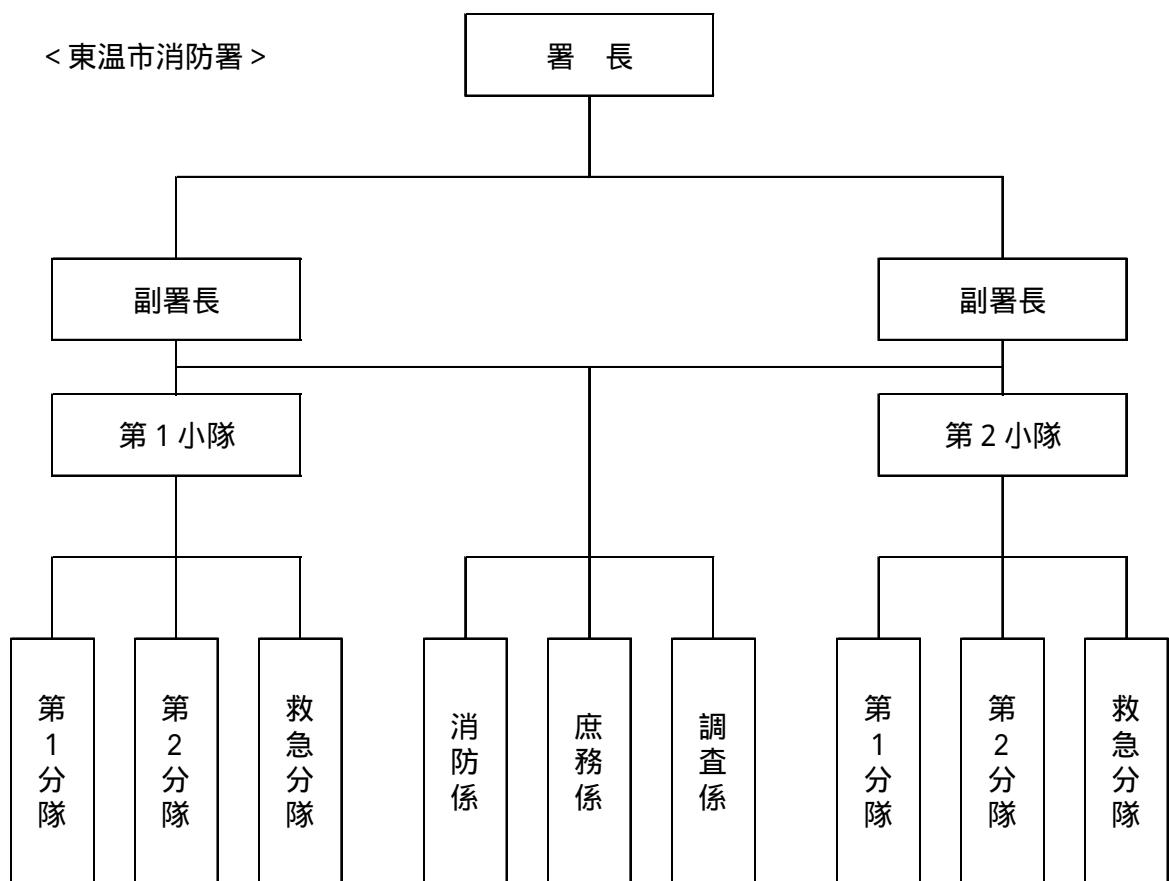
各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第1 組織

1 東温市消防本部及び消防署

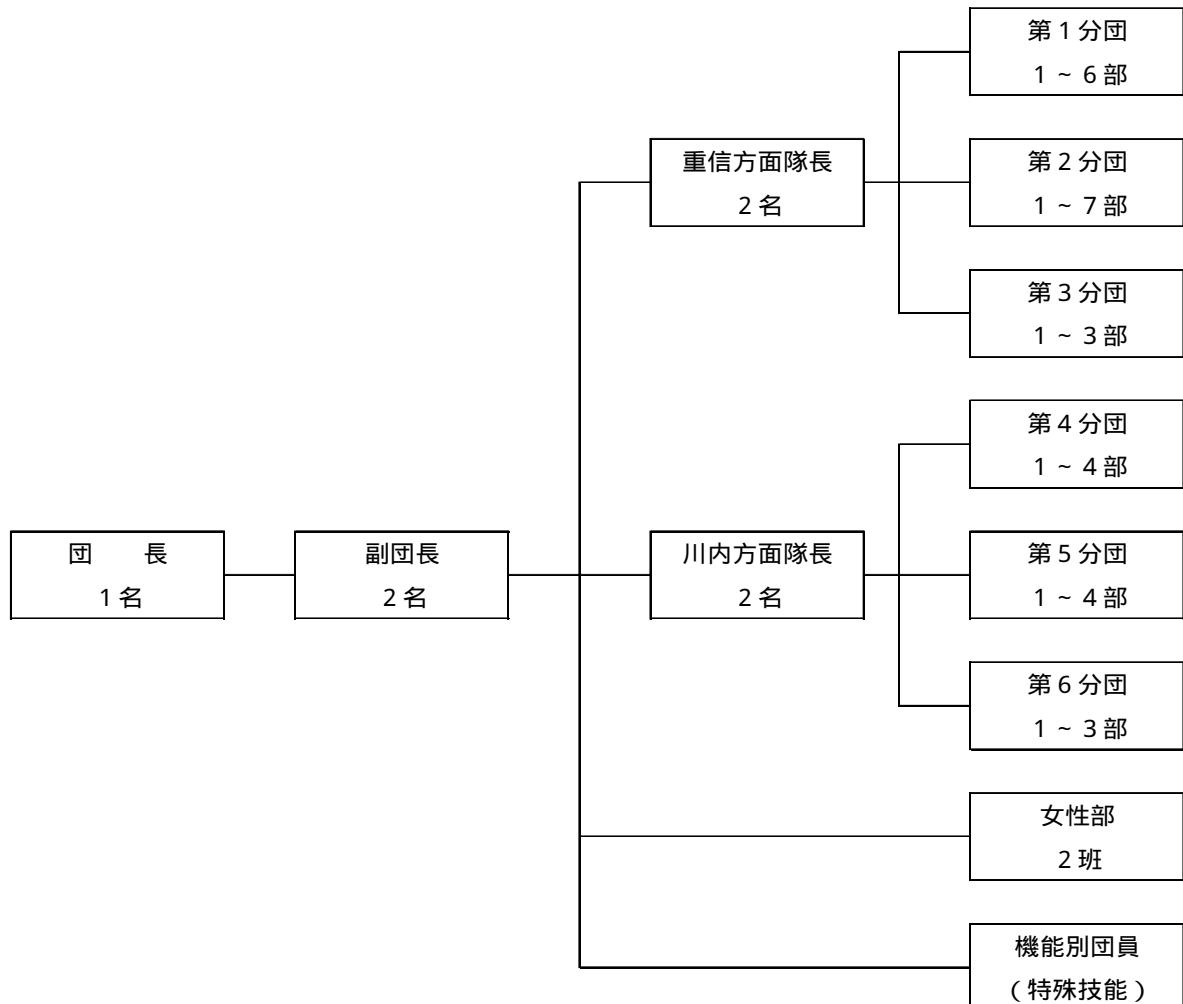
本市には常備消防として、東温市消防本部及び東温市消防署が設置されており、各種消防業務を実施するとともに、消防団の教育、訓練等を行っている。





2 東温市消防団

現在、東温市消防団は、6分団及び女性部、機能別団員で編成され、地域に密着した消防活動等を行っており、組織及び管轄区域は以下のとおりである。



分団名	管轄区域
第1分団	山之内、樋口、志津川、西岡、横河原、八反地（志津川）
第2分団	見奈良、田窪、牛渕、南野田、新村（北野田） 北野田、堀池（牛渕）
第3分団	上林、下林、上村
第4分団	北方西、北方東、町西、南方西、南方東
第5分団	井内、則之内西、 前松瀬川 、町東、横灘団地、奥松瀬川
第6分団	則之内東、河之内、土谷・滑川

第2 消防職員、消防団員の教育・育成

市は、消防職員、消防団員に対して消防・救助業務等に関する知識及び活動技術の習得又は向上が図れるよう、定期的に教育実習を行うとともに、愛媛県消防学校等への入校を推進し、より専門的な知識・技能の習得又は向上を図る。

また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、市は、消防団員の確保に努め、活性化対策を積極的に推進する。

第3 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、本市の消防施設の拡充強化を図るとともに、消防の機動化及び科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

1 機械器具の整備

東温市消防本部及び消防団の所有する機械器具については、計画的に整備を図る。

2 消防水利の整備

消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。

なお、消防水利の不足する地域については、順次耐震性貯水槽等の整備を図る。

また、平地に住宅の密集している本市においては、移動が容易な小型動力ポンプの整備を推進する。

3 消防通信施設の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、時代に即した消防用無線設備の設置及び整備を図る。

資料編5-1 地区別消防水利状況

第4 防火思想の普及

市は、各関係機関と連携して、防火思想の高揚を図るため、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警戒心の喚起と防火思想の普及に努める。

第5 自主防災組織等との連携体制の整備

市は、各地区の初期消火能力を高めるため、自主防災組織や女性防火クラブ等の民間団体の育成を図り、連携体制の整備に努める。

市は団体の育成にあたり、消防団が指導的な役割を担うよう支援する。

また、地域ぐるみで行う初期消火に関する訓練を以下の要領で実施する。

- 1 住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- 2 計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第6 火災予防

消防法第8条に定める防火管理体制と消防用設備の設置並びに東温市火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制及び器具等の整備点検を確実に行い、火災予防の徹底を図る。

また、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合、必要により市長は、火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのとき、松山地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて伝達される。

1 火災警報の発令

火災の予防上危険な気象状況となったときに発令する。

2 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

3 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県に連絡する。

4 火災に関する警報の発令中における火の使用制限

東温市火災予防条例第29条の規定に基づき、火災警報発令時には、以下の事項について火の使用を制限する。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

第7 火災予防査察

消防長は、火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のため、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき東温市消防本部予防査察規程の定めるところにより予防査察を実施する。

第8 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等、文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるよう、あらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

第9 災害防御の措置

消防組織法第43条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御措置の早期確立を期する。

第10 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務及び緊急自動車の優先通行の主旨を普及・啓発し、消防活動について消防と一般人の一体化を図る。

第24節 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、以下のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第1 林野火災予防思想の普及・啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚及び火災予防思想の普及・啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼び掛けるとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及・啓発を図る。

第2 林野火災消防計画の確立

市及び東温市消防本部は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、以下の事項について林野火災消防計画を策定する。

1 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

2 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

3 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

4 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

5 林野火災防御訓練の実施計画

市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第3 林野所有（管理）者の予防対策

市及び東温市消防本部は、林野所有（管理）者に対し火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、以下のような予防対策の実施を推進する。

1 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

2 防火帯防火樹帯の設置並びに造林地への防火樹の導入

3 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

4 事業地の防火措置の明確化

5 森林法、東温市火災予防条例等の厳守

6 消防機関等との連絡方法の確立

7 火災多発期（1月～5月）における見回りの強化

第4 林野火災対策用資機材の整備

市、東温市消防本部及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、全輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

第5 県消防防災ヘリコプター等の要請

市及び東温市消防本部は、大規模林野火災に対応するため、県に対して、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの出動要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請による空中消火体制を確立する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間が必要であることから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

第25節 災害復旧・復興への備え

第1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手順等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公共機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などの配慮するよう努める。

随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

東温市防災会議（以下、本編において「防災会議」という。）災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるととも

に、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

ライフライン事業者は発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

国、県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

第2 複合災害への備え

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、本地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

1 複合災害対応計画の策定

市は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資機材等の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市は県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

県及び市は環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

第4 各種データの整備保全

1 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ以下の事項の情報システムの保全について整備する。

- (1) 戸籍
- (2) 住民基本台帳
- (3) 地籍
- (4) 建築物
- (5) 権利関係
- (6) 施設
- (7) 地下埋設物等情報及び測量図面
- (8) 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制

2 データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。

第6 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を促進する。

第7 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。

このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1節 応急措置の概要

市、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、以下のとおりである。

第1 市のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する予警報の周知徹底
- 3 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- 4 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の受入れ
- 5 消防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 指定避難所等の設置・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び市に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- 9 救援物資の配布
- 10 被災者収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 適切な管理のなされていない空き家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- 14 その他応急対策の実施

第2 県のとるべき措置

- 1 市町及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 市町及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通報

- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請
- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会及び日赤への救護班の派遣要請
- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達及び輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 その他応急対策の実施

第3 住民のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市、警察官及び消防機関への通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 安全地域への避難（高齢者、障がい者、幼児、女性、傷病人等要配慮者を優先）

第4 関係機関のとるべき措置

- 1 災害情報の県、市等に対する通報
- 2 救援隊等の派遣、救助、資機材配布等の県及び市に対する要請
- 3 県、市等の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施

第2節 防災組織及び編成

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成及び要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1 東温市防災会議

- 1 基本方針等の作成
- 東温市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項及び東温市防災会議条例（平成16年条例第12号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施を推進する。

2 防災会議の開催等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画策定、災害応急対策の実施推進等を行う。
- (2) この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。
- (3) 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。
- (4) 防災会議の運営に当たっては、災害対策本部会議との継続性の確保について配慮する。

資料編11-1 東温市防災会議条例

資料編11-2 東温市防災会議委員名簿

第2 東温市災害警戒本部

1 市警戒本部の設置基準

- (1) 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報が発表され警報に切り替わるおそれがあるとき。又は警報が発表されたとき。
- (2) その他、市長（本部長）が必要と認める場合

2 市警戒本部の廃止基準

- (1) 風水害等の警戒に当たる必要がなくなったとき。
- (2) 災害応急対策本部が設置されたとき。

3 市警戒本部設置及び廃止の公表

市警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を公表する。

4 市警戒本部の設置場所

市庁舎内に本部室を設置するものとするが、庁舎が被災し、使用不能のときは、総合保健福祉センターもしくは東温市消防庁舎に本部室を設置する。

5 市警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 組織

市警戒本部の組織及び各部の分掌事務は、以下に掲げるとおりである。

各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備えるなど体制を整備する。

(2) 所掌事務

災害警戒本部は、風水害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務

第3 東温市災害対策本部

市内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長（市災害対策本部長（以下「本部長」という。））が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び東温市災害対策本部条例（平成16年条例第13号）の定めるところにより、直ちに市対策本部を設置するものとし、その運用については、概ね以下のとおりと

する。

1 市対策本部の設置基準

- (1) 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発令されたときで、市長（本部長）が必要と認める場合
- (2) 市内に災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合において、災害対策を総括的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合

2 市対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

3 市対策本部設置及び廃止の公表

市対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を以下の区分により通知及び公表するとともに、設置時には市対策本部の標識を市対策本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 部	庁内放送、口頭、電話、電子メール、市防災行政無線	統括部長
支 所	電話、電子メール、市防災行政無線	"
東温市消防本部	電話、消防無線、電子メール、市防災行政無線	消防長
東温市消防団	電話、市防災行政無線	消防長、統括部長
一 般 住 民	市防災行政無線、電子メール、市ホームページ、サイレン、広報車	統括部長
県中予地方局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メール、その他迅速な方法	"
松山南警察署	電話、FAX	"
各 交 番	電話、伝達員	"
報 道 機 関	口頭、電話、文書、ニアラート	"

4 市対策本部の設置場所

市庁舎内に本部室を設置するものとするが、庁舎が被災し、使用不能のときは、総合保健福祉センターもしくは東温市消防庁舎に本部室を設置する。

5 市対策本部の組織及び所掌事務

(1) 組織

市対策本部の組織及び各部の分掌事務は、本節別表に掲げるとおりである。

各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備えるなど体制を整備する。

(2) 所掌事務

ア 市

市対策本部が所掌する事務の主なものは、以下のとおりである。

なお、市対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を被災地近傍の施設等において行うなど、適時適切な措置に努める。

- (a) 災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (b) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (c) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- (d) 消防、水防その他の応急措置
- (e) 被災者の救助、救護その他の保護
- (f) 施設及び設備の応急復旧
- (g) 防疫その他の保健衛生
- (h) 高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (i) 緊急輸送の実施
- (j) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品及び医薬品等の確保、供給
- (k) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告、要請
- (l) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- (m) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (n) 自主防災組織との連携及び指導
- (o) ボランティア等への支援

イ 消防・水防機関

消防・水防機関は、特に以下の事項を重点的に実施する。

- (a) 東温市消防本部・消防署

被害状況等の情報の収集と伝達
消火活動、水防活動及び救助活動
地域住民等への避難指示の伝達
火災予防の広報

- (b) 消防団

被害状況等の情報の収集と伝達
消火活動、水防活動及び救助活動
避難場所の安全確保及び避難路の確保
地域住民等の避難場所への誘導
危険区域からの避難の確認
自主防災組織との連携、指導及び支援

6 市対策本部の分担任務

(1) 本部長

市長を本部長とし、本部長は、市対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

(2) 副本部長

副市長を市災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員

市対策本部員は、教育長、統括部長、教育委員会事務局長、消防長、消防団長、消防副団長、総務課長、企画財政課長、危機管理課長をもって組織し、応急対策を掌理し、所属部班員等の指揮監督をする。

7 事務局

(1) 市対策本部に事務局を置く。

(2) 事務局に事務局長を置き、統括部長をもってこれに充てる。

(3) 事務局職員は、危機管理班、総務班、企画財政班職員をもってこれに充てる。

8 幹部職員等の職務代理者の決定

市の幹部職員等不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を以下のように定め、不在時等の非常時には、定めた順位により市対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

名 称	職務代理者 (第1順位)	職務代理者 (第2順位)	職務代理者 (第3順位)	職務代理者 (第4順位)	職務代理者 (第5順位)
本部長 (市長)	副市長	教育長	統括部長	教育委員会 事務局長	消防長
副本部長 (副市長)	教育長	統括部長	教育委員会 事務局長	消防長	総務課長
本部員	各部課、本部にてあらかじめ定めておく。				

9 本部会議の開催

本部会議の構成は、以下のとおりであり、災害対策の基本的事項について協議する。

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、統括部長、教育委員会事務局長、消防長、消防団長、副団長、総務課長、企画財政課長、危機管理課長、社会福祉課長、都市整備課長、市長が必要と認める職員

10 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- 3 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職

員を指揮監督する。

(5) 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、市対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

資料編11-3 東温市災害対策本部条例

第4 非常配備体制

市対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、以下によるものとし、各部長は、以下の配備基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

区分	配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部等	1 気象業務法に基づく注意報が発表され、警報に切り替えるおそれがあるとき。 2 その他市長が必要により当該配備を指令するとき。	災害情報の収集及び防災資機材の準備等を実施する体制	危機管理課職員
	1 気象業務法による警報が発表されたとき 2 その他市長が必要により当該配備を指令するとき。	避難所開設に向けた準備体制	総務課職員 企画財政課職員 その他状況に応じて事業課等職員
第1配備	1 気象業務法による警報が発表されたときで、市長が必要と認めるとき。 2 その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで市長が当該配備を指令するとき。	災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね3分の1の職員
第2配備	1 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね3分の2の職員
第3配備	1 大規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	大規模な災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

注) 災害の種類、規模、状況等に応じ特に必要と認められる場合は、基準と異なる配備体制をとることができる。

各所属長は、災害対応が長期化する場合を想定し、職員が交替勤務での対応が可能となるように努める。

1 第1配備下の体制

- (1) **統括**部長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、市長（本部長）に報告するとともに、関係部・課（関係各部・各班）に連絡する。
- (2) 市長（本部長）は、必要に応じ関係課長（関係班長）から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討する。

2 第2配備下の体制

- (1) 各部長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 各部長は、以下の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - ア 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に關係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

3 第3配備下の体制

第3配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況について隨時状況を隨時事務局長（**統括**部長）を通じ本部長に報告する。

4 非常配備の開始及び解除

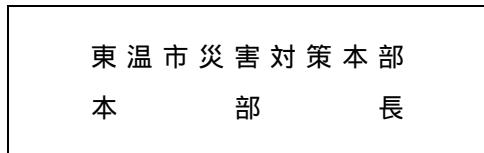
各部の非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

第5 本部職員の腕章等

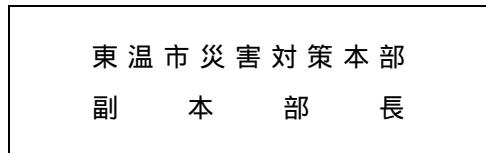
本部長、副本部長、部長その他部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、以下に定める腕章を帯用する。

1 腕章

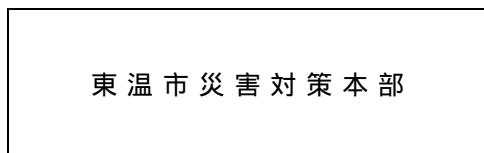
本部長用



副本部長用



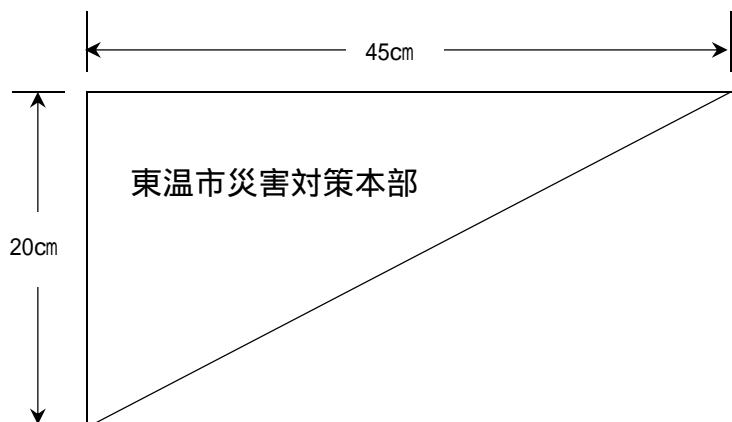
部長・部員用



備考1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

2 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は白色とする。

2 標旗



備考 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は黄色とする。

第6 水防組織【水防】

1 水防本部の設置

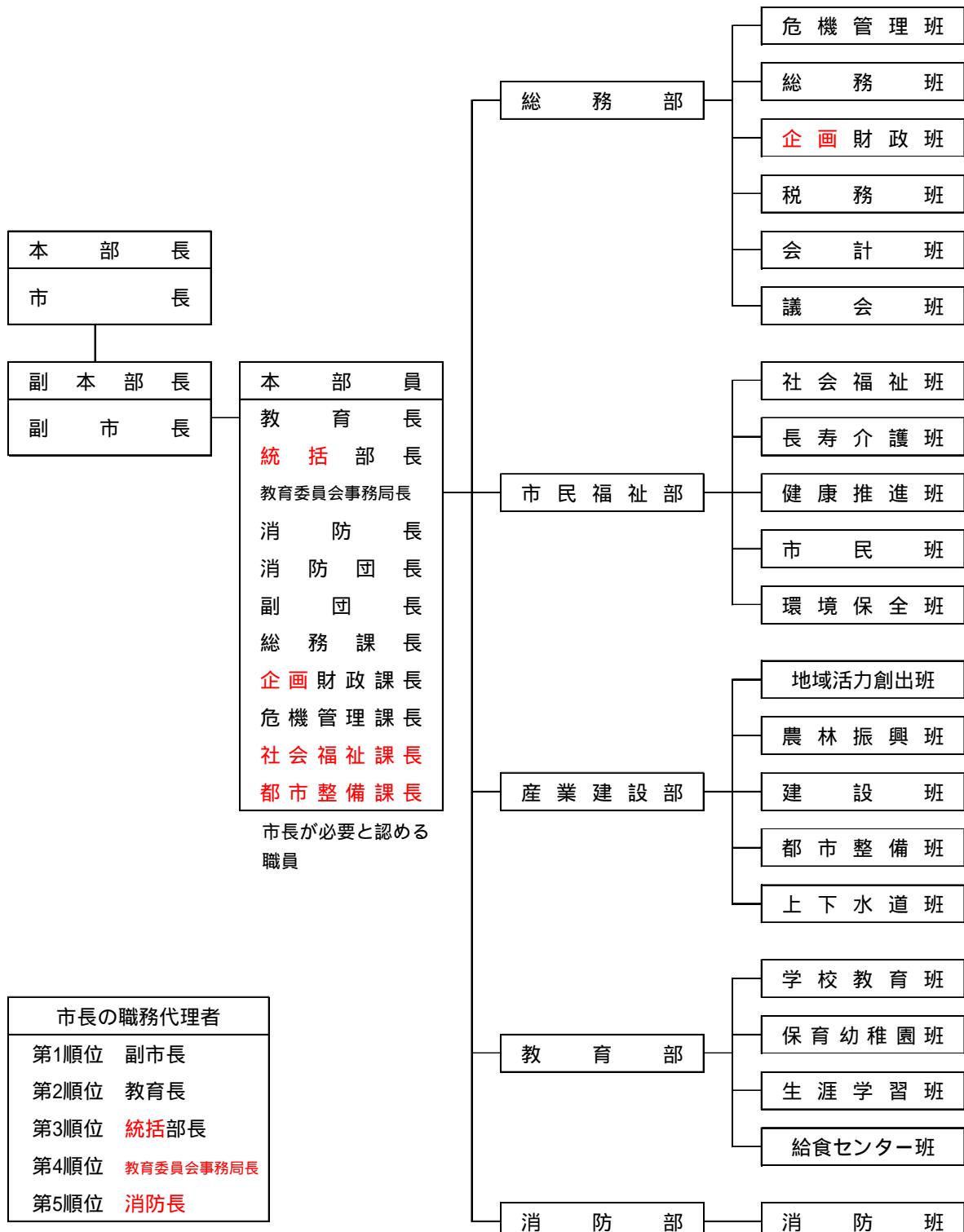
水防に關係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水等による危険があると市長が認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課においてその事務を処理する。

2 水防本部の組織及び事務分掌

- (1) 水防本部の事務局は危機管理課に置き、水防本部の組織及び事務分掌は別表のとおりとする。
- (2) 水防本部の各班長は、その所属職員を指揮監督して水防活動に当たるものとする。
- (3) 水防本部の各班は、別表に定める事務分掌のほか、その活動に当たり、以下の事項に留意するものとする。
 - ア 各班の所管事項に関する被害状況のとりまとめに關すること。
 - イ 本部との連絡に關すること。
 - ウ 各班への応援に關すること。

別表

1 東温市災害対策本部組織図(東温市水防本部組織図)【防災・水防】



2 東温市災害対策本部分掌事務（東温市水防本部分掌事務）【防災・水防】

部名 部長 副部長	班名 (班長)	係名	分掌事務
総務部 総務課長	危機管理班 (危機管理課長)	危機管理係 防災安全係	<p>1 本部事務の総合調整に関すること。</p> <p>2 本部の庶務に関すること。</p> <p>3 災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。</p> <p>4 職員の非常招集及び動員に関すること。</p> <p>5 高齢者等避難及び避難指示に関すること。</p> <p>6 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>7 東温市消防本部及び消防団との連絡調整に関すること。</p> <p>8 災害活動に関すること。</p> <p>9 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れに関すること。</p> <p>10 被害報告の取りまとめ及び県への報告に関すること。</p> <p>11 県、他市町村、警察等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>12 災害時の交通規制に関すること。</p> <p>13 気象情報の収集・伝達に関すること。</p> <p>14 自主防災組織との連携、指導及び支援に関すること。</p> <p>15 市防災行政無線の管理・放送に関すること。</p> <p>16 各部・各班との連絡調整に関すること。</p> <p>17 災害救助法の適用申請に関すること。</p> <p>18 その他各部の所管に属さないこと。</p>
	総務班 (総務課長補佐)	総務係 秘書係 人事係	<p>1 川内支所との連絡調整に関すること。</p> <p>2 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>3 人的支援の受入に関すること。</p> <p>4 職員の安否確認・調整に関すること。</p> <p>5 本部長・副本部長の秘書並びに涉外に関すること。</p> <p>6 危機管理班の応援に関すること。</p>
		広報公聴・男女共同参画係	<p>1 区長への連絡に関すること。</p> <p>2 庁内放送に関すること。</p> <p>3 災害及び被害状況の広報に関すること。</p> <p>4 災害及び被害状況の撮影、保管等に関すること。</p> <p>5 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 被災者からの相談及び広聴に関すること。</p> <p>7 市ホームページ等の運用管理に関すること。</p> <p>8 危機管理班の応援に関すること。</p>
	企画財政班 (企画財政課長)	財政係	1 災害応急復旧に関する予算措置に関すること。
		管財係	<p>1 市有財産及び庁舎の避難誘導、被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 市有車両の配車及び民間車両の借上げに関すること。</p> <p>3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。</p> <p>4 応急対策用資機材の調達に関すること。</p> <p>5 危機管理班の応援に関すること。</p>
		企画政策係	<p>1 避難誘導並びに避難所の開設、運営及び管理の統括に関すること。</p> <p>2 避難行動要支援者担当班（社会福祉班等）との調整に関すること。</p> <p>3 避難所における物資受入の統括に関すること。</p> <p>4 物資支援の受入れに関すること。</p> <p>5 復興計画に関すること。</p> <p>6 危機管理班の応援に関すること。</p>
		情報政策係	<p>1 災害時におけるデータの保存に関すること。</p> <p>2 災害時における電算システムの管理及び応急対策に関すること。</p> <p>3 とうおんメールによる情報提供に関すること。</p>

部 名 部長 副部長	班 名 (班長)	係 名	分 掌 事 務
総務部 総務課 長	税務班 (税務課長)	市民税係 資産税係 収納管理係 債権対策係	1 市税の減免に関する事。 2 家屋の被害認定調査に関する事。 3 罷災証明に関する事。
	会計班 (会計課長)	会計係	1 義援金の受け付け及び管理に関する事。 2 物品出納及び会計に関する事。
	議会班 (議会事務局長)	議会事務局 監査事務局	1 議会との連絡調整に関する事。 2 危機管理班の応援に関する事。

部名 部長 副部長	班名 (班長)	係名	分掌事務
市民福祉部 社会福祉課長 (福祉事務所長)	社会福祉班 (社会福祉課長 補佐)	社会福祉係 障がい福祉係 児童福祉係 保護係	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 ボランティアの受け入れに関すること。 3 飲食料及び炊き出しに関すること。(現場調整・配給連携) 4 義援物資の受け入れ及び配分に関すること。 5 民生児童委員との連絡調整に関すること。 6 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 7 行方不明者及び遺体の処理及び埋葬に関すること。 8 避難行動要支援者への避難支援に関すること。 9 障がい者等の被害調査及び応急対策に関すること。 10 福祉避難所の運営及び連絡調整に関すること。
	長寿介護班 (長寿介護課長)	高齢福祉係	1 高齢者等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難行動要支援者への避難支援に関すること。 3 老人福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		介護給付係 介護徴収係	1 介護保険料の減免に関すること。 2 要介護者の被害調査及び給付管理に関すること。 3 介護保険施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 高齢福祉係の応援に関すること。
	健康推進班 (健康推進課長)	成人保健係	1 避難所への巡回相談に関すること。 2 被災者への健康調査に関すること。 3 被災者に対する心のケア対策に関すること。
		母子保健係	1 医療助産活動に関すること。 2 感染症の予防防疫に関すること。 3 医薬品及び衛生材料の調達に関すること。
		特定健診係 地域保健係	1 救護所の設置に関すること。 2 被災者に対する保健医療活動に関すること。 3 医師会、歯科医師会及び医療機関への連絡調整に関すること。 4 総合保健福祉センター、川内健康センターの被害調査及び応急対策に関すること。
		管理栄養士	1 被災者の栄養・食支援に関すること。 2 避難所の炊き出しに関すること。
	市民班 (窓口課長 兼川内支所長)	窓口サービス係	1 被害者の実態調査及び被害状況の集計に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 避難状況の報告に関すること。 4 埋火葬の許可に関すること。
		国民健康保険係 医療年金係	1 国民健康保険の減免措置に関すること。 2 後期高齢者医療の減免に関すること。 3 班内の応援に関すること。
		市民係 (川内支所)	1 支所管内の被害情報の収集と報告に関すること。 2 総務課との連絡調整に関すること。
	環境保全班 (環境保全課長)	環境対策係 新エネ推進係	1 災害時の環境衛生に関すること。 2 ねずみ族、昆虫の駆除に関すること。 3 動物の保護及び死亡獣畜の処理に関すること。 4 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。 6 災害による遺体の火葬及び埋葬に関すること。 7 災害時の新エネルギーの活用に関すること。 8 獣医師会との連絡調整に関すること。

部 名 部長 副部長	班 名 (班長)	係 名	分 掌 事 務
産業建設部 都市整備課長	地域活力創出班 (地域活力創出 課長)	地域振興係 観光物産係 企業振興係	1 商工業関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 生活必需品等の調達、あっせん等に関する事。 4 外国人、観光客等の避難誘導及び安全確保に関する事。 5 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。 6 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	農林振興班 (農林振興課長)	農林振興係	1 農林水産業関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 農作物の被害調査及び応急対策に関する事。 3 食料の調達及びあっせんに関する事。 4 家畜の被害調査及び応急対策に関する事。 5 家畜伝染病の予防防疫に関する事。 6 農林水産業関係団体との連絡調整に関する事。
		農林土木係 (農業委員会)	1 農業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 農林道の被害調査及び応急対策に関する事。 3 ため池の被害調査及び応急対策に関する事。 4 土地改良区との連絡調整に関する事。 5 農林振興係の応援に関する事。
	建設班 (建設課長)	土木係	1 道路・橋梁、河川、砂防・急傾斜地対策施設等の被害調査 及び応急対策に関する事。 2 道路情報の収集・伝達に関する事。 3 緊急輸送道路、避難道路の確保に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害用資機材の調達及び確保に関する事。 6 建設土木業者との連絡調整に関する事。
		用地管理係	1 道路の通行制限及び交通規制に関する事。
	都市整備班 (都市整備課長 補 佐)	都市計画係	1 災害復興都市計画に関する事。 2 建築住宅係・公園係の応援に関する事。
		建築住宅係	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等に関する事。 3 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事。 4 家屋の耐震に関する事。 5 被災宅地危険度判定に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。 7 被災者に対する建築相談に関する事。
		公園係	1 公園施設、緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。
	上下水道班 (上下水道課長)	総務係 料金係 整備係	1 水道・下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 水道・下水道関係の応急対策用資機材の調達及び保管に関する事。 4 水道・下水道工事業者との連絡調整に関する事。

部名 部長 副部長	班名 (班長)	係名	分掌事務
教育部 教育委員会事務局長	学校教育班 (学校教育課長)	総務係	1 災害時における教職員の確保に関する事。 2 学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 3 学校施設等における避難所等の開設及び運営に関する事。
		学事係	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 児童生徒の避難誘導及び安全確保に関する事。 3 小・中学校の応急教育に関する事。 4 被災児童生徒の学用品の確保に関する事。 5 被災児童生徒の保健管理に関する事。
	保育幼稚園班 (保育幼稚園課長)	子育て支援係 幼児教育・保育係	1 園児の被害調査及び応急対策に関する事。 2 園児の安全確保及び保護者との連絡調整に関する事。 3 幼稚園・保育所等施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	社会教育係 スポーツ振興係 文化振興係	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 3 社会教育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関する事。 4 図書館及び公民館との連絡調整に関する事。 5 社会教育関係団体との連絡調整に関する事。 6 物資集積拠点の在庫管理に関する事。
	給食センター班 (給食センター長)	学校給食係	1 炊き出しに関する事。 2 被災児童生徒の学校給食に関する事。 3 学校給食センターとの連絡調整に関する事。

部名 部長 副部長	班名 (班長)	係名	分掌事務
消防部 消防長 消防団長	消防班 (消防署長)	東温市消防本部・消防署	1 被害状況等の情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救助活動に関する事。 3 地域住民等への避難指示の伝達に関する事。 4 火災予防の広報に関する事。 5 災害対策本部との連絡調整に関する事。
		消防団	1 被害状況等の情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救助活動に関する事。 3 一次避難地の安全確保及び避難路の確保に関する事。 4 地域住民等の避難地への誘導に関する事。 5 危険区域の警戒及び避難の確認に関する事。 6 自主防災組織との連携、指導及び支援に関する事。 7 資機材の保管及び運用に関する事。

第3節 動員計画

災害発生と拡大を防止するために、市職員の動員体制について定める。

第1 市職員の動員

1 動昌

市災害対策本部を設置した場合の職員の動員は、本章第2節「防災組織及び編成」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。

2 本部職員の動員方法

- (1) 本部長の配備体制の決定に基づき**統括**部長から各部長等にその旨を通知し、各部長等は部員に連絡し動員する。

(2) 招集は、庁内放送、市メール配信システム、電話、市防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。

消防団員の動員は、市対策本部又は東温市消防本部から電話、サイレン、市防災行政無線、電子メ - ル（消防団の部長以上）等により招集する。

(3) 伝達の際には、以下の事項を明確に伝える。

ア 配備体制の種類

イ 市対策本部開設又は招集の時間

ウ 市対策本部の位置

(4) 各部長は、配備状況について、**統括**部長を通じて本部長に報告する。

3 動員の伝達系統

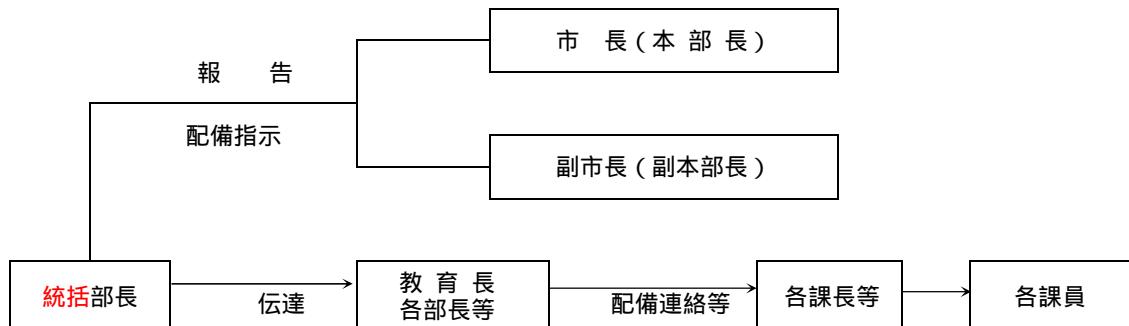
(1) 市職員

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき以下の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内における伝達

- (a) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、**統括**部長は、市長（本部長）の決定した配備体制について各部長等に伝達するとともに、庁内放送、市メール配信システム等によりこれを徹底する。
 - (b) 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

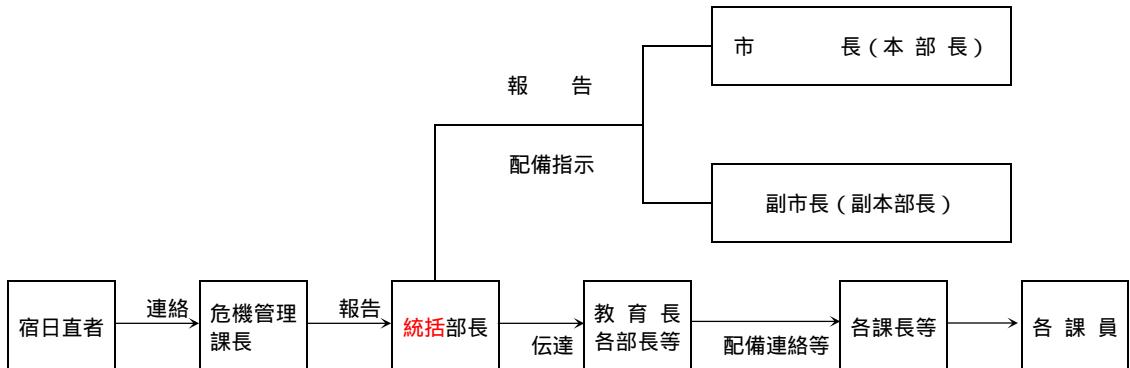
＜勤務時間内における伝達系統＞



イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

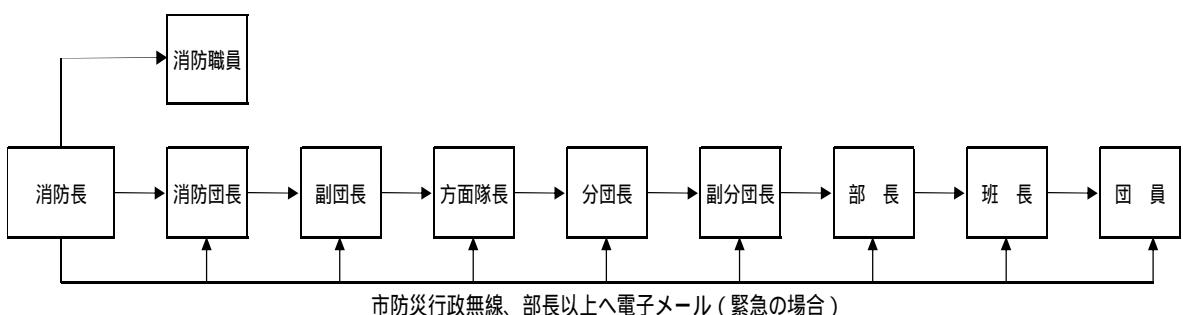
- (a) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長に連絡し、危機管理課長は**統括**部長に報告する。
- (b) **統括**部長は、市長（本部長）副市長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各部長等に、各部長等は各課長に伝達する。
- (c) 各課長等は、各課に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属職員への周知徹底を図る。
- (d) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、配備基準及び状況に応じて登庁する。
- (e) 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。
- (f) その他の職員は、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、避難行動要支援者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、配備体制につく。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの指定避難収容施設に参集し、応急活動に従事する。この場合、その旨を所属部等の長に報告する。

<勤務時間外、休日における伝達系統>



(2) 消防機関

消防長及び消防団長は、市長（本部長）の配備体制に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員する。



第2 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、総務部危機管理班に職員の応援を要請する。総務部危機管理班は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある部のうちから適当な班を決定し通知する。

市対策本部内における応援でもなお不足するときには、県に対して中予地方局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、本章第11節「消防活動」及び第27節「応援協力活動」に定めるところとする。

第4節 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第1 通信連絡手段

1 関係機関との連絡手段

市 ←→ 県	県防災通信システム（防災電話）、電話、FAX、電子メール、県防災通信システム
市 ←→ 東温市消防本部	市防災行政無線、電話、FAX、電子メール
市 ←→ 松山南警察署	電話、FAX
市 ←→ 他市町	県防災通信システム（防災電話）、電話、FAX
市 ←→ 消防団	市防災行政無線、電子メール、電話
市 → 自主防災組織 住民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、とうおんメール、とうおんアプリ
市 → 要配慮者利用施設等()	市防災行政無線、電話、FAX、電子メール

浸水想定区域内で高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設。

2 市保有通信設備

本市における通信設備は、以下のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

- (1) 県防災通信システム（防災電話）
- (2) 市防災行政無線（同報系、移動系）
- (3) 消防無線
- (4) 電子メール
- (5) 市ホームページ
- (6) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALEERT）
- (8) Lアラート

3 公衆通信設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、あらかじめNTT西日本(株)四国支店に申請し、指定を受けている「災害時優先電話」を活用する。

なお、災害時優先電話については、災害時に機能を発揮するために、発信専用電話として利用するものであることを、市職員等に対して周知する。

(2) 電話・電報の優先利用

ア 非常・緊急通話用電話の指定

非常・緊急通話とは、災害時において災害の予防、応急、復旧等のために緊急に通信することを要する場合に、NTT西日本(株)が一般の市外通話に優先して接続する市外通話である。

非常・緊急通話を利用する場合は、102番をダイヤルし、非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の別、通話の内容及び通話先を申告のうえ、申し込む。

非常・緊急通話用電話を確保しておく必要があると判断されるときは、あらかじめNTT西日本(株)四国支店の承認を受けなければならない。

イ 非常・緊急電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常・緊急電報であり、これを利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書し、電報サービスセンターに申し込む。

なお、電話（市外局番なしの115番）により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報サービス取扱所に申し出る。

4 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、第61条の3、第79条、災害救助法第11条、水防法第27条及び消防組織法第41条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、以下のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

5 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法第52条及び同法第74条の規定により、無線局を開設している者に対し、非常通信を依頼することができることとなっており、災害の状況に応じて非常通信を利用し、通信の確保を図る。

6 放送の利用

市長（本部長）は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、又は避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待機等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、市長（本部長）は、知事を通じて放送業者に放送要請する。ただし、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接要請する。

（1）放送要請事項

- ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの。
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの。

（2）放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

（3）要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

7 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保の発令、屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

資料編3-1 市防災行政無線設置状況

資料編3-2 災害時優先電話設置状況

第2 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、市長（本部長）は、中予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター（必要により自衛隊、県警察本部）による空中偵察を要請し（自衛隊は県知事からの要請）、被災状況等を把握するとともに、当該集落との

通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行い、孤立地域との連絡に努める。

- 1 孤立状況の把握
- 2 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- 3 孤立時における緊急救出手段の確保(ヘリコプター、バイク)
- 4 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- 5 緊急支援物資の確保・搬送
- 6 県を通じ、自衛隊、県警察本部等の航空偵察の要請

第3 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

第4 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、市内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。

また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段のひとつとして活用する。

第5節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達する。

第1 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた情報から直ちに中予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合、直接国（総務省消防庁）へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 情報活動における連携強化

(1) 情報の収集及び伝達は、市対策本部と中予地方局相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

(2) 警察官の派遣要請

情報活動における連携強化のため、必要に応じて市対策本部に警察官の派遣を要請する。

第2 情報の収集

1 処理すべき情報の種類

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカー、個別受信機）緊急速報メール、レアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、以下のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示、緊急安全確保の発令若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫及び供給状況並びに応急給水状況

エ 物資の価格及び役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

2 災害発生直後の災害情報の収集

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね以下のとおりである。

災害発生直後	その後の段階
<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 (2) 家屋等建物の被害状況 (3) 土砂災害等の発生状況及び危険性 (4) 洪水の発生状況及び危険性 (5) 避難の必要の有無及び避難の状況 (6) 住民の動向 (7) 道路・橋梁及び交通機関の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況 (2) 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況 (3) 避難所の設置状況 (4) 住民の避難生活状況 (5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況 (6) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
災害発生直後	その後の段階
<ul style="list-style-type: none"> (8) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況 (9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 医療機関の活動状況 (8) 救護所の設置及び活動状況 (9) 傷病者の収容状況 (10) 道路・橋梁及び交通機関の復旧状況

3 被害項目と調査担当課

市は、被害状況を収集・把握するため、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実かつ迅速に入手する体制を整備する。特に、人的被害については、消防班を中心に、必要に応じ各班から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集することとし、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

各種被害ごとの担当部及び協力関係機関・団体等は、以下のとおりである。

被 害 等 の 区 分	担 当 班	協 力 関 係 機 関
総合被害	危機管理班	- - - - -
市有財産被害	企画財政班	- - - - -
商工業関係被害	地域活力創出班	商工会
火災発生	危機管理班 消防班	自主防災組織等
水防情報	"	中予地方局建設部
医療施設被害	健康推進班	医師会 歯科医師会
衛生施設被害	環境保全班	収集委託業者
社会福祉施設被害	社会福祉班	民生児童委員 社会福祉協議会
住家等一般被害	市民班 税務班	区長等 自主防災組織 市内建設業者等
土木施設被害	建設班 都市整備班	中予地方局建設部 市内建設業者等
農林業関係被害	農林振興班	えひめ中央農業協同組合 松山市農業協同組合 土地改良区 松山流域森林組合 愛媛県農業共済組合

被　害　等　の　区　分	担　当　班	協　力　関　係　機　関
上・下水道関係被害	上下水道班	市内管工業者等
教育関係被害	保育幼稚園班 学校教育班	教育施設管理者 教育委員

注) 川内支所班は、各班のサポートとして、支所管内の被害情報を収集する。

第3 情報収集

1 情報収集の手段及び方法

市対策本部は、市防災行政無線（同報系）消防無線、衛星携帯電話等、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、以下の手段及び方法を用いる。

(1) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施するものとする。特に、初期の情報は、区長・自主防災組織等を通じ、直ちに市に通報する。

(2) 市職員派遣による情報収集

災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて、各地域に市職員を派遣して情報収集に当たる。

(3) 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

(4) 防災関係機関からの情報収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

(5) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長（本部長）は、中予地方局を通じて県、県警察、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア　崖崩れ、洪水等の発生状況

イ　火災発生場所、延焼の状況

ウ　道路被害状況（道路交通機能確保状況）

エ　建築物の被害状況（概括）

オ　公共機関及び施設の被害状況

カ　住民の動静その他

2 災害情報の取りまとめ

(1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市対策本部（市対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

(2) 受理した情報については、市防災行政無線、緊急速報メーリ、広報車、市ホームページ等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(3) 各部で収集した情報は、総務部で取りまとめ、市長（本部長）に報告するほか、中予地方局を通じ県に報告する。

資料編12-1 災害情報受発信記録表

第4 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（防災電話）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、住民への伝達は、同報系防災行政無線（屋外スピーカー、個別受信機）緊急速報メール、レアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、市ホームページ、とうあんメール、とうあんアプリ、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

なお、状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

第5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県への災害状況の報告は、**統括**部長が行う。

2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 市対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) その他特に県から報告の指示をされたとき。

3 県災害対策本部に対する報告及び要請

(1) 報告、要請

市対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、市対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、以下のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市は第一報後も引き続き報告を行う。

<県の連絡先>

区分	防災通信システム		N T T回線	
	防災電話	FAX	電話番号	FAX
県防災危機管理課	500-301 から 304	500-201	089-912-2335	089-941-2160
中予地方局総務県民課	503-22	503-21	089-909-8750	089-913-1140

<消防庁の報告先>

回線別	区分	平日(9:30~18:15)	左記以外 総務省消防庁宿直室
		総務省消防庁広域応援室	
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

(2) 報告の方法

報告は以下の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム(防災電話)

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市が災害を覚知したときは、直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」(様式1)に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」(様式2の1・2の2)に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号に付して、報告時刻を明らかにする。

また、報告に当たっては、松山南警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

なお、報告の基準については、資料編「災害の被害認定基準」による。

ウ 最終報告

被害確定報告であるため、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告」(様式2の1・2の2)により行う。

エ その他即報事項

以下に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告する。

- (a) 市対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- (b) 市長（本部長）が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (c) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

(4) 報告様式

「災害発生報告」（様式1）「中間報告・最終報告」（様式2の1・2の2）は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

資料編12-2 災害情報報告様式
資料編12-3 災害の被害認定基準

第6 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

第7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、市長（本部長）又は警察官に通報する。

第6節 広報活動

市は、県及び防災関係機関と連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

第1 広報責任者

本市における広報は、危機管理班、総務班及び企画財政班が市防災行政無線、広報車、市ホームページ、広報紙等を活用し、住民への広報を行う。

第2 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、発災後の時間

の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、以下のとおりである。

- 1 市対策本部の設置
- 2 災害の概況（火災状況）
- 3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令及び屋内での待避等の安全確保措置指示
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- 5 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 6 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 7 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 12 自主防災組織に対する活動実施要請
- 13 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 14 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 15 災害復旧の見込み
- 16 被災者生活支援に関する情報

第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、あらゆる広報媒体（市防災行政無線、緊急速報メール、Ｌアラート、広報車、市ホームページ、とうあんメール、とうあんアプリ、市facebook・X(旧twitter)、広報紙等）を利用して有効かつ適切と認められる方法により広報を行う。特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 市防災行政無線等による広報
- 2 広報車による広報
- 3 報道機関を通じた広報
- 4 サイレン・半鐘
- 5 広報紙の掲示及び配布
- 6 避難所への広報担当者の派遣
- 7 自主防災組織を通じての連絡
- 8 総合案内所・相談所の開設
- 9 インターネット（市ホームページ、市facebook・X(旧twitter)）・携帯電話等を活用した情報提供

第4 市民が必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう

努める。

1 情報源と主な情報内容

(1) ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、ＳＮＳ等）

市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

2 防災行政無線（同報系）、とうおんメール、とうおんアプリ、緊急速報メール、消防無線、広報車

主として市内の情報、指示、指導等

3 自主防災組織を通じた連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

4 サイレン等

ダムの放流や、河川の増水、火災発生の通報

5 市ホームページ、市facebook・X(旧twitter)、レアラート

各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

第5 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、庁舎、支所又は避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

第6 広報資料（写真）の収集

報告、記録及び陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

第7 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

第8 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、市は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示等

市長（本部長）は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。
また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

1 避難指示等の発令基準

避難指示等の基準は、災害の種類、地域その他により異なるが、概ね以下のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとするべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

暴風の来襲、断続的な大雨により災害が発生し、又は発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。

土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

水位周知河川等の水位が警戒水位を突破し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると

認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

(4) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。必要と認める地域の居住者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

2 避難指示等の実施責任者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、実施責任者は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示を行う。

また、関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するとともに、その際には、要配慮者についても十分配慮する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長 (本部長)	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を呼び掛ける。	災害対策基本法 第56条
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その災害の拡大を防止するため必要と認める地域の、必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及びおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法 第60条
	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条

実施責任者	内 容	根拠法令等
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により市長(本部長)が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったりとき、市長(本部長)に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第6項
	災害が発生した場合で、当該災害により市長(本部長)が警戒区域の設定ができなくなったりとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第73条
警 察 官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長(本部長)が指示できないと認められるとき、又は市長(本部長)から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法 第61条

	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長（本部長）若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法 第63条第2項
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

3 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、以下の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合は、この限りでない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難指示等の伝達方法

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカー、個別受信機）登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

さらに、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

なお、市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を報告する。

- (2) 避難のための立ち退きを指示したときは、直ちに立ち退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立ち退き先等を中予地方局を通じて県に報告するとともに、松山南警察署長に

通報する。

- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、中予地方局を通じて県に報告する。

5 Lアラートによる災害関連情報の提供

- (1) 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難指示などの避難情報及び避難所の開設情報をLアラートに発信する。

- (2) 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又はホームページ等により住民への情報伝達を行う。(放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。)

なお、NHK松山放送局では、Lアラートから受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送で提供する。

第2 警戒区域の設定

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定権者

実施責任者	内 容	根拠法令等
市長（本部長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
知 事	災害の発生により市長（本部長）が警戒区域を設定することができなくなったとき。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法 第73条

実施責任者	内 容	根拠法令等
警 察 官	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、市長（本部長）若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	災害対策基本法 第63条第2項 警察官職務執行法 第4条

自衛官	市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第21条

注) 警察官は消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいなければ、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市長（本部長）警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。
- (2) 市長（本部長）及び警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 注意事項

- (1) 市長（本部長）の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて市の職員に委任することができる。
- (2) 警察官又は自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長（本部長）に通知する。
- (3) 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- (4) 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。
- (5) 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親せき・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自治会・自主防災組織の単位ごとの集団避難方法により、市職員又は警察官の誘導のもとを行う。

また、市は、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

1 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

- (1) 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (2) 自主防災組織等は、集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自治会、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所又は指定避難所等へ避難する。
- (4) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、当該指定緊急避難場所に危険が迫ったときは、自治会、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官又は自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うようできる限り説得に努める。

2 その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

3 避難誘導

避難誘導については、以下の点に留意して行う。

- (1) 避難誘導は、市職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難誘導に当たっては要配慮者を優先的に行う。
避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両等により行う。
- (2) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

4 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難に当たっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

5 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ以下の事柄を周知徹底する。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場

合は家財を2階に移動させること。

- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は、非常用持出として3日分の食料、飲料水（水筒等）手拭等の日用品、照明器具、救急薬品等を準備すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）を持ち出さないこと。
- (8) 各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

6 避難道路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、市職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 避難者の確認

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。
- (2) 避難の勧告、指示に従わない者に対しては、できる限り説得に努めるものとするが、なお説得に応じず、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

8 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両等により行う。

9 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、県災害対策本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

第4 指定避難所の設置及び避難生活

市は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受け入れに当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の

言語や生活習慣、防災意識の違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国と共有するよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

1 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な指定避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、市営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

2 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

(2) 指定避難所の安全性の把握

指定避難所開設に先立って、指定避難所やそこへ至る経路が安全であるかどうか指定避難所管理職員が確認を行う。

(3) 設置場所

本地域防災計画に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、以下の場所が考えられる。

ア 山・崖崩れ、浸水等の危険のない場所に設置する。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の

人数に応じて以下の順位により設置する。

- (a) 学校、体育館、公民館等の公共建築物
- (b) あらかじめ協定した民間の建築物
- (c) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態にも配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

3 設置期間

市長（本部長）は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

4 指定避難所の運営

- (1) 市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ等により快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設備の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努

め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

- (8) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼育方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (9) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- (11) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (12) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (13) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）生活不活発病（廃用症候群）疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- (14) 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (15) 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援のニーズの収集に努める。

資料編4-1 避難場所一覧

資料編4-2 災害物資拠点一覧

第5 学校、社会福祉施設等における災害応急対策

1 学校等における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。このため、「学校安全に関する手引き」（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日

頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 児童生徒等の学校待機の基準と引き渡しの方法

2 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等について配慮して定めておくとともに、地区住民等の協力のもとに行えるよう、訓練を通じ、以下の事項について平常時から連携を図る。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- (5) 指定避難所等の設定及び収容方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 避難誘導者名簿

第6 避難状況の報告

市長（本部長）は、指定避難所等を開設した場合、速やかに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、以下の事項について中予地方局を経由して県をはじめ松山南警察署等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化を図る。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サ - ビス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- 1 指定避難所等開設の日時及び場所
- 2 箇所数及び収容人員（指定避難所等ごと）
- 3 開設期間の見込み

第7 広域避難の要請又は受け入れ

1 避難指示等が発令された要避難地区で避難する場合

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。また、市は広域避難について、県に助言を求めることができる。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域計画を実施するよう努める。

県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

2 広域避難の調整手続き等

(1) 県内市町間における広域避難の要請又は受け入れ

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町長と協議するものとし、協議を受けた市町は同時被災など受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れることとなっている。この場合、県に対し、受入先市町の選定や紹介などの調整を要請する。

(2) 都道府県域を越える広域避難の要請又は受け入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県は、被災市町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、被災市町を支援することとなっている。

市は、県に対し、県外避難受入先市町村の選定や紹介などの調整を要請する。

(3) 原子力災害時における広域避難の受け入れ

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、砥部町及び久万高原町とともに、広域避難者の受け入れ体制を整え、西予市及び内子町からの広域避難者の受け入れを行う。

なお、広域避難者の受け入れについても、原則として本章第7節「避難活動」に定めるところにより、指定避難所等の設置等を行う。

3 広域避難者への支援

(1) 所在地等の情報把握

広域避難を実施した場合、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、県と連携のもと、避難された方々の情報等を把握するとともに、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

受入先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市は、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第8 災害救助法に基づく措置基準

避難所設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第8節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速かつ的確に行う。

第1 実施体制

- 1 市は、被災者及び災害応急対策要員の移送並びに災害救助応急対策用資機材の輸送を行う。
なお、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路の遮断等で航空輸送等によることが適当なときはその方法による。
- 2 市は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員、物資等の輸送手段を確保する。
- 3 市において輸送の処理ができない場合は、中予地方局を通じ、車両その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。

第2 輸送対象等

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、以下のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品及び医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他市長（本部長）が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

輸送活動を行うに当たっては、人命の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の順

に円滑な実施に配慮する。

第1段階 (被災直後)	災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品や、災害の拡大防止等の初期活動に必要な人材、資機材等を中心に輸送を行う。
第2段階 (被災後1~6日程度の間)	第1段階の輸送を続行するとともに、緊急処置を必要とする負傷者や、食料等生命の維持に必要な緊急物資等の輸送を行う。
第3段階 (被災後7日目程度以降)	第2段階の輸送を続行するとともに、災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

第3 輸送の方法

輸送は、災害の程度及び範囲により以下のうち最も適当な方法により行う。

- 1 車両による輸送
- 2 鉄道による輸送
- 3 人力による輸送
- 4 ヘリコプター等による輸送
- 5 以上のうち2つ以上を用いる輸送

第4 車両による輸送

1 車両の確保

(1) 災害の種別又は程度により道路交通が不能となる場合以外は、市対策本部所有の車両により迅速かつ確実に輸送を行う。

また、市対策本部所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借上げ、輸送の確保を図る。

(2) 市対策本部各部は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総務班に車両等確保の要請をする。

車両確保等の要請を受けた総務班は、輸送の緊急度、輸送条件、市対策本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

2 燃料の確保

市は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、市内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

資料編8-1 市有車両一覧

第5 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合等鉄道による輸送が適当な場合には、伊予鉄道(株)に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

第6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇上げ、人力による輸送を行う。

なお、労務の確保については、本章第27節「応援協力活動」による。

第7 ヘリコプターによる輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、中予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣出動の要請を要求し、空中輸送を行う。

要請に当たっては、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部（災害警戒本部）内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、防災関係機関等と連携して調整を行う。

市内のヘリポート適地については、資料編に掲載のとおりである。

資料編 8 - 6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧

第8 物資の一時集積場所の指定

災害が大規模である場合は、市における調達物資又は救援物資は大量となることが予想されるため、市内の施設を物資の一時集積場所として定め、社会福祉班を中心とする職員又はボランティア等の協力を得て、物資の仕分け、配送を行う。

第9 緊急輸送道路の確保

災害時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するための緊急輸送道路は、資料編に掲げるとおりである。

これらの路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、緊急輸送道路の確保を図る。

資料編 8 - 3 市内緊急輸送道路一覧

第10 記録等

車両、賃金職員等を借上げて物資及び人員を輸送したときは、以下の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- 1 輸送記録簿
- 2 輸送関係支払証拠書類
- 3 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- 4 修繕費支払簿

第11 応援要請

市は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、以下の事項を明示して、中予地方局を経由

して県に対し調達又はあっせんを要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時

第12 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第9節 交通応急対策

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

第1 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、松山南警察署、道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

第2 交通規制の実施責任者

実施責任者の区分は、以下のとおりである。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長(本部長)	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察等	公安委員会	1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認める場合	災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う場合	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

第3 道路・橋梁対応

1 道路・橋梁の危険箇所の把握

建設班を中心に消防団及び自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡回警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

2 応急対策の実施

(1) 道路の破損、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに松山南警察署長に連絡し二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講じる。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(2) 公安委員会は、緊急輸送道路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

(3) 市は、松山南警察署と緊密に相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

第4 緊急交通路確保のための交通規制

1 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、

指導及び広報を行う。

2 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

3 路上放置車両等に対する措置

(1) 道路管理者

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

大規模災害時において緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、災害対策基本法第76条の6に基づき、区間を指定して通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令、また、運転者不在時は、管理者自ら車両移動等の措置をとる。

(2) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(4) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

第5 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

2 道路施設の復旧

(1) 市は、早急に被害状況を把握し、市内建設業者等の協力を得て、障害物を除去するほか、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を

行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、市内建設業者等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省等に要請する。

- (2) 市においては、市対策本部、救援物資集積場所、ヘリポート等応急対策を実施するうえで、重要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路として設定し、優先的に応急復旧を図る。

3 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる（本章第21節「障害物の除去」参照）。

4 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、中予地方局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

5 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

6 警察官等の措置命令

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(2) 上記(1)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(3) 上記(1)及び(2)について、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4) 上記(1)及び(2)について、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

資料編1-6 市内建設業者一覧（市建設業者組合加盟業者）

第6 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物（電力、通信、水道、下水道その他）等に被害を発見した場合又は被害があつた旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の

保全を図る。

第7 緊急通行車両の確認申請等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会から発行される標章及び証明書を掲示又は携行させて、迅速な緊急輸送を行う。

1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市（総務班）は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

2 緊急通行車両の確認事務

（1） 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び松山南警察署交通課において行われる。

（2） 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。このため、市は、市有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

資料編8-4 緊急通行車両の標章

資料編8-5 緊急通行車両確認証明書

第8 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第10節 孤立地区に対する支援活動

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物質の搬送など必要な対策を行う。

第1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、市防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

また、必要に応じて自衛隊・県警察本部・県防災航空隊等への航空偵察の要請を行い、県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム等による被災地映像情報等の収集を図る。

第2 外部との通信手段の確保

孤立地区が発生した場合、一般加入電話、衛星携帯電話及び市防災行政無線のほか、県防災通信システム、アマチュア無線、救援要請シート等の手段を活用し、外部との通信の確保を図

る。

第3 緊急救出手段の確保

市は、あらかじめ孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努めるとともに、災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行う。

なお、孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

資料編 8 - 6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧

第4 避難対策

1 警戒避難の実施

孤立想定地区において、土砂災害等の発生が予想される場合、迅速に警戒避難を実施するため、客観的な判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルに基づき、避難指示及び高齢者等避難の情報の提供を行う。

2 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討する。

第5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防団等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は道路施設の被災等により実施が困難な場合は、県及び近隣市町に対し、緊急支援物資の調達又はあっせん並びに搬送手段の支援を要請する。

また、二輪車の活用や不通箇所での中継による陸上輸送など、状況に応じた輸送対策を実施する。

なお、大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が想定される地区については、発災後直ちに孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

資料編 6 - 1 備蓄物資一覧

第7 道路の応急対策

市は、県及び関係機関と連携し、道路の被災情報を速やかに収集・共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第11節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、市及び消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

第1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に止めるため、市内消防機関（東温市消防本部及び消防団）の全機能をあげて、以下の基本方針により消防活動を行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、東温市消防本部消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

第2 消防機関の活動

1 東温市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、以下の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する以下の情報を収集し、市対策本部及び松山南警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

以下の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

- イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- エ 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携・指導に努める。

2 東温市消防団の活動

東温市消防団は、火災が発生した場合、原則として東温市消防本部消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して以下の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急救助活動

東温市消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、市内医療機関等へ搬送を行う。重傷者等が発生した場合は、東温市消防本部と連携し県で定めた拠点病院等への搬送を行う。

資料編4-3 市内医療機関一覧

資料編4-4 災害(基幹)拠点病院等一覧

資料編8-2 東温市消防本部・消防団等災害時出動車両一覧

第3 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

市長(本部長)又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請(消防組織法第39条)を行う。

(1) 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、「中予地区広域消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(2) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとめた応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応

援協定」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域応援実施計画」の定めるところによる。

2 緊急消防援助隊の応援要請

市長（本部長）は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、以下の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」及び「愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」の定めるところによる。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

3 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、市長（本部長）又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して県消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第28節「県消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

- 資料編11-16 愛媛県消防広域相互応援協定
- 資料編11-12 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定
- 資料編11-8 松山自動車道消防相互応援協定書（上り）
- 資料編11-9 松山自動車道消防相互応援協定書（下り）
- 資料編11-10 今治小松自動車道消防相互応援協定書
- 資料編11-15 中予地区広域消防相互応援協定書

第4 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、以下の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (2) 松山南警察署、東温市消防本部又は消防団等に電話又は駆けつけるなど、可能な手段に

より直ちに通報する。

- (3) 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

第5 自主防災組織の活動

1 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

2 消防隊への協力

消防隊（東温市消防本部及び消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

第6 住民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第7 大規模火災発生時の応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 4 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行う。
- 5 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 6 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第12節 水防活動【防災・水防】

洪水、雨水出水等による災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

第1 水防組織

1 水防本部の設置

水防に關係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水等による危険

があると市長が認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。水防本部が設置されるまでの間は、危機管理課においてその事務を処理する。

2 水防本部の組織及び事務分掌

- (1) 水防本部の事務局は危機管理課に置き、水防本部の組織及び事務分掌は「第2章 別表」のとおりとする。
- (2) 水防本部の各班長は、その所属職員を指揮監督して水防活動に当たるものとする。
- (3) 水防本部の各班は、別表に定める事務分掌のほか、その活動に当たり、以下の事項に留意するものとする。
 - ア 各班の所管事項に関する被害状況のとりまとめに關すること。
 - イ 本部との連絡に關すること。
 - ウ 各班への応援に關すること。

3 水防要員の配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水・内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなければならない。

配備区分	配備時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び資機材の準備等の実施にあたり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	危機管理課職員 あらかじめ指名された職員
第2配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	あらかじめ指名された概ね3分の1の職員
第3配備	激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき	完全な水防体制	全職員

(4) 消防（水防）団の非常配備

各消防（水防）団の管轄地域は、以下のとおりである。

区分	責任者	管轄区域
本部	消防団長	

第1分団	第1分団長	山之内、樋口、志津川、西岡、横河原、八反地（志津川）
第2分団	第2分団長	見奈良、田窪、牛渕、南野田、新村（北野田）、北野田、堀池（牛渕）
第3分団	第3分団長	下林、上林、上村
第4分団	第4分団長	北方西、北方東、町西、南方西、南方東
第5分団	第5分団長	井内、則之内西、 前松瀬川、町東、横瀬団地、奥松瀬川
第6分団	第6分団長	則之内東、河之内、土谷・滑川

第2 水防危険箇所

水防危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

市は、毎年1回、危険箇所の調査及び点検を実施し、水害危険箇所図を作成し、災害時における巡視、避難時等に備える。

資料編5-3 水防危険箇所一覧

第3 水防倉庫及び資機材

市は、水防資機材について、定期的に点検し、必要な資機材を備え付けるよう努める。

資料編5-2 水防資機材保有状況一覧【地域防災・水防】

第4 水防活動

1 市の水防活動

水防本部は、県から水防に関する通報を受けたときは、その状況に応じ万全の体制を敷くとともに、以下の場合、直ちに県に通知する。

- (1) 消防（水防）団が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。

2 消防（水防）団の出動

水防本部は、以下に示す基準により、消防（水防）団の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防本部は、以下の場合、消防（水防）団に出動準備をさせる。

ア 河川の水位が通報水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想さ

れるとき。

イ 豪雨等により破堤の決壊、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防本部は、以下の場合、消防（水防）団を出動させる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により消防（水防）団の出動を要すると認められたとき。

3 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川等について常時巡回員を設け、隨時分担区域内を巡回させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者及び中予地方局建設部に通知する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに中予地方局建設部に報告する。

ア 表法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ

イ 表法で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

ウ 堤防の上面の亀裂又は沈下

エ 堤防の水があふれる状況

オ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

(3) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生した時は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防（水防）団員は身の安全を確保できる場所まで避難完了に要する時間等を考慮して、消防（水防）団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 警戒区域の設定

消防（水防）団長、消防（水防）団員又は消防機関に属する者は、水防法第21条の規定により、水防活動上緊急を要する場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りの禁止若しくは制限又はその区域から退去を命じることができる。

なお、水防法第21条第2項の規定により、水防機関又は消防機関に属する者がないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定するものの職権を行うことができる。

5 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要と認めたときは、松山南警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

6 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。災害派遣の要請にあたっては、以下の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知策となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

7 国（松山地方気象台）との連携

市は、気象状況について松山地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

8 住民、自主防災組織との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

9 水位、雨量等の観測

水防管理者は、知事からの水防に関する指示又は気象台からの気象通報に基づき、巡視・警戒を行い、危険が予想される場合は、必要に応じて巡視員を増員し、水位の監視を十分に行い、状況を逐次県水防本部に報告する。

10 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施すだけで成果をあげる場合が多いが、時には数種類の工法を行って、その目的を達することがあるため、これらのこと考慮のうえ防止に努める。

工法を選定するに当たっては、被災状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施す。

11 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

- (1) 河川管理者の協力

ア 河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力をを行う。

- (a) 河川に関する情報の提供
- (b) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (c) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (d) 水防管理団体の水防資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (e) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水等により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体とともに河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

イ 河川管理者四国地方整備局長の協力事項

河川管理者四国地方整備局長は、自ら管理する重信川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に以下の協力をを行う。

- (a) 河川に関する情報の提供
- (b) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (c) 水防管理者が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (d) 水防管理団体の水防資機材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (e) 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- (f) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(2) 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるとき、水防管理者は、「災害時における愛媛県相互応援に関する協定」及び「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、他の水防管理者に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障のない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとで行動するものとする。

消防応援協定については、本章第11節「消防活動」に定めるところによる。

資料編 5 - 4 市内観測所一覧

12 緊急走行

(1) 緊急走行

水防のため緊急の必要がある場所へ赴くときは、消防（水防）団長、消防（水防）団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般的の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急走行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 水門等の操作及び通報

- 1 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等操作責任者に連絡しなければならない。
- 2 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は捜査等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 3 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第6 大規模氾濫に関する減災対策協議会

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、知事が組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡及び調整の円滑を図るとともに、激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

また、県等関係部局は、毎年出水期前に大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催し、以下の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図るものとする。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組について
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) 流域治水について
- (8) その他水防に関する事項

第7 費用負担と公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、本市が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける

市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者、水防団長（本市においては消防団の水防活動のため、以下「消防団長」という。）消防機関の長は、以下のア～オの権限を、水防管理者から委任を受けた者はア～工の権限行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限行使する者は、水防管理者、消防（水防）団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は「公用負担権限委任証」を携行し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書
消防団 部長 何 某
上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任
したことを証明します。
年 月 日
市長
何 某

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限行使したときは、証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)
公用負担証
目的物 種類
負担内容 使用、収用、処分等

年	月	日			
			市長	何	某
			事務取扱者	何	某
			殿		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8 避難のための立退き

- 1 洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。この場合、松山南警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を愛媛県中予地方局建設部長に速やかに報告するものとする。

第9 決壊・漏水の通報及びその後の措置

- 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防（水防）団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。
- 2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した時においても、水防管理者、消防（水防）団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第10 水防配備の解除

- 1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、愛媛県中予地方局建設部に報告するものとする。
- 2 消防（水防）団の非常配備の解除

消防（水防）団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防（水防）団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設置する。

第11 水防信号、水防標識等

1 水防信号

水防法第20条第1項及び愛媛県水防信号規則（昭和25年9月8日規則第57号）に規定された水防信号は、以下のとおりである。

第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの

第2信号 消防（水防）団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

信号表

	警鐘信号	サイレン信号				
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 ○ -	約15秒 休止	約5秒 ○ -	約15秒 休止	約5秒 ○ -
第2信号	○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○ ○ - ○	約5秒 ○ -	約6秒 休止	約5秒 ○ -	約6秒 休止	約5秒 ○ -
第3信号	○ - ○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○	約10秒 ○ -	約5秒 休止	約10秒 ○ -	約5秒 休止	約10秒 ○ -
第4信号	乱打	約1分 ○ -	約5秒 休止	約1分 ○ -	約5秒 休止	約1分 ○ -

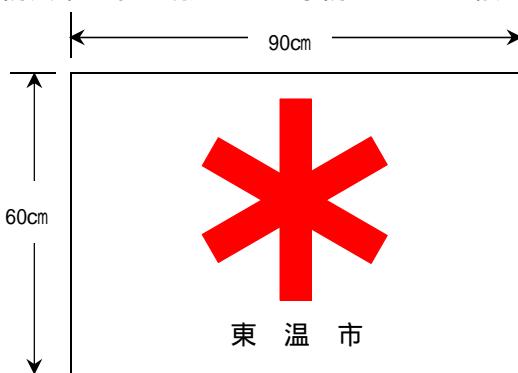
備考

- 1 信号は、適宜の時間維持すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

2 水防標識

- (1) 水防法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、以下のとおりである。



白地に朱書

3 腕章

本部長用

東温市水防本部
本部長

副本部長用

東温市水防本部
副本部長

部長・部員用

東温市水防本部

備考1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

2 文字の色彩は青字とし、地の色彩は白色とする。

4 身分証票

第 号

身分証票

住 所

氏 名

職 名

上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることが
できる者であることを証する。

年 月 日

東温市長

氏 名

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第12 水防報告等

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は以下の記録を作成し保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防（水防）団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員

- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗品及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防（水防）団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に以下の様式による水防活動実施報告書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前項の報告書をとりまとめ、速やかに活動実施の翌月 5 日までに中予地方局建設部長に報告するものとする。

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 水位 m (水位観測所 日 時) 雨量 mm (雨量観測所 日 時)		
実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸		
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時		
出動人員	水防団員	消防団員	その他
	人	人	人
概況 及び工法	工 法		
効果 及び 被害状況			
使用資器材	土のう	居住者の 出動状況	
	シート		
	ロープ		
	木杭	水防関係者の 死 傷	
	鉄杭		
	その他		
備 考			

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書

令和〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇年 〇月〇日～〇日)								
<p>○概要 〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動時間</th> <th>出動延人数</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇/〇～〇/〇 約12時間</td> <td>〇名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・土のう積(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件) </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況 写真</p> <p>〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視</p> <p>水防活動又は 被害状況 写真</p> <p>〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>水防活動又は 被害状況 写真</p> <p>〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工</p> <p>水防活動又は 被害状況 写真</p> <p>〇〇地区の浸水被害</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>水防活動実施箇所 地図</p> </div>			活動時間	出動延人数	主な活動内容	〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
活動時間	出動延人数	主な活動内容						
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件) 						

第13 水防訓練

1 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は、以下の項目について十分訓練を行うこととし、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

なお、水防訓練の実施に当たっては、県の水防担当職員の指導を受けること。

- (1) 観測 (水位、雨量、風速)
- (2) 通報 (消防(水防)団の動員、居住者の応援)
- (3) 輸送 (資材、器材、人員)
- (4) 工法 (各水防工法)
- (5) 水門(樋門) (角落としの操作)
- (6) 避難、立退 (危険区域居住者の避難)

2 水防訓練の実施時期

指定水防管理団体の水防訓練は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

第13節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等（以下、本編において「負傷者等」という。）に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、慘事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

第1 人命救助活動の基本方針

- 1 負傷者等に対する救出活動は、市長（本部長）が行うことを原則とする。
- 2 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- 3 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- 4 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- 5 自主防災組織、や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

第2 市の活動

1 実施担当者

- (1) 負傷者等に対する救助活動は、原則として市対策本部が消防部を中心に、また、松山南警察署と連携して行う。
- (2) 救助活動に必要な資機材は、市及び東温市消防本部の保有機材のほか、必要に応じ自主防災組織及び民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。
- (3) 市は、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

2 救出方法

- (1) 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、市内建設業者のほか、必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、松山南警察署その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
- (3) 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の救護を行う。

3 救出活動

消防部は、市対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名及び人員を調査のうえ本部長に報告する。

(1) 捜索

消防部は、被災現地における救出者の搜索を行う。搜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川にある者を岸辺に、また救出を要する者を搬出する。

(2) 収容

救出者を収容し、医療等を要する場合は、本章第18節「医療救護活動」に定めるところにより市内医療機関又は救護所に搬送及び収容し、救護措置を行う。

また、重症者については県で定めた拠点病院への搬送を行う。

なお、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

4 記録等

救出を実施した場合における整理保存すべき記録等は、以下のとおりとする。

- (1) 救出状況記録簿
- (2) 救出関係支払証拠書類
- (3) 救出用燃料受払簿
- (4) 救出用機械器具修繕費支払簿

5 応援の要請

(1) 県への応援要請

ア 市長（本部長）は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、以下の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。

また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする人員、資機材等
- (c) 応援を必要とする場所
- (d) 応援を必要とする期間
- (e) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」及び「愛媛県ドクターへリ運航要領」に基づき、県消防防災ヘリコプター又は県ドクターへリの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

第3 消防機関の活動

東温市消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、（一社）愛媛県医師会、（一社）東温市医師会、日本赤十字社愛媛県支部等、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。

また、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第4 自主防災組織の活動

1 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救助用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

2 避難の実施

市長（本部長）や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、以下のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 市街地……………火災、落下物、危険物

イ 山間部や起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり、土石流

(2) 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

(3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

3 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水及び救援物資の配布活動に協力する。

第5 事業所の活動

事業所の防災組織は、以下により自主的に救出活動を行う。

1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

2 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

3 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。

4 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察等に連絡し早期救出を図る。

5 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

第6 災害救助法に基づく措置基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救助における救助の程度、対象、期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の搜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第1 実施責任者

- 1 遺体の搜索、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長（本部長）が行う。
- 2 遺体の見分、検死は、松山南警察署が行う。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明者

- (1) 行方不明者の届出の受理は、社会福祉班において取り扱う。
届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。
- (2) 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面により中予地方局を通じ県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、電話等により連絡する。
- (3) 搜索は、消防部が松山南警察署と協力し、搜索班（救出班）を編成し実施する。
また、被災の状況により、自主防災組織及び地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体

- (1) 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者について行う。
- (2) 遺体の搜索活動は、前記1(3)の要領により行い、防災関係機関の協力や車両、機械器具の借上げ等可能な限りの手段及び方法により、早期収容に努める。
- (3) 搜索中に遺体を発見したときは、市（社会福祉班）及び松山南警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

第3 遺体の検案

1 検案の実施

遺体の検案は、（一社）愛媛県医師会、（一社）東温市医師会及び日本赤十字愛媛県支部等の協力を得て行う。

2 検案時の措置

遺体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに、検案書を作成する。

3 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

- (1) 身元が確認された遺体は、親族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体は、松山南警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元引取り人の発見に努める。
- (3) 相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、遺体、所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 遺体収容（安置）所の開設

- (1) 社会福祉班は、被害現場付近の寺院、公共の建物又は公園等、遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を設置する。ただし、遺体収容のための適当な施設が無いときは、天幕等を設置し、これを開設する。
- (2) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (3) 遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

第5 埋・火葬

- 1 遺体について、遺族等の引取り人がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、東温市斎場（桜花苑）又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬・埋葬を行う。
- 2 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- 3 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

資料編7-1 斎場等施設状況

第6 県への応援要請

市長（本部長）は、遺体の搜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、以下の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- 2 搜索地域
- 3 埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第7 記録

遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、以下の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 遺体搜索記録簿
- 2 遺体処理台帳
- 3 埋葬台帳
- 4 遺体搜索、遺体処理及び埋葬関係支払証
- 5 遺体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- 6 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

第8 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市や警察に提供するよう努める。

第9 災害救助法に基づく措置基準

遺体の搜索・処理・埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第15節 災害救助法の適用

大規模災害が発生するおそれがあり、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合、災害救助法に基づく救助を実施する。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長（本部長）が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待つないとまのない場合は、市長（本部長）は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、市長（本部長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第2 適用基準（災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準）

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施する。

適用基準（災害が発生した場合の災害救助法の適用基準）

市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を記して知事に報告する。

1 基準 1 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

市の住家滅失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
33,917人（令和 2 年国勢調査）	60世帯

2 基準 2 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

滅失世帯数が前記 1 の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市の滅失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 滅 失 世 帯 数
33,917人（令和 2 年国勢調査）	30世帯

3 基準 3 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

被害世帯数が、前記 1 又は 2 の基準に達しないが、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達した場合で、市の被害世帯数が多数であるとき。

4 基準 4 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

5 基準 5 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

第 3 被害世帯数の換算基準（災害救助法施行令第 1 条第 2 項）

- 1 住家の全壊、全焼又は流失は、1 世帯をもって滅失 1 世帯である。
- 2 住家が、半壊、半焼の場合は、2 世帯をもって滅失 1 世帯に換算する。
- 3 住家の床上浸水は、3 世帯をもって滅失 1 世帯に換算する。

第 4 適用手続

- 1 市長（本部長）は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第 5 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、以下のとおりである。

救助項目	実施期間	計画記載箇所（すべて第3章）
避難所の開設及び収容	7日以内	第7節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第16節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	"
飲料水の供給	7日以内	第17節 飲料水等の確保・供給
住家の被害の拡大を防止するための応急修理	10日以内完成	第23節 応急住宅対策
応急仮設住宅の設置	20日以内着工	第23節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1箇月以内完了	第23節 応急住宅対策
医療、助産	医療：14日以内 助産：7日以内	第18節 医療救護活動
被災者の救出	3日以内	第13節 人命救助活動
遺体の搜索、処理、埋葬	各10日以内	第14節 遺体の搜索・処理・埋葬
障害物の除去	10日以内	第21節 障害物の除去
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第8節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第27節 応援協力活動
学用品の給与	教科書1箇月以内 文房具等15日以内	第24節 応急教育活動

実施機関の起算日は、助産は分べんの日、その他は災害発生の日

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第16節 食料及び生活必需品等の確保・供給

市は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

さらに、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手順を関係者間で共有するなど、備蓄物資の供給を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第1 実施責任者

被災者に対する食料の確保及び供給並びに生活必需物資の確保及び給貸与の実施は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長（本部長）が行う。

第2 供給対象者

1 食料

- (1) 指定避難所等に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 生活必需物資等

災害により住家が全壊（焼）流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3 物資の供給

1 備蓄物資の供給

災害発生当初においては、市の備蓄物資等を必要とする被災者に供給又は貸与する。

2 市内業者等からの調達

市は、備蓄されていない物資が必要な場合、又は備蓄物資等が不足する場合は、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者、市内の小売販売業者、商工会等に協力を依頼し、食料、生活必需品等を調達し供給を行う。

3 県への応援要請

市は、必要とする緊急物資を市内で確保することができないときは、以下の事項を示して県に調達又はあっせんを要請する。

- (1) 調達又はあっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

4 農林水産省生産局への要請

災害により交通通信の途絶等のため、応急配給について県の指示を受けられない場合は、直接農林水産省生産局へ連絡し、応急用米穀の供給を要請する。この場合、市は交通通信の復旧後、県に連絡する。

市から応急用米穀の供給について要請された農林水産省生産局は、販売事業者の全国団体と調整のうえ、市に対し、対応可能な販売事業者を連絡する。

市は、当該販売事業者に対して売渡しを要請する。

資料編6-1 備蓄物資一覧

資料編11-25 災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コ・プえひめ）

資料編11-26 災害時における救援物資提供に関する協定書

（四国コカ・コーラボトリング（株））

資料編11-29 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（えひめ中央農業協同組合）

資料編11-50 災害時における物資の供給協力等に関する協定書（DCMダイキ（株））

資料編11-52 地域協同事業に関する連携協定書（（株）フジ）

第4 物資の輸送

物資の輸送手段については、本章第8節「緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、航空輸送等の方法により行う。

第5 調達救援物資集積所（地域内輸送拠点）

市は、調達した物資又は県等からの救援物資については、社会福祉班を中心に自主防災組織やボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う。

資料編6-2 救援物資集積所（地域内輸送拠点）

第6 燃料の供給

市は、地域別に生産数量及び販売業者予想手持量の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。

なお、ガス器具等の確保については、(一社)愛媛県エルピーガス協会松山支部等との間に締結した協定に基づき要請を行う。

また、庁舎、指定避難所等、病院等防災対策上特に重要な施設又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

資料編11-28 災害時における応急物資（LPGガス等資機材）の供給に関する協定書
(社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部)

第7 炊き出し

1 実施方法

- (1) 炊き出しの必要があるときは、自治会、女性団体、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の応援を求めて学校給食センター、公民館等の調理設備の整備された施設を利用して行う。
- (2) 市対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合は、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行うほか、販売業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。

2 食品衛生

炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心がけ、特に以下の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエその他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。

3 食物アレルギー等への配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第8 生活必需物資の給貸与方法

被災者に生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、冬季・夏季それぞれについて被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査のうえ、救助物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

また、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

第9 住民及び自主防災組織の活動

1 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での7日分以上の備蓄並びに住民相

- 互の助け合いによって可能な限りまかぬものとし、これによってまかねない場合は、市に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
 - 3 自主防災組織は、必要に応じ炊き出しを行う。

第10 記録等

1 炊き出し時の記録

炊き出しの状況は、場所及び場所別給与人員（朝・昼・夕に区分）を中予地方局を通じて県に報告するとともに、以下の帳簿書類を整理保存しておく。

- (1) 炊き出しの受給者名簿
- (2) 食料品現品給与額
- (3) 炊き出しその他による食品給与物受払簿
- (4) 炊き出し用物品借用書
- (5) 炊き出しの協力者及び奉仕者名簿

2 生活必需物資給貸与の記録

災害時の生活必需品等の給与又は貸与物資について記録するため、以下の簿冊を整理保存する。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備品物資払出証拠書類

第11 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」とおりとする。

資料編13 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第17節 飲料水等の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長（本部長）が行う。

第2 被害状況の調査、確認

上下水道班は、災害発生後に水道施設の被災状況を以下により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- 1 住民からの被害情報及び指定避難所等となる各施設の被害情報等を収集する。
- 2 水道施設の被害を確認し、稼働状況を考慮のうえ、給水車による運搬給水又は仮設給水栓の設置等給水計画を策定する。

資料編6-3 水道施設の現況

第3 給水方法

市は、以下の方法により飲料水を供給する。

また、それでもなお不足する場合には、県が備蓄している飲料水の供給を中予地方局に調達あっせんを要請する。

1 応急取水施設による給水

水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定し、ろ過消毒を行い、容器等により搬送し給水する。

2 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。

3 他市町からの搬送給水

復旧が困難な場合には、他市町から容器等により搬送し給水する。

4 給水場所

被災者に対する給水場所は、市役所、川内支所及び指定避難所等とし、医療機関又は社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

第4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、指定給水装置工事事業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行う。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

資料編1-2 市内指定給水装置工事事業者一覧

資料編11-23 災害時における水道施設の応急対策に関する協定書（東温市管工事業協同組合）

第5 広報の実施

市は、応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を広報車、市防災行政無線等により速やかに地域住民に対し広報する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

第6 住民及び自主防災組織の活動

- 1 災害発生後3日間は、住民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- 2 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、市に確認し特に衛生上の注意を払う。
- 4 市が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬及び配分を行う。

第7 応援の要請

市は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、以下の事項を示し、公益社団法人日本水道協会及び中予4市町に調達あっせんを要請する。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、以下の書類、帳簿を整理保存しておかなければならない。

- 1 飲料水供給記録簿
- 2 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- 3 給水用機械器具修繕簿

第9 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第18節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、(一社)愛媛県医師会、(一社)東温市医師会、東温市歯科医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。以下同じ。)救護を行う。

第1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、(一社)東温市医師会、東温市歯科医師会及び市内医療機関の協力を得て市長(本部長)が行う。

なお、市のみでは実施が困難なときは隣接市町、県、(一社)愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

第2 医療救護活動の実施方針

- 1 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- 2 市は、県、日本赤十字社愛媛県支部、(一社)愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- 3 市は、市内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- 4 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- 5 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- 6 県、市は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- 7 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- 8 県は、災害時小児周産期リエゾンの要請に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。

第3 情報の収集・提供

市は、消防機関、警察及び医療機関と連携して、以下の事項について情報を収集し、県への情報提供に努める。

- 1 医療施設の被害状況等、診療機能の確保状況
- 2 指定避難所等、救護所の設置状況
- 3 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- 4 医薬品等医療資機材の需給状況
- 5 医療施設、救護所等への交通状況
- 6 その他参考となる事項

第4 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- 1 統括コーディネータ
 - (1) 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - (2) 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。

(3) 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整又は要請を行う。

2 災害拠点病院コーディネータ

- (1) 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の取集、分析及び伝達を行う。
- (2) 圏域内におけるDMAや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- (4) 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- (5) 圏域内における医薬品等の調整及び供給調整を行う。
- (6) 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

3 公立病院コーディネータ

- (1) 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 市内におけるDMAや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

第5 市の医療救護活動

1 医療救護体制の確立

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 市は、重傷者等を搬送できる救護病院の被災状況を調査し、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 市は、救護所、救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するとともに、救護所、救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (4) 救護所及び指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、中予保健所に職員の派遣を要請する。
- (5) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

2 救護所の設置

市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは、避難者の多い避難収容施設に設置するものとし、救護所を設置しない避難収容施設については巡回診療で対処する。
なお、被害が市全域に及ぶ場合は、地区ごとに救護所を設置する。

3 市救護班の編成

市は、市職員及び地域内の医療関係者による救護班を編成する。
救護班の編成（1班）は、概ね以下のとおりとするが、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の

編成主体は別に定めることができる。

< 救護班の編成 >

医 師	1 ~ 2 名
保健師又は看護師	4 ~ 5 名
事務職員（自動車運転手を含む。）	1 ~ 2 名

4 救護班の応援要請

市の救護班のみでは、迅速かつ適切な医療救護の実施が困難な場合は、（一社）愛媛県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定に基づき救護班の派遣を要請し、救護班を確保する。

要請する場合は、以下に掲げる事項を記載した書面を、県を経由して、（一社）愛媛県医師会等に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 派遣を要する班数
- (3) 災害の原因及び状況
- (4) 救護班の派遣期間
- (5) 救護班の派遣先の場所
- (6) その他必要な事項

5 救護所における活動

(1) 救護所での医療活動は、市の指揮のもとで救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示、手配等を重点的に行う。

(2) 救護班は、救護所において以下の業務を行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定
- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 遺体の検査
- キ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

6 市内医療機関の活動

(1) 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。

また、必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

(2) 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。

(3) 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は医療機関自らの判断によ

り、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

(4) 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

(5) 広域災害・救急医療情報システムの積極的な活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援又は協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援又は協力をを行う。

7 救護病院の活動

(1) 救護所へ救護班を派遣する。

(2) 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、以下の活動を行う。

ア 重症者及び中等症者の収容と処置

イ 助産

ウ 遺体の検査

エ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配

カ その他必要な活動

(3) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一緒に地域内の医療救護の調整を行い実施する。

資料編4-3 市内医療機関一覧

資料編11-18 災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県医師会)

資料編11-19 災害時の医療救護に関する協定 ((公社)愛媛県看護協会)

資料編11-20 災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県歯科医師会)

資料編11-21 災害時の医療救護に関する協定 ((一社)愛媛県薬剤師会)

資料編11-46 災害時における医療救護活動についての協定書 ((一社)東温市医師会)

資料編11-47 災害時における医療救護活動についての協定書 (東温市歯科医師会)

第6 負傷者の搬送体制

1 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。

また、救護所等に配置された救護班の医療では対処できない重症者及び中等症者に対しては、救護病院等に収容し、さらに救護病院等で対応できない重症者は、広域救護病院等に収容する。

2 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市対策本部に要請する。

3 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市が県及び防災関係機関との連携又は支援を受け実施する。

4 負傷者の搬送に当たっては、緊急を要する者から行い、必要に応じ市有車両等を確保し、医療機関に移送する。

5 道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県に県消防防災ヘリコプター等の出動あるいは自衛隊の派遣を要請し、状況に応じた輸送を行う。

第7 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。

また、輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。ただし、市内で調達不能な場合は、中予保健所や県等に要請し、確保する。

第8 県への応援要請

- 1 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、中予保健所を通じて、県に調達・あっせんを要請する。
- 2 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、以下の事項を示し、中予保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - (2) 必要な救護班数
 - (3) 医療救護活動を必要とする期間
 - (4) 派遣場所
 - (5) その他必要事項

第9 市が被災地外の場合の活動

他市町において災害が発生し、県からの応援協力要請を受けた場合、市内医療機関で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受け入れを行う。

第10 住民及び自主防災組織の活動

- 1 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- 2 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第11 記録等

医療を実施した場合に整備する記録等は、以下のとおりとする。

- 1 医療助産券交付簿
- 2 救護班診療記録
- 3 救護班医薬品、衛生材料使用簿
- 4 救護班の編成及び活動記録
- 5 医薬品、衛生材料受払簿
- 6 病院、診療所医療実施状況
- 7 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 8 助産台帳
- 9 助産関係支出証拠書類

第12 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法

による救助の程度、方法及び期間」とおりとする。

資料編13 - 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第19節 防疫・保健活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

第1 感染症予防対策

災害の発生地における防疫応急対策を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）予防接種法（昭和23年法律第68号）及び新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）の規定するところにより迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに感染症予防活動を行う。

1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は中予保健所長の指示・指導により市が実施する。市ののみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

2 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、環境保全班、健康推進班を中心とした職員により防疫班を編成し行う。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇上げ、又は隣接市町、県（中予保健所）へ応援要請を行い実施する。

その際必要な薬品等は、備蓄されているもののほか、業者から調達する。

3 感染症予防活動の実施

(1) 検病調査

市は、中予保健所と連携し、検病調査を実施する。

(2) 健康診断への協力

市は、検病調査の結果、必要があるときは、中予保健所が実施する健康診断に協力する。

(3) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止については、新型インフルエンザ等特別措置法第28条及び第46条の規定により、予防接種を実施する。

(4) 感染症予防の実施

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指導・指示に従って以下の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

市は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下に定める場所を消毒する。

- (a) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- (b) 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所
- (c) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

ウ 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、以下により必要な措置を実施する。

- (a) 消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (b) 廃棄にあっては、消毒、次の(c)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (c) 物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、市は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。

(6) 塵芥、し尿等の処理

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

4 指定避難所等の防疫指導等

指定避難所等は、多数の避難者を収容するうえ、応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。

市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、感染症予防活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の徹底を図る。

感染症予防活動の重点項目は、以下のとおりである。

- (1) 検病調査
- (2) 消毒の実施
- (3) 集団給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他施設の衛生管理

5 巡回健康相談の実施

市は、中予保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。

また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

6 県への応援要請

- (1) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (2) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

7 県への報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関の協力を得て被害状況を把握し、その概要を中予保健所へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を隨時、中予保健所へ報告する。

8 記録

防疫のため、清潔方法及び消毒方法を行った場合は、以下の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- (6) 家庭用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業料、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。）

9 住民の活動

市及び中予保健所の指導を受けながら、避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

第2 保健衛生活動

1 被災者への保健衛生活動

市は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

2 保健師等の応援・派遣受入

市は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

第3 食品衛生活動

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、食品の衛生管理等を行う。

市は、県に協力し、被災地における臨時給食施設（指定避難所等の炊き出し施設等）及び食品関係営業者の実態を把握し、被災者に対し、安全で衛生的な食品が供給できるように努める。

1 県の活動

(1) 臨時給食施設の監視指導

- ア 関係機関と連携して、施設の実態を把握する。
- イ 食品衛生監視員による現地指導を行い、食中毒の事故発生を防止する。

(2) 食品関係営業者の監視指導

- ア 現地調査により、被害の実態を把握する。
- イ 被害の程度に応じて、営業の全部又は一部停止等の措置をとり、不衛生な食品の製造、流通を防止する。
- ウ 営業が可能な施設については、食品衛生監視員による現地指導を行い、衛生的な食品の製造、流通等を指導する。
- エ すでに製造又は保存されている食品の検査を実施して、不衛生な食品の流通を防止する。

(3) 市民に対する広報活動

市民の食品衛生に対する啓発指導を行う。

2 市の活動

(1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。

(2) 消毒薬等必要物資を配布する。

3 市民の活動

(1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。

(2) 食品関係営業者は、食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化する。

第4 入浴支援対策

市は、市内の官民入浴施設と連携し、災害時における被災者等に対する入浴を提供する体制の確保を行う。

第20節 廃棄物の処理

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、廃棄物処理等を適切に行う。

第1 実施体制

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (5) 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成することなどにより、災害時における応急体制を確保する。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) し尿及びごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- (2) 災害発生時には自主防災組織に清掃班を設置し、清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じて仮設トイレ等の設置を準備する。

第2 下水処理・し尿処理対策

1 被害状況の把握

下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。

2 広報の実施

- (1) 下水道の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (2) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。

3 下水道施設等の応急復旧

- (1) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (2) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- (3) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した（公社）日本下水道管理業協会等に対し、必要に応じて支援を要請する。

4 し尿の収集

し尿の収集は、被災後必要がある場合直ちに許可業者により行う。

5 し尿の処理

し尿は、し尿処理施設において処理するほか、必要に応じて埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

6 仮設トイレの設置

- (1) 下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に設置する。
なお、市内で調達が困難な場合は、県に応援を要請する。
- (2) 仮設トイレを設置する際には、漏えい等により地下水を汚染しない場所に設定し、また、閉鎖に当たっては、消毒を実施後埋没するなどの処理を行う。
- (3) 仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。
- (4) マンホールトイレ配管システム等によるマンホールトイレの整備に努める。

7 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

資料編 1 - 3	市内下水道排水設備指定工事店一覧
資料編 1 - 5	し尿収集業者
資料編 7 - 3	汚水処理施設
資料編 7 - 4	し尿処理施設
資料編 11 - 43	災害時に備えた東温市指定施設のくみとり等に関する協定書
資料編 11 - 64	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
資料編 11 - 65	災害時における復旧支援協力に関する協定
資料編 11 - 71	東温市・日本下水道事業団災害支援協定
資料編 11 - 72	東温市上下水道施設における発電機等の調達に関する協定

第3 生活系ごみ処理対策

1 収集、運搬

被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め、収集車等により収集運搬する。

なお、収集に当たっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報等を行い、ごみ収集を適正に行う。

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置き場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみに

については、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。

(3) 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理施設に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 処理

ごみ処理施設のほか、環境衛生上支障のない方法で行う。

3 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、以下の対応をとる。

(1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

(2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

(3) 自主防災組織が中心となり仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

資料編 7 - 2 ごみ処理施設

資料編 1 - 4 ごみ処理業者

第4 災害廃棄物処理対策

1 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。

また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮置場及び処理場に運搬する。

3 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、石綿等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正な処理を推進する。

4 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

5 災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、N P O・ボランティア等と連携する。

第5 県への応援要請

ごみ、し尿、災害廃棄物等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両等が不足する場合は、県に応援を要請する。

第6 処理施設の応急復旧

処理施設の被害による処理能力の低下を最小限にとどめるため、迅速な復旧体制方法について別に定めておく。

第21節 障害物等の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場所にある場合は、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図る。

第1 実施責任者

被災地における住宅関係障害物の除去は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長（本部長）が行う。

なお、道路、河川等に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

第2 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、以下に該当する場合に行う。

- 1 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- 2 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- 3 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない場合
- 4 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- 5 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

第3 道路等の障害物の除去方法

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて警察機関、消防機関及び自衛隊と協力して必要な措置を行う。

なお、除去に当たって優先的に障害物を除去すべき道路は、以下の順位を基準とする。

- 1 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- 2 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼防止のために、防護線をはる道路）
- 3 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- 4 その他応急対策活動上重要な道路

第4 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被害状況の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防長は、河川管理者の協力を得ながら支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

第5 障害物集積場の確保

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民有地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地又は駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は、避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

第6 応援の要請

障害物の除去は、建設班が担当し、障害物の規模や範囲等に応じて災害時応急対策協定業者の協力を得て、速やかに行うものとするが、市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

資料編11-24 災害時における応急対策業務に関する協定書（東温市建設業者組合）

資料編11-34 災害時における障害物除去等の協力に関する協定書（田井能自動車（株））

資料編11-38 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（社団愛媛県自動車整備振興会）

第7 記録等

障害物の除去を実施したときは、以下の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 障害物除去の状況記録
- 2 障害物除去費支出関係証拠書類
- 3 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第8 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第22節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

第1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して以下の措置を実施する。

- 1 市の活動
 - (1) 被災動物の把握
 - (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
 - (3) 飼養されている動物に対する餌の配布

- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (6) 被災動物救援センターの設置場所のあっせん
- (7) 被災動物による咬傷事故及び危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

第2 死亡獣畜・家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、中予保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について中予保健所及び市の指導を受け、適正に処理する。

第23節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理の計画の樹立と実施は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき市長（本部長）が行う。

第2 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

第3 応急仮設住宅の建設

1 建設用地の選定

建設用地は、災害の状況に応じてあらかじめ定めた建設可能敷地の中から選定する。選定が困難な場合は、私有地に建設する。また、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 建設方法

(1) 応急仮設住宅の建設等は、都市整備班が担当し、市内建設業者の協力を得て建設する。

この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

(2) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急処理に必要な木質資材は、災害時応援協定に基づき、供給を要請する。

(3) 建設を県から委任された場合は、県が協定を締結している（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会又は（一社）日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

3 応急住宅の入居者の認定

(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

(2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

4 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

5 応急住宅の管理

(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

6 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死

や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

資料編11-39 災害時における物資提供協力に関する協定書（愛媛県森林組合連合会等）

資料編11-40 災害時における物資供給協力に関する協定書（（一社）愛媛県木材協会）

7 民間賃貸住宅の応急住宅としての活用

民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、（公社）愛媛県宅地建物取引業協会や、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会等との県協定に基づき住宅情報の提供等に努めるとともに、火災保険の包括契約の締結を速やかに進め、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

第4 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

第5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達又はあっせん要請

1 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合、市は、以下の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

（1）応急仮設住宅の場合

- ア 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- イ 設置を必要とする住宅の戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

（2）住宅応急修理の場合

- ア 被害戸数（半焼、半壊）
- イ 修理を必要とする住宅の戸数
- ウ 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

- 2 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

第6 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長（本部長）は、市のみでは対応できないときは、以下の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無

第7 建築相談窓口の設置

市に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第8 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、以下の帳簿等を整備し、保管する。

- 1 応急仮設住宅入居者台帳
- 2 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 3 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- 4 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

第9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第24節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、県及び市教育委員会は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

第1 実施責任者

- 1 市立小・中学校の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧は、市教育委員会が行う。

2 各学校の災害発生の場合に伴う適切な措置については、校長が具体的な応急計画を立てて行う。

第2 教育施設及び児童生徒等の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、以下の事項について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に報告する。

- 1 児童生徒等の罹災状況
- 2 教育関係職員の罹災状況
- 3 施設の被害状況
- 4 その他応急措置を必要と認める事項

第3 応急教育対策に関する事項

1 児童生徒等への対応

災害が発生し、授業の継続等が困難なとき、校長は、教育長からの指示により、又はそれが不可能なときは、校長の判断により以下の対応をとる。

- (1) 児童生徒等を安全なところに避難させるとともに、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、明確な指示をするとともに、的確な対応をとる。
- (2) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど学校（幼稚園含む）運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて低学年児童に対しては、教職員等が地区別に付き添う。

- (4) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を市防災行政無線、電話（保護者連絡網）等により確実に児童生徒等に徹底させる。

なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予測できる災害については、早期にその情報を把握し決定する。

- (5) 児童生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (6) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。
- (7) 必要に応じて、児童生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

2 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね以下の方法による。

(1) 被災学校が1校の一部のみの場合

被害箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室を使用し、なお不足する場合は二部授業や分散授業などの方法による。

- (2) 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設の利用及び隣

接校の余剰教室を借用する。

(3) 特定の地区が全体的に被害を受け、2校以上が被災した場合は、被災を免れた公共施設又は避難先等の最寄りの学校を利用する。

利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講じる。

(4) 応急教育の予定場所

各学校において、応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておく。

3 教職員の被災による不足教職員の確保

(1) 被災教職員数が僅少のときは、校内において調整する。

(2) 被災教職員数が多数で1学校内で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、教育委員会が管内の学校間において調整する。

(3) 教育委員会において操作できないときは、県教育委員会と緊急連絡をとり教育職員の確保に努める。

第4 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- 1 学校長は、避難場所に供する施設・設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- 2 市教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市等と必要な協議を行う。

第5 教科書及び学用品の調達並びに支給

1 調達方法

(1) 教科書については、被災学校の学校別及び学年別並びにその使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求める。不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

(2) 学用品については、県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

2 支給の方法

学校教育班は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査し、状況を把握するとともに、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に支給する。

第6 学校給食に関する基準

災害救助法が適用された場合、学校教育班は、応急給食の必要があると認めたときは、給食センター班と連携し、本章第16節「食料及び生活必需品等の確保・供給」に定める炊き出し基準により応急給食を実施する。

第7 保健・衛生に関する事項

1 被災教職員、児童・生徒等の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童・生徒等に対し予防接種や健康診断を実施する。

2 被災学校の清掃、消毒

学校が、浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、保健所の指導又は協力により校舎の清掃及び消毒を行う。

第8 記録等

学用品の供与を実施したときは、以下の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- 1 学用品の購入分配計画表
- 2 学用品交付簿及び受払簿
- 3 学用品購入関係支払証拠書類
- 4 応急給食関係書類

第9 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第25節 要配慮者に対する支援活動

市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第1 避難行動要支援者の把握

災害が発生した場合、市は災害時の避難等一連の行動に対して時間を要する避難行動要支援者に配慮する必要がある。避難行動要支援者は、独居高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人等が考えられるが、本市においても年々人口の高齢化が進みつつあり、対策の重要性が増しつつある。このため、市は、各区等を中心に避難行動要支援者の把握を行い、災害時における安全確保を図る。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーについて十分に配慮する。

第2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行

動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、社会福祉施設等への緊急入所、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難場所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

第3 指定避難所等への移送

1 要配慮者への措置

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

2 福祉避難所の開設

災害により、避難所に収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者について福祉避難所を開設し、(福)東温市社会福祉協議会、介護職員、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

資料編4-1 避難場所一覧(3)福祉避難所一覧

第4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への受入れに当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

第5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要支援者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、以下のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- 1 災害により補装具を亡失し、又は毀損したものに対する修理又は交付
- 2 被災障がい者の更生相談

第6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第1 東温市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、(福)東温市社会福祉協議会と連携して、東温市災害救援ボランティア支援本部(以下、本編において「東温市支援本部」という。なお、必要に応じて支部を設置する。)を(福)東温市社会福祉協議会内に設置する。

第2 東温市支援本部の構成メンバー

東温市支援本部は、(福)東温市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

第3 東温市支援本部の任務

市は、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け付け、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

1 ボランティア活動に関する情報収集

市、県、NPO・ボランティア等や被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

2 ボランティア、被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

3 ボランティアの募集及びグル - プ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグル - プ化を行うことなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

4 ボランティアのあっせん

被災住民又、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん及び派遣を行う。

5 ボランティアのあっせん要請

必要とするボランティアが確保できない場合は、県ボランティアセンター内に設置されている愛媛県災害救援ボランティア支援本部に、ボランティアのあっせん要請を行う。

第4 東温市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

市は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を東温市支援本部等に提供するとともに、市庁舎、その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第27節 応援協力活動

市内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあって、消火活動や救命・救急・救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

第1 知事に対する応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、中予地方局を通じ、県に対し以下の事項を示して応援を求める、又は災害応急対策の実施を要請する。

要請は、以下の事項を明示し県防災通信システム又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- 3 応援を必要とする場所
- 4 応援を必要とする期間
- 5 その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

第2 他の市町長に対する応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町長に対し応援を要請する。

また、状況によっては災害対策基本法第67条の規定に基づき、隣接県の他の市町村長に応援を要請する。

被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発

生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請（相互応援協定に基づく応援要請）については、本章第11節「消防活動」に定めるとおりとする。

資料編11-5 災害時における秋田県仙北市及び愛媛県東温市相互応援協定

資料編11-6 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定

資料編11-7 災害時相互応援に関する協定書（大阪府泉佐野市）

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長（本部長）は、中予地方局を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

1 職員の派遣の要請

市長（本部長）が派遣を要請する場合は、以下に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせん

市長（本部長）が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、以下に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第16条）。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第4 協定締結民間事業者等に対する応援要請

市は、指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等との間において、以下のとおり災害時応援協定を締結しており、災害の状況に応じて適切な応援協定先に応援を要請する。

第2章 第13節 第1-3 指定地方公共機関、公共的団体、民間事業者等との間における災害時応援協定

第5 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害の状況から県消防防災ヘリコプター又は県ドクターへリの出動が必要と判断した場合

は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」及び「愛媛県ドクターへリ運航要領」に基づき、県に出動を要請する。

愛媛県消防防災ヘリコプターの出動要請に関する必要事項については、本章第28節「県消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

資料編11-12 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

第6 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

第7 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町村からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、以下のとおりとする。

1 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、危機管理班に連絡窓口を定めておく。

2 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊施設、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点その他作業に必要な受入体制を整備しておく。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な学校体育館、運動場及び公民館等を利用する。

第8 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が市対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、市長（本部長）の指示に基づき労働者を雇用する。

1 労働者の雇用範囲

(1) 被災者の避難

市長（本部長）の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

(2) 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

(3) 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配布等に労働者を必要とするとき。

(5) 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

(6) 遺体の搜索、処理

遺体の搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

(7) 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、以下の事項を付し、中予地方局を通じ県へ申請する。

ア 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

イ 労働者の所要人数

ウ 雇用期間及び理由

エ 地域

2 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中とする。

第9 外国からの応援活動への支援

外国からの応援活動については、国が受け入れを決定し、県が策定する受入計画に基づいて、県が受け入れる。

市は、県と連携を図りながら必要な支援を行う。

第28節 県消防防災ヘリコプターの出動要請

各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な活動を要請し、被害の最小化に努める。

第1 支援活動の種類

県消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて以下の活動を行う。

- 1 災害応急対策活動
- 2 救急活動
- 3 救助活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動
- 6 災害予防対策活動
- 7 消防防災訓練活動
- 8 県の一般行政活動
- 9 その他知事が必要と認める活動

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターは、以下の要件を満たす場合に、愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領の別表に掲げる基準に基づき、緊急運航する。

- 1 公共性
- 2 緊急性
- 3 非代替性

第3 緊急運航要請手続き

市長（本部長）又は消防長は、災害の状況により県消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災安全課長に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

<航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先>

名 称	所 在 地	連 絡 先
愛媛県防災航空事務所	松山市南吉田町2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 F A X : 089-972-3655

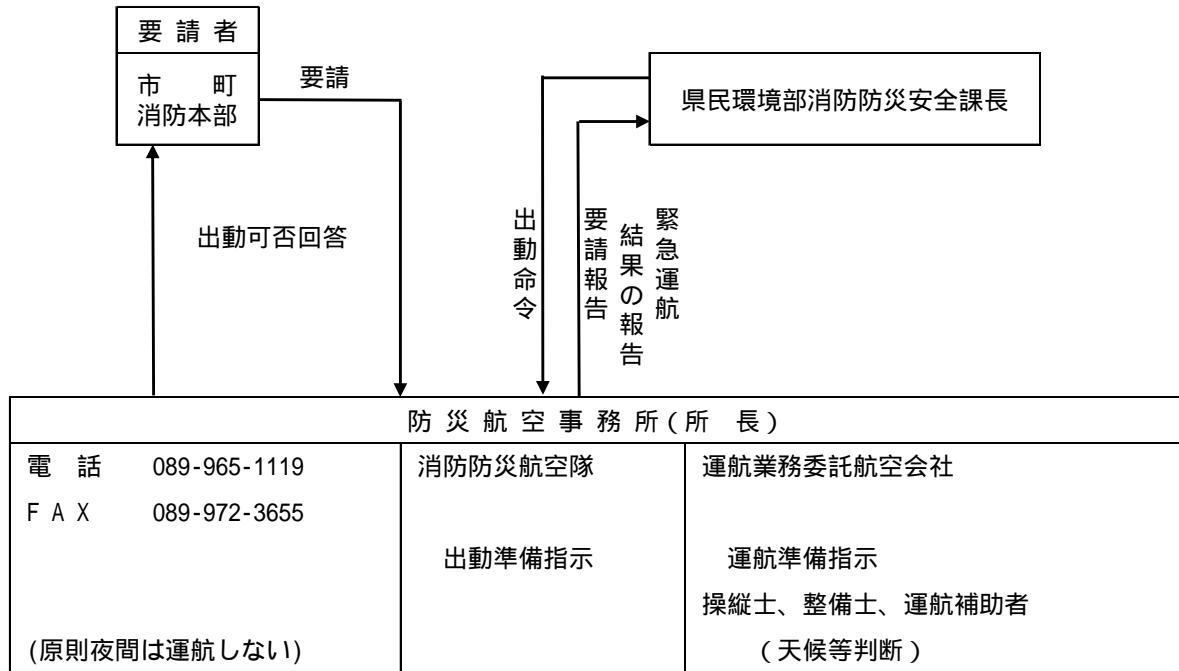
資料編8-7 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

第4 自主出動

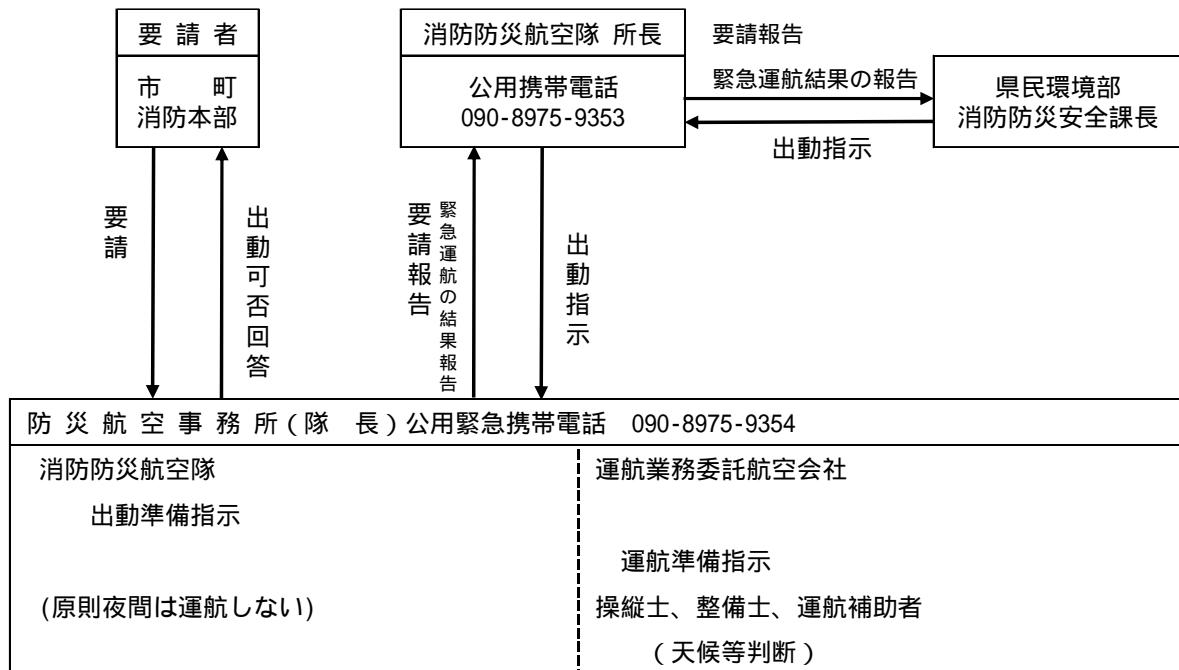
運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

別図

○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



○ 実務時間外緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、体調は関係者に連絡する。(携帯電話等による)

第29節 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後的地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

第1 災害派遣要請基準

人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、以下に掲げる自衛隊の災害派遣を必要とする事項に該当する場合、市長（本部長）は、支援を要請する事項等を明らかにして、知事を通じ自衛隊の派遣を要請する。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

第2 災害派遣要請の要求の依頼手続き

- 1 知事への要請

市長（本部長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、県災害対策本部統括司令部に対し、以下の事項を明らかにした文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。

ただし、緊急を要する場合は、県防災通信システム又は電話等をもって連絡し、事後速やかに

文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 知事と連絡不能の場合

市長（本部長）は、知事に対し連絡が不能で前記1に定める要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に通知する。

また、その際は、事後速やかに知事に通知する。

資料編9-1 災害派遣要請

資料編9-2 救急患者空輸要請

第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つないとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

なお、自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、以下のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つないとまがないと認められること。

第4 要求連絡先窓口

1 県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
愛媛県	県民環境部防災局 防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	(089)912-2335 (夜間休日)(089)941-2111 FAX (089)941-2160
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町132	(089)909-8750

2 自衛隊（県と通信不能の場合）

機関名	電話番号	県防災通信システム	FAX番号
陸上自衛隊中部方面特科連隊 第4大隊	089-975-0911	6-6218	089-975-0911

第5 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

区分	救助活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助
水防活動	堤防及び護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路及び鉄道路線の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第6 災害派遣部隊の受入体制

1 自衛隊との連絡窓口一本化

市長（本部長）は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を危機管理班に設置する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。作業計画の作成に当たっては、以下の事項について配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 派遣部隊の受け入れ

市長（本部長）は、派遣された部隊に対し、以下の施設等を準備する。

- (1) 宿泊施設
- (2) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- (3) ヘリコプター離発着場

資料編 8 - 6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧

第7 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって中予地方局を経由して県に対し、その旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請しその後文書を提出する。

資料編 9 - 3 撤収要請

資料編 9 - 4 救急患者空輸撤収要請

第8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、以下のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市長（本部長）が協議し、必要に応じて県が協議する。

第30節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、市及び各ライフライン事業者は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、国、県は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要請に応じ、G I S の活用等による情報提供に努める。

なお、応急復旧に当たっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

第1 水道施設（上下水道班）

1 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

2 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

3 県への応援要請

応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

4 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧を図る。

資料編1-2 市内指定給水装置事業者一覧

第2 下水道施設（上下水道班）

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

2 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3 応援要請

下水道施設の復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、他の市町等に支援を要請する。

資料編1-3 市内下水道排水設備指定工事店一覧

第3 電力施設（四国電力（株）、四国電力送配電（株））

四国電力（株）、四国電力送配電（株）は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。

(2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

4 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

5 災害復旧用資機材の確保

事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店、関係業者等から緊急転用措置をとる。

6 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

7 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

8 設備の応急復旧

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速かつ適切に実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対応する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により、通信回線を確保する。

9 復旧の順位

設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第4 ガス施設（四国ガス（株）、ガス販売業者）

1 災害対策組織の編成

ガス事業者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に對処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

2 情報の収集

災害が発生した場合は、ガス施設の被害状況、ガス供給停止による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

3 応急措置及び復旧対策

(1) ガス事業者は、災害が発生し、設備に危険が想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。

(2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。

(3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。

(4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。

(5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。

(6) 避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

4 動員・応援体制

(1) ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。

(2) 災害の規模に応じて、（一社）日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

5 資材の確保

ガス事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

6 広報の実施

- (1) ガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況や復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第5 電信電話施設

1 NTT西日本(株)

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、以下により臨機に措置をとり、通信の輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところによる利用制限等の実施
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱
- エ 警察、消防、その他の諸官庁が設置する通信網との連携
- オ 電気通信事業者及び県防災通信システム等との連携
- カ 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置
- キ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

(2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

- ア 災害用資機材は、予備品及び貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

- イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。
- ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート、仮設用用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県又は市町等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

- ア 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- ウ 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

- ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画し、設計する。
- イ 被災地における地域復興計画の作成及び実施に当たっては、これに積極的に協力する。

2 (株) NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、以下により必要な措置をとる。

- (1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害用伝言板の開設

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、以下により必要な措置をとる。

- (1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

4 KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、以下により必要な措置をとる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第6 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第20節 廃棄物等の処理」(194頁)のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第31節 郵便事業の運営維持

日本郵便(株)四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

第1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送、集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。また、指定避難所等に避難した人にも送達できるよう市町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

第2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便物についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第32節 豪雪災害防止活動

市内に、豪雪があった場合には、地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険個所等の把握に努めるとともに、通信手段、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

また、雪害対応にかかる経験が豊かな地方公共団体との相互応援協定の締結についても、考慮する。

第1 道路の除雪対策等

1 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。

2 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、大規模な車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

3 除雪体制の整備

道路管理者は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、県内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るものとし、各道路管理者間の連絡調整を図る。

道路管理者は、あらかじめ市及び民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

4 雪捨場の指定

家屋連担地域の除雪に当たっては、道路管理者は、雪捨場及び除雪方法について除雪計画に支障をきたさないようにする。

5 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路交通規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を報道機関、道路情報提供装置等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

6 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

7 適切な道路管理及び交通対策

道路管理者及び四国地方整備局、四国運輸局愛媛運輸支局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行えるよう努めるものとする。

第2 なだれ対策

1 危険個所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市は、管内の巡回を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険個所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの柵設けるなど緊急措置を講じる。

2 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、市は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険地帯に対して警告、避難指示を行う。

3 児童生徒等に対する措置

市長、学校長、その他関係機関は、なだれの危険個所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

第3 学校教育対策

1 施設の保全管理

老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしは早めに行って、行きずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

2 関係機関との連携

学校長は、児童生徒等の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、交通機関等の協力を得て、安全な交通手段の確保に努める。

なお、以下の事態が発生したときは、その状況を以下の系統により速やかに報告する。

- (1) 臨時休業したとき。
- (2) 児童生徒等に事故が発生したとき。
- (3) 学校施設に事故が発生したとき。

小中学校 市教育委員会 教育事務所 県教育委員会

第4 主要食料の確保

1 応急用米穀の確保

県は、山間へき地等で雪害が発生した場合、その地帯の住民に対して必要期間分の応急用米穀の供給が円滑に行われるよう農林水産省農産局長及び米穀卸売業者と協議して、所定の手続きをとる。

2 生活必需物資及び家畜飼料の備蓄

県は、市を通じて、生活必需物、家畜飼料の備蓄指導を行う。

- (1) 山間へき地など直接積雪の影響を受ける地帯はもとより、市街地の家庭に対しても極力相当量の応急用野菜、保存食品及び燃料等の生活必需物資を備蓄する。
- (2) 必要予定量の精米を米穀販売業者並びに各家庭に備蓄する。
- (3) 家畜の購入飼料については、農家における貯蔵はもちろん、農業協同組合においても相当量の飼料確保を行い、農家需要に即応できるようにする。また、粗飼料については、降雪期に入る前にできる限り貯蔵する。

3 生活必需物資の緊急輸送

県は、豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送を行うなど適宜適切な措置を講じる。

第5 生産物の搬出

1 生乳

県は、生乳輸送に関し、愛媛県酪農業協同組合連合会と乳業者間の緊密な連携が必要であるので、あらかじめ関係者間で打合せを行い、地域の実情に応じた措置の実施について関係機関に指導を行う。

県は、集乳所の整備の強化等について指導する。

2 林産物

県は、木炭及び木材については、関係団体と緊密な連携をとり、緊急需要に支障が生じないよう留意する。

第6 保健衛生及び医療措置

1 急患の措置

県は、豪雪に閉ざされた地域で、緊急に医療を施さなければならない患者が発生した場合は、以下の措置を実施する。

- (1) 保健所等で編成した救護班の派遣
- (2) 近隣医療機関との連絡

(3) 特に緊急の場合は、航空機による緊急搬送

2 医薬品の確保

県は、血清やワクチン等について緊急需要に支障のないよう留意する。

3 その他

県は、豪雪に閉ざされた地域では、市民等の栄養障害の防止、食品の衛生的処理等について注意を喚起するとともに、雪どけによる飲料水、し尿処理対策に留意し、防疫の万全を図るよう指導する。

第7 他の機関に対する協力（鉄道、電力、通信）

各機関は、関係機関との密接な連携を保ち、あらかじめ、あるいはその都度対策を確立し、特に要因の確保について協力する。

第8 交通規制・緊急通行車両の通行確保

県警察は、なだれの危険箇所等の道路の危険防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、道路交通の状況等に対応した交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察等の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

また、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の運転者等に対車両の移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

第9 孤立地区との通信連絡

県は、災害により通信サービスや交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、県は、衛星携帯電話やアマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、市の要請又は自らの判断により県消防防災ヘリコプター等を活用して、孤立地域との連絡に努める。

第33節 航空災害応急活動

松山空港事務所、県、市町及び防災関係機関は、松山空港及び隣接区域において、航空機の墜落事故等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

また、松山空港及び隣接区域以外の地域において、災害が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、松山空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

なお、県内において、自衛隊及び米軍の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合には、「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」(以下「協議会」という。)を中心に各種応急対策を実施する。

第1 大阪航空局（松山空港事務所）の活動

県は、松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき、又は発生するおそれがある場合に備えて、松山空港事務所と連絡を取ることにより、航空機事故の発生情報を得て、速やかに応急活動を実施する。

あるときは、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と協力して、以下の措置を講じる。

- 1 航空機事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、情報収集を行い、必要な情報を関係機関に提供するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため、必要な措置を講じる。
- 2 多数の死傷者が発生したときは、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と連携し、消化救難・救急医療活動を実施する。
- 3 災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。
- 4 空港の利用に当たっては、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図るなど災害時に即した航空管制及び情報提供を行う。

第2 県の活動

- 1 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、消防防災ヘリコプター等を活用して、情報収集を行う。
- 2 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。
- 3 医療救護活動を実施する必要が生じたときは、医療救護要員の派遣、又は待機する。
- 4 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- 5 米軍の航空機の搜索救難の場合のみ、必要に応じ、自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部に災害派遣要請を行う。

第3 市の活動

- 1 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「松山空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書」に基づき、消防救難活動を実施する。
- 3 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- 4 災害の規模が大きく地元市で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第4 県警察の活動

- 1 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、創作物活動を実施する。
- 2 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急

行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

- 3 事故発生地及びその周辺において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- 4 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出を行うとともに、死者が発生したときは、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。また、墜落現場の搜索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

第5 海上保安部等の活動

- 1 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、巡視船艇、航空機等を活用し、海上における捜索活動を実施する。
- 2 海上における災害救助活動を実施するとともに、必要に応じ、市町等の活動を支援する。
- 3 船舶交通の安全を図るため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。

第6 協議会の活動

- 1 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の通報内容については、協議会において定める「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」(以下「要綱」という。)に基づき通報を行う。
- 2 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の応急救助活動については、協議会において定める要綱の役割分担により、迅速かつ円滑な救助活動を実施する。

第34節 鉄道施設災害の応急活動

伊予鉄道(株)は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第1 災害対策本部等の設置

伊予鉄道(株)は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

第2 情報連絡体制の整備

伊予鉄道(株)は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集・伝達に努める。

第3 災害応急措置及び復旧対策

伊予鉄道(株)は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、以下の措置を可及的速やかに行う。

- 1 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。また、必要に応じて、所要の手続きを行つたうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどして、鉄道の迅速な復旧に努める。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- 4 非常緊急にかかるものの輸送を速やかに行う。

第4 旅客等への広報

- 1 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- 2 駅長は、災害による旅客及び公衆の動搖・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。

第5 避難誘導

- 1 乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
- 2 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

第35節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合、その火薬庫の所有者及び占有者は以下の1、2に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官及び消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の3に掲げる緊急措置を講じる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立ち入りを禁止する。
- 2 上記1の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈めるなど、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じる。
- 3 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内

の住民を避難させるための措置を行う。

第2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事（各地方局防災対策室又は消防防災安全課）又は警察官及び消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため以下の緊急措置を講じる。

- 1 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- 2 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- 3 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、市、警察官、消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

第3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災又は水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、以下の緊急措置を講じる。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- 2 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

第4 毒物・劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中ににおいて流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに中予保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた中予保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期す

る。

第36節 大規模火災応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消防活動等の応急対策を行う。

- 1 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災拡大防止を行う。
- 3 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 4 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 5 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 6 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第37節 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消防活動等の応急対策を行う。

- 1 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに県消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- 4 火災の規模が大きく、市のみで対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」、「中予地区広域消防相互応援協定」等に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 5 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確

保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

6 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

7 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、市町は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設災害復旧対策

指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第1 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなど、事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。

- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場及び最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

2 市の活動

- (1) 市長（本部長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に

着手する。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1 復興計画の策定

1 計画の策定

市長（本部長）は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

6 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

さらに、県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものと

する。

第2 防災まちづくりを目指した復興

- 1 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 4 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 5 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 6 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を苦慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。
- 7 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- 8 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 9 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する。

第3 復興財源の確保

- 1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握

し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 市の活動

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、以下の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら以下の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を策定する。

第1 四国財務局（松山財務事務所）の活動

1 現金供給の確保及び決済機能の維持

(1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。

(2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため必要な措置を講じるとともに、金融当局及び関係行

政機関は、これを支援する。

3 非常金融措置の実施

四国財務局松山財務事務所及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して以下のよう非常措置をとるようあっせん、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て、住民に対して周知徹底を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

第2 日本銀行松山支店の活動

日本銀行松山支店は、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保のための措置を講じる。

- 1 被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握
- 2 必要と認められる復旧資金の融通に関する金融機関等の迅速適切な措置についての指導

第3 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う、災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

第4 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 県の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

市や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査、電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

イ 以下の施策を必要に応じ実施する。

(a) 相談所の設置

(b) 電話相談の実施

(c) パンフレットの作成・配布

(3) 資金需要の把握

中小企業の被災状況をもとに、再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

(5) 金融面での支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国への要望

「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

3 市の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第5 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

2 県の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

市や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 市や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。

イ 以下の施策を必要に応じ実施する。

(a) 相談所の設置

(b) 電話相談の実施

(c) パンフレットの作成・配布

(3) 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。

(4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施

農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

(5) 金融面での措置

県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。

(6) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を融資機関等に要請し協力を求める。

3 市の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を県と連携して周知する。

第4節 被災者等に対する支援

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、県、市及び関係機関は、以下のとおり被災者措置を講じる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 県の活動

(1) 被災状況の把握

要配慮者の被災状況や生活実態、社会福祉施設等の被災状況等調査を市等と協力しながら実施する。

(2) 一時入所の調整・あっせん

社会福祉施設や関係機関等と調整を行い一時入所のあっせんを行う。

(3) 巡回健康相談

市と協力して、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、要配慮者の心身の健康保持に努める。

(4) 被災児童への相談援助

児童相談所等に配置されている心理職による相談援助を実施し、被災児童の心のケアに

努める。

3 市の活動

(1) 被災状況の把握

以下の事項を把握して県に報告する。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設等の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（中予保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。

また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第2 義援物資及び義援金の受け入れ及び配分

1 義援物資の受入れ及び配分

市は、義援物資を受入れ及び配分を行う。なお、その際、以下の事項について留意する。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包された物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一力所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。
- イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しへは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入れのため、以下の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先及び送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。
- オ 一方的な義援物資の送り出しあは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な支援物資が送付される場合があるため、県及び市は、報道関係に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金の募集

(1) 県の活動

- ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。
- イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 市の活動

市への義援金を受け付けるために、会計班に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

統一的に義援金を配分するため、市は、県が設置する日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会と連携し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会では、以下のことについて協議決定する。

- (1) 配分金額
- (2) 配分対象者
- (3) 配分方法
- (4) 配分状況の公表
- (5) その他義援金配分に関すること。

第3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

2 県

市の災害弔慰金等の対象者及び支給状況を把握する。

3 市

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び東温市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

第4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

(1) 被災情報の把握

ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。

イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

ウ 県は、災害による住家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図る。

(2) 被災者に関する情報提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときには、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者の関する情報を提供する。

(3) 被災者生活再建支援金等の支給

市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類のとりまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

また、国の被災者生活再建支援金の支給状況等を踏まえ、被災者に対する県独自の支援金の支給等について被災市町と連携して必要な措置を講じる。

(4) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(5) 資金の貸付等

県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、市町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、以下のうち適切な資金の融通措置を講じる。

ア 生活福祉資金

- イ 母子福祉資金
- ウ 父子福祉資金
- エ 災害援護資金

(6) 国への要望

国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 市の活動

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、以下の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被災の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災者世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(5) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第5 罹災証明書の交付

1 基本方針

生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

(1) 交付体制の整備

県は、発災後速やかに市町に対し、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る市町向け説明会を実施するなど、事務の迅速化を図るとともに、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、説明会の実施に当たっては、テレビ会議システム等を活用し、各市町に映像配信

を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

(2) 市町の活動に対する支援

住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付について、当該業務を支援するシステム等を活用し、市町の活動の進捗状況を把握する。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した場合に、調査・判定方法にばらつきが生じることがないよう、平時には研修会の開催等により市町間の均衡を図るとともに、発災時には被災市町間での課題共有や対応の検討について調整を行うなど、市町の活動を支援する。

なお、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に對し支援を行う。

3 市の活動

(1) 交付体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(2) 罹災証明書の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「被害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害にかかる住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

第6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び市は、以下の措置を講じる。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(2) 県の活動

ア 住宅復興計画の策定

必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。

イ 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じた支援策を検討する。

ウ 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。

エ 公的住宅に関する協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について市町と協議する。

オ 県営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。

カ 住宅に関する情報提供

協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会からの民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

(3) 市の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 雇用対策

(1) 県の活動

ア 雇用状況の把握

愛媛県労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

イ 事業者支援の実施

県内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

ウ 離職者セーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。

工 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、以下の施策を講じる。

- (a) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
 - (b) 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
 - (c) 求人開拓の実施
 - (d) 合同就職説明会等の開催
- (2) 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び市は、以下の措置を講じる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- (2) 非保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、県及び市の各福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

第7 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 県の活動

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ、テレビ等のマスメディアや県ホームページ、広報紙等を活用し、以下の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

(3) 外国人への広報

災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は国際交流協会等と連携し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、生活再建関連施策に関する情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、罹災証明、義援金の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談や情報提供などの支援を行う。

(4) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

(5) 被災者への説明

県は、市が実施する被災者への説明の支援に努めるものとする。

3 市の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙や市ホームページ等を活用し、災害関連情報や前記2(1)の内容を広報・PRする。

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(3) 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第8 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

また、県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 県の活動

(1) 企業誘致活動の実施

地元市町と連携した企業誘致を推進する。

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ市町や関係団体等と連携し、以下の施策を実施する。

ア 県内における観光地の復興イベント等の実施

イ 県外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

工 大規模な会議等の誘致

2 市の活動

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント、商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施す



発行 東温市防災会議

事務局 東温市総務部危機管理課

〒791-0292

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL 089-964-4483

FAX 089-964-1609

HP <https://www.city.toon.ehime.jp>